

官報

號外 昭和二十一年八月二十五日

○第九十回 衆議院議事速記録第三十五號

昭和二十一年八月二十四日(土曜日)

午前十時五十分開議

議事日程 第三十四號

昭和二十一年八月二十四日

午前十時開議

第一 帝國憲法改正案

第一讀會の續(委員長報告)

【朗讀ヲ省略シタ報告】

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

織維工業再建に關する建議案

提出者 青木清左門君

貝塚、粉河間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 寺田 榮吉君

重信川改修工事國營に關する建議案

提出者 安平 鹿一君 馬越 晃君

關谷 勝利君 稻本 早苗君

林田 哲雄君 藥師神岩太郎君

高橋 英吉君

(以上八月二十三日提出)

一、昨二十三日吉田内閣總理大臣カラ

木村副議長宛次ノ通り發令ガアツタ

旨ノ通牒ヲ受領シタ

衆議院議長 樋貝 詮三

願ニ依リ衆議院議長ヲ免ス

一、昨二十三日吉田内閣總理大臣カラ

木村副議長宛次ノ通り發令ガアツタ

旨ノ通牒ヲ受領シタ

官報號外 昭和二十一年八月二十五日

衆議院議事速記録第三十五號

正五位勳三等 山崎 猛

議院法第三條ニ依リ衆議院議長ニ任

ス

一、昨二十三日次ノ通り特別委員ノ異

動ガアツタ

食糧緊急措置令(承諾を求めん件)

委員

辭任井出一太郎君 關小坂善太郎君

【書記官長大池眞君議長山崎猛君

ヲ演壇ニ伴フ】

○書記官長(大池眞君) 昨日本院議長

ニ勅任セラレマシタ山崎猛君ヲ御紹介

申上ゲマス

【拍手】

○山崎猛君 不肖此ノ度諸君ノ御推薦

ニ依リマシテ、昨日拙ラズモ衆議院議

長ノ大命ヲ拜シマシタ、光榮之ニ過

ルモノナク、職責ノ眞ニ重大ナルヲ痛

感致ス次第デアリマス、而モ今後ノ新

シキ時代ニ處シテ眞ニ民主議會ノ實ヲ

舉グル爲ニハ、自ラ顧ミテ餘リニ無力

ナルヲ惧レルモノデアリマス、之ニ加

フルニ職院ノ法規典禮ニ付キマシテ

ハ、甚ダ通ゼザルモノガアルノデアリ

マシテ、今後諸君ノ御支援ト御鞭撻ニ

俟ツ所頗ル大ナルモノガアルト信ズル

ノデアリマス(拍手)偏ニ諸君ノ御協力

ヲ此ノ上ナガラ御願ヒ致ス次第デアリ

マス、茲ニ謹ンデ就任ノ御挨拶ヲ致ス

次第デアリマス

【拍手】

【山崎猛君議長席ニ著ク】

○議長(山崎猛君) 前議長樋貝詮三君

ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ

許シマス——樋貝詮三君

【樋貝詮三君登壇】

○樋貝詮三君 御挨拶ヲ申上ゲマス、

此ノ度深く考フル所ガアリマシテ、御

聽許ヲ得テ議長ノ職ヲ去ルコト相成

リマシタ、思ヘバ極メテ短期間デハアリ

マシタケレドモ、此ノ歴史的議會ニ議

長ノ職務ヲ執ラセテ戴キマシタコト

ハ、光榮之ニ過グルモノハアリマセ

ス、在任中ハ微力デ何等ナスコトモナ

ク、皆様ノ御期待ニ十分ニ副ヒ得ナカ

ク、今後モ引續キ諸君ノ職尼ニ附シマシ

テ、國家憲政ノ爲ニ努力ヲ致ス覺悟デ

ゴザイマス、何卒一層ノ御支援ト御鞭

撻トゾテ次第デアリマス、之ヲ以テ

御挨拶ヲ致シマス

【拍手】

○議長(山崎猛君) 此ノ際青又黨君ヨ

リ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許

シマス——青又黨君

【青又黨君登壇】

○青又黨君 不肖年長ノ故ヲ以テ茲ニ

前議長ニ對シ一言御挨拶ヲ申上ゲ、山

崎新議長ニ對シ御祝辭ヲ申述べタイト

存ジマス(拍手)

樋貝君ガ此ノ度議長ノ職ヲ辭セラレ

ルニ當リ、只今御鄭重ナル御挨拶ヲ戴

キマシタ、申スマデモナク今期議會ハ

國家再建ノ基盤ヲ築クベキ重大議會デ

アリマシテ、御在職中ハ熱誠事ニ當

リ、常ニ公正ヲ期セラレテ、其ノ重責

ニ當ラレテ居リマシタコトヲ深ク感謝

致シマス、今日末ダ會期ヲ終ラザル

ニ、考フル所アラレテ、議長ノ椅子ヲ

退カレマシタガ、實クハ邦家ノ爲メ益

御自愛、御健康アラシコトヲ切望シ

テ已ミマセス、謹ンデ御挨拶ヲ申上ゲマ

ス(拍手)

尙ホ山崎新議長ニ對シ茲ニ御就任ノ

御祝辭ヲ申上ゲタイト存ジマス、此ノ

際前議長ノ後ヲ繼グベキ最適任者ヲ得

マシタコトハ、先以テ我々ノ最も欣幸

トスル所デアリマス(拍手)

山崎君ハ既ニ多年ニ互ツテ議會政治

ノ實際ヲ體驗セラレタ方デアリマシ

テ、君ノ高邁ナ識見ハ必ズヤ此ノ豐富

ナル經驗ヲ新時代ニ再生シ、以テ我ガ

民主議會ノ權威ヲ十二分ニ昂揚セラレ

ルコト信ジマス、切ニ今後ノ御奮闘

ヲ祈ル次第デアリマス、茲ニ議員一同

ヲ代表致シマシテ、謹ンデ御祝辭ヲ申

上ゲマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開

キマス、只今マデニ登院セラレタ議員

數ハ四百六十六名デアリマス、是ニテ憲法

第七十三條第二項ノ議員總數三分ノ二

以上ノ定數ハ十分デアリマス、日程第

一、帝國憲法改正案ノ第一讀會ノ續ヲ

開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス

——委員長若田均君

帝國憲法改正案

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 帝國憲法改正案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通り修正スベ

キモノト議決シタ因ツテコニ報告

スル

昭和二十一年八月二十一日

委員長 若田 均

衆議院議長樋貝 詮三殿

【別紙】

(小字及び——は委員會修正)

日本國憲法

日本國民は、國會における正當に

選舉された代表者を通じて、我々

自身と子孫のために、諸國民との間

に平和的協力を成立させ、日本國全

土にわたつて自由の福を確保し、

政府の行爲によつて再び戦争の慘禍

が発生しないやうにすることを決意

し、ここに國民の總意が至高なもの

であることを宣言し、この憲法を確

定する。そもそも國政は、國民の崇高

な信託によるものであり、その權威

は國民に由來し、その權力は國民の

代表者がこれを行使し、その利益は國

民がこれを受けるものであつて、こ

れは人類普通の原理であり、この憲

法は、この原理に基くものである。

我々は、この憲法に反する一切

の法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を企圖し、

人間相互の關係を支配する高遠な理

想を深く自覺するものであつて、我

らの安全と生存をあげて、平和を愛

する世界の諸國民の公正と信義に委

託する。

四九五

明治二十五年三月三十一日

第三種郵便物認可

ねようと決意した。我らは、平和を維持し、專制と暴徒と壓迫と偏狹を地上から永遠に掃蕩しようとして、ある國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、全世界すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も、自國のことにのみ専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、日本國民の至高の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國務に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國務のみの行為、政治に關する權

能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任することが出来る。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國務を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

二 國會を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるところの他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀を認證すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を認證すること。

七 榮典を授與すること。

八 批准書及び法律の定めるところの他の外交文書を認證すること。

九 外國の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八條 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若し

くは賜與することは、國會の議決に基かなければならない。

第二章 戰爭の放棄

第九條 日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を維持するが爲め、武力による威嚇又は武力の行使は、他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する。

○前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。國の交戦權は、これを認めない。

第三章 國民の權利及び義務

第十條 日本國民たる要件は、法律でこれを定む。

第十一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十二條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三條 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四條 すべて國民は、法の下に

平等であつて、人種、信條、性別社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十五條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

すべて選舉における投票の秘密は、これを侵してはならない。選舉人は、その選擇に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六條 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七條 何人も、公務員による不正行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體にその賠償を求めることが出来る。

第十八條 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九條 思想及び良心の自由は、

これを侵してはならない。

第二十條 信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一條 集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三條 學問の自由は、これを保障する。

第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の權利と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五條 すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

法律は、すべての生活面について、社會の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。

第二十四條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○法律の定めるところによつて、すべて國民は、○その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十三條 すべて國民は、勤勞の權利を有する。

○、休息賃金、就業時間○その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。

兒童は、これを酷使してはならない。

第二十六條 勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。

第二十七條 財産權は、これを侵してはならない。

財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る。

第三十條 國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十九條 何人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪はれない。

第三十條 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、權限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。

第三十一條 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する權利を與へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十二條 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、權限を有する司法官憲が發する各別の令狀により、これを行ふ。

第三十三條 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十四條 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を十分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める權利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することが出来る。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十五條 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫の下での自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十六條 何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十條 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることが出来る。

第四章 國會

第三十七條 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第三十八條 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第三十九條 兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

兩議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十條 兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分又は門地によつて差別してはならない。

第四十一條 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十二條 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半數を改選する。

第四十三條 選舉區、投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

第四十四條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十五條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

第四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならない。

第四十七條 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第四十八條 國會の常會は、毎年一回これを召集する。

第四十九條 内閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十條 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以内に、國會を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、參議院は同時に閉會となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集會を求めることができる。

前項但書の緊急集會において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開會の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

第五十一條 兩議院は、各々その議員の選舉又は資格に關する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十二條 兩議院は、各々その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半數でこれを決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十三條 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多數で議決したときは、秘密會を開くことができる。

兩議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。

第五十四條 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

兩議院は、各々その會議その他の手續及び内部の規律に關する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができ。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十五條 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、參議院で可決し、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは、法律となる。

參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は參議院

がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第五十六條 豫算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

豫算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決した豫算を受け取つた後、

國會休會中の期間を除いて四十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第五十七條 條約の締結に必要な國會の承認については、前條第三項の規定を適用する。

第五十八條 兩議院は、各々國務に關する調査を行ひ、これに關して、證人の出頭及び證言並びに記録の提出を要求することができ。但し、

第五十九條 内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができ。又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十條 國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

彈劾に關する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十一條 行政權は、内閣に屬する。

第六十二條 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。

第六十三條 内閣總理大臣は、國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて二十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國會の承認により、國務大臣を任命する。この承認については、前條第二項の規定を適用する。

内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十五條 内閣は、衆議院で信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならない。

第六十六條 内閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選舉の後初めて國會の召集があつたときは、内閣は、總辭職をしなければならない。

第六十七條 前二條の場合には、内閣は、あらたに内閣總理大臣が任命されるまで引き續きその職務を行ふ。

第六十八條 内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部に指揮監督する。

第六十九條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一 法律を實質に執行し、國務を總理すること。
二 外交關係を處理すること。
三 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。
五 豫算を作成して國會に提出すること。
六 この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十條 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十一條 國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の權利は、害されない。

第六章 司法

第七十二條 すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に屬する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十三條 最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有する。

檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十四條 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければならない。裁判官の懲戒處分は、行政機關がこれを行ふ。

ことはできない。

第七十五條 最高裁判所は、^{〇〇}法律の定める員数の^{〇〇}裁判官でこれを構成し、その^{〇〇}裁判官は、すべて内閣でこれを任命し、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十六條 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることが出来る。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十七條 最高裁判所は、終審裁判所である。

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する。終審裁判所である。

第七十八條 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合に於て、對審は、公開しないで行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の權利が問題となつてある事件の對審は、常にこれを公開しなければならぬ。

第七章 財政

第七十九條 國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行はなければならぬ。

第八十條 あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十一條 國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基くことを必要とする。

第八十二條 内閣は、毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならぬ。

第八十三條 豫見し難い豫算の不足に充てらるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならぬ。

第八十四條 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に屬する。皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の收入とし、法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。

第八十五條 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならぬ。

第八十六條 國の收入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならぬ。

會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。

第八十七條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第八十八條 地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第八十九條 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選挙する。

第九十條 地方公共團體は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができる。

第九十一條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選挙の期日における投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十三條 この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試験に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の權利として信託されたものである。

第九十四條 この憲法並びにこれに基いて制定された法律及び條約は、國の最高法規とし、その條規

に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その效力を有しない。

日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。

第九十五條 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊厳し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第九十六條 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選挙及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第九十七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認める。但し、將來、華族その他の貴族たることに由り、いかなる政治的權利も有しない。

第九十八條 この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての權限を行ふ。

第九十九條 この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百條 この憲法施行の際現在在職

官報號外 昭和二十一年八月二十五日 衆議院議事速記第三十五號 帝國憲法改正案 第一議會の續

四九九

する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定めをした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、當然その地位を失ふ。

附帶決議

一、憲法改正案は憲法附屬の諸法典と相俟つて、始めてその運用の完全を期待し得るものである。然るに皇室典範、參議院法、内閣法その他多數の各種法令は、未だその輪廓さへ明かでないために、憲法の審議に當つても徹底を期し得なかつたことは、深く遺憾とするところである。政府は速かに是等諸法典を起草し、國民の輿論に問ふ準備をなすべきである。

二、改正憲法が生活權、勞働權等の經濟的基本權を確立したことは時代の要求に即應する適切な措置であるが、然し是等の權利の裏附となるべき諸施設は、現状を以ては頗る不十分なものがある。政府は速かに廣汎な社會政策を樹立し、當面の失業対策、社會保障制度の確立と同時に、他面生産の増強を圖り、以て經濟再建の促進に萬遺漏なきを期すべきである。

三、參議院は衆議院と均しく國民を代表する選挙せられたる議員を以て組織するの原則はこれを認むるも、これがために衆議院

と重複する如き機關となり終ることは、その存在の意義を没却するものである。政府は須くこの點に留意し、參議院の構成については、努めて社會各部門各職域の智識經驗ある者がその議員となるに容易なるよう考慮すべきである。

四、憲法改正案は、基本的人權を尊重して、民主的國家機構を確立し、文化國家として國民の道義的水準を昂揚し、進んで地球表面より一切の戰爭を驅逐せんとする高遠な理想を表明したものである。然し新しき世界の進運に適應する如く民衆の思想、感情を涵養し、前記の理想を達成するためには、國を擧げて絶大の努力をなさなければならぬ。我等は政府が國民の總意を體し熱情と精力とを傾倒して、祖國再建と獨立完成のために邁進せんことを希望するものである。

〔戸田均君登壇〕

○戸田均君 本日イトモ嚴肅ナル本會議ノ議場ニ於テ、憲法改正案委員會ノ議事ノ經過並ニ結果ヲ御報告シ得ルコトハ深ク私ノ光榮トスル所デアリマス。本委員會ハ六月二十九ヨリ改正案ノ審議ニ入りマシテ、前後二十一回ノ會合ヲ開キマシタ、七月二十三日質疑ヲ終了シテ懇談會ニ入り、小委員會ヲ開クコト十三回、案文ノ修正案ヲ得テ、八月二十一日之ヲ委員會ニ報告シ、委員會ハ多數ヲ以テ之ヲ可決致シマシタ、其ノ間ニ於ケル質疑應答ノ概要並ニ修正案ニ付テ説明致シマス。

勅命ヲ奉ジテ政府ヨリ提案セラレタ憲法改正案ハ、六百五十字ニ餘ル前文ト、百箇條ニ上ル規定トヲ具ヘタ調期的ナ大法案デアリマシテ、其ノ中ニ包含スル新シキ理想ト、時代精神ニ生キントスル民主國家ノ構想トヲ以テ、未曾有ノ收戦ノ後ヲ承ケテ我等ノ祖國ヲ燒土ノ中カラ建直シ、國際場裡ニ名實共ニ具フル獨立國家ヲシメントスル企圖ヲ以テ提案セラレタモノデアリマス。之ヲ現行憲法ト比較シテ最も顯著ニ目ニ付ク點ハ、今回ノ改正案ガ明カニ二ツノ面ヲ持ツト云フコトデアリマス、即チ一ハ、我が國ノ國家機構カラ一切ノ封建的殘滓ヲ取除イテ、眞ニ民主的ナ國會制度、內閣制度、司法制度ヲ確立セントスル現實的、構成的ノ部門デアリマス、其ノ二ハ、國內ニ於テ基本的人權ヲ尊重シ、諸外國ノ間ニ平和的協力ヲ成立サセ、國際社會ニ伍シテ名譽アル地位ヲ占メヨウトスル意思表示デアツテ、將來ノ國際的生活ニ對スル理想主義的ナ分子ヲ含ム面デアリマス、而モ改正憲法ノ前文ニ於テ、我が國ノ主權ガ國民ニ存スルコトヲ明白ニシタコトハ、各種各樣ノ波紋ヲ與ヘマシテ、憲法改正ニ關スル論議ノ中心トナツタコトハ、諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、隨テ本委員會ニ於テ多數ノ委員カラ發セラレタ質問ハ、此ノ憲法改正案ガ我が國體ヲ變革スルモノナリヤ否ヤト云フ點デアリマシタ。

「第一章天皇」ノ章ニ付テハ、國體ノ問題、天皇制及ビ主權ノ所在等ニ關聯シテ、最も熱心ニ論議セラレマシタ、政府ノ説明ニ依レバ、主權ト云フ言葉ハ極メテ多數ニ用ヒラレテ居ルケレドモ、之ヲ國家意思ノ實質的源泉ト云フ意味ニ解スルナラバ、主權ハ正ニ國民ノ全體ニアル、而モ天皇ヲ含メテノ國民全體ニ在ルト云フデアリマス、更ニ詳シク申セバ、國家意思ノ源泉ハ個々ノ人間ノ考ヘ其ノモノデハナイ、國民ガ各自結合連結スル中ニ纏マツテ來ル所ノ考ヘガ國家意思ノ源泉トナルノデアツテ、隨テ主權ノ本體ハ天皇ヲ含メテノ國民ノ組織體ニ在ル、國家意思ノ源泉ハ全體ノ心ト繋ガツテ居ルト考ヘザルヲ得ナイト云フデアリマス、茲ニ注意スベキコトハ、主權ノ觀念ニ伴フ泰西ノ思想ト、我が國憲ノ基本主義トノ差異デアリマス、歐米ニ於テハ國家構成ノ思想ハ古クヨリ二元的ニナツテ居リ、人民ト云フ文字ニハ、君主其ノ他ノ治者ニ對スル被治者ノ地位ヲ聯想スルノデアリマスカラ、主權ノ觀念ニモ亦國家ニ於ケル二元性ヲ前提トスル考ヘガ附隨スルコトハ否定出來マセス、政府ノ説明ニ依レバ、君主主權ト云ヒ、主權在民ト云フ、從來ノ學說ニハ常ニ對立意識ガ附帶スルモノデアリマス、我が憲法ノ解釋トシテ、主權ノ所在ヲ問題ニスル場合ニハ、前述ノ如キ意味ノ日本國國民協同體ニ在リトスル理論ヲ至當トトスルト云フデアリマス、然ラバ主權ガ天皇ヲ含ム國民ニ在リトスル場合ニ、國體ヲ變更ヲ來スノデハナイカト云フ質疑ガアリマシタガ、之ニ對シテ、先ツ國體ナル言葉ヲ如何ニ解スルカト云フコトガ先決問題デアツテ、政府ハ、國體トハ憲法ノ基礎ニアル所ノ國家ノ基本特色ヲ指スモノト解釋スルノデアリマス、即チ我が國體ハ、天皇ヲ擁レノ中心トシテ國民全體ガ結合シ、以テ國家ガ組立テラレテ居ル所ニアルト云フデアツテ、本改正案ハ我が國家存立ノ基礎ヲ變更スルモノ

ノデハナイカラ、之ニ依ツテ國體ノ變革ハ來スコトハナイト結論スルノデアリマス、現行憲法ニ於テハ天皇ハ統治權ノ總攬者デアルト規定シ、伊藤公ノ憲法義解ヲ初メ、我が國幾多ノ憲法學者ガ、國體ト云フ言葉ノ公法上ノ意義ハ、如何ナルガ統治權ノ總攬スルカト云フ觀點カラ見タ國家ノ形態デアルト唱ヘ、萬世一系ノ天皇ヲ戴ク君主制ガ我が國體デアルト唱ヘテ怪シマナカッタニ拘ラズ、今回ノ改正案ハ、天皇ガ統治權ヲ總攬シ給ハザル旨ヲ規定シテ、尙且ツ國體ノ變革ナシト云フノハ、如何ナル理由ニ依ルカトノ質疑ガ多クノ委員ヨリ行ハレタデアリマス、之ニ對スル政府ノ見解ハ、現行憲法第一條及ハ第四條ヲ根據シテ、天皇ガ統治權ヲ總攬セラル、コトヲ以テ我が國體ナリトスル論ハ、其ノ時代ノ制度ノ表面ニ現ハレタ所ニ重點ヲ置キ、謂ハバ政體ノ面ニ著眼シテノ考ヘデアツテ、更ニ深く國體ノ眞髓ニ徹シタモノデハナイ、本改正案ニ依ツテ我が國ノ政體の面ニ於テ大ニナル變更ヲ生ズルコトハ認メルケレドモ、之ヲ以テ國體ヲ變更ト見ルコトハ出來ナイト云フデアリマス、即チ我が國體ノ觀念ハ、我が國民の傳統ヲ背景トシ、特殊ノ歴史的事實ノ上ニ生成シタモノデアツテ、天皇ハ君民一體又ハ君民一如ノ如キ言葉ニ依ツテ表ハサレテ居ル國民の統合ノ中心デアルスルノガ、我が國民の信念デアルト説クノデアリマス、之ニ對シテ一部ノ委員ハ、天皇ヲ以テ日本國ノ象徵ト云ヒ、日本國民統合ノ象徵トスルノハ、社會事象ノ說明トシテ首肯出來ルケレドモ、公法ノ理論トシテ、改正案第一條ハ、國家ト天皇トノ關係ヲ如何ニ説明シ得ルカト云

ヲ質問ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ、象徵タル天皇ノ地位ハ、改正案第一條ニ規定スルコトニ依ツテ明カニ憲法上ノ制度トナツタモノデアツテ、一たび憲法上ノ制度トナツタ以上、最早國民各人ノ意思ノ如何ヲ問ハズ、天皇ハ國家ニ於テ那樣ナク象徵トシテノ地位ヲ保有セラル、コトニ法的ニ定メラレテ居ルト言フノデアリマス、斯クシテ天皇ノ地位ハ、現行憲法ガ規定スル統治權ノ總體者タル地位トハ根本的ニ異ナル所デアリ、第六條及第七條ニ規定スル天皇ノ執ヲル、國務ハ、天皇ガ國ノ象徵タル地位ニ相應シキモノニ限ラレタノデアリマスガ、ソレハ我が國體トハ何ノ關スル所ナキ變化デアルトノ説明デアリマシタ、尙ホ以上ノ政府ノ見解ハ、主權ノ所在ノ問題ト、國體ノ問題トハ別個ノ問題デアルト云フ立場ニ立ツノデアリマシテ、此ノ別個ノ問題ヲ混同シテ考ヘラレル場合ニ、主權ノ所在及ビ國體ノ問題ニ付テ、論議ハ明白ヲ缺クニ至ルト強調サレタノデアリマス

次ニ改正案第一條ニ規定スル象徵トハ何ヲ意味スルカト云フ問題デアリマス、政府ノ説明ニ依レバ、前述ノ如キ天皇ノ地位ニ鑑ミ、國民ノ憧憬ノ中心タル天皇ヲ見ル時、ソコニ日本國ノ嚴然タル姿ヲ見、且ツソコニ國民自ラガ結合セラレタ形態ヲ看取スルコトガ出來ル、此ノ天皇ニ伴フ特質ヲ捉ヘテ、象徵ト云フ文字ヲ以テ表ハシタモノデアルト言フノデアリマス、隨テ天皇ノ象徵タル御地位ハ、「主權ノ存する日本國民の總意に基キ」即チ國民ノ總意ノ基礎ノ上ニ存スル規定シタノハ、具體的ノ現實ニ即シタ表現デアツテ、明治以來一部ノ間ニ唱ヘラレタ如ク、神祕的、非合理的ナ性質ノモノデハナイト云フノガ當局者ノ見解デアリマス

次ニ統治權ノ總體者ニアラザル天皇ノ權能ト云フノハ如何ナルモノデアアルカトノ質疑ニ對シテ、政府ノ説明ハ大要次ノ如クデアリマシタ、天皇ハ象徵デアアル、隨テ無色透明、公平無私ノ存在デナケレバナラス、然ルニ現行憲法ニ於テハ、立法、司法、行政ノ三權ガ天皇ニ依ツテ總體セラレ、其ノ統治權ノ行使ニ當ルモノハ、ソレハ帝國議會、裁判所及ビ政府デアツテ、根本ニ於テハ天皇ノ御名ニ依ツテ行ハレルトノ建前カラ之ヲ大權政治ト呼ンダノデアリマス、然ルニ改正案ニ於テハ此ノ原則ヲ探ラズ、立法、司法、行政トモ、ソレハ國會議、裁判所、內閣ガ自ラノ權トシテ之ヲ行フノデアツテ、天皇ノ權能ハ法文第六條及第七條ニ掲ゲル範圍ニ限ラレ、且ツ是等ノ國務ニ付テモ內閣ノ助言ト承認トヲ必要トシ、政治上ノ責任ハ總テ內閣ガ負フノデアツテ、曾テ行ハレタ如キ、天皇ノ御名ヲ藉リテ國民ノ意思ヲ無視スル政治ガ行ハル、コトヲ根絶セントスル意圖デアリマス、第六條及第七條ニ掲ゲタ天皇ノ權能ニ付テハ、或ハ是レ以上ニ權能ヲ擴充スルコトヲ可トスル論、又是レ以上ニ制限スルコトヲ可トスル論、雙方ノ論ガ聽カレタノデアリマスガ、政府ハ此ノ程度ノ權能ハ、象徵タル天皇ノ地位カラ密接且ツ不可分ニ流レ出ルモノデアツテ、多カラズ少カラザル適宜ノ所ニ限界ヲ置イタトノ説明デアリマシタ

附加ヘテ申スベキコトハ、第七條ニ用ヒラレタ認證ト云フ文字ニ付テデアリマスガ、委員會ニ於テハ、認證ヲ裁可ト改ムベキデアルトノ論モアリ、又他方ニハ、第七條ノ二ヨリ四マデニ規定スル事項ヲ認證事項トナスベシトノ論モアリマシタ、茲ニ裁可トハ、或ル行為ノ方向ヲ實質的ニ決定スルト云フ意味ヲ持ツモノデアリ、認證トハ或ル行為ノ存在ヲ確認スル作用デアツテ、隨テ其ノ行為ノ最終的ノ有效條件タル差異ガアルコトハ定説デアリマス、ソレ故ニ政府トシテハ天皇ニ政治上ノ責任ヲ歸スル餘地ヲ殘サナイ爲ニハ、認證ヲ裁可ト修正スルコトハ不適當ナリト考ヘ、又第七條ノ二ヨリ四マデニ列記スル國務ハ何レモ形式的又ハ儀式的ノモノデアルカラ、敢テ之ヲ認證トスル必要ハナイトノ意見デアリマシタ、要スルニ改正憲法ノ第一章ハ、萬世一系ノ天皇ガ國民至高ノ總意ニ基キ、天壤ト共ニ永劫ヨリ永劫ニ互リ國民ヲ統治スル君主トシテノ地位ヲ確保セラルルコトヲ明記シタモノデアリマス（拍手）斯クテ天皇ハ國民ノ中ニアリナガラ、自ら實際政治ノ外ニ立チ、而モ國民生活ノ中心、精神的指導力トシテノ權威ヲ保有セラレル儼然タル事實ヲ確認シ得タコトハ、委員ノ絕對多數ガ最大ノ歡喜ヲ以テ迎ヘタ所デアリマス（拍手）

「第二章戰爭の放棄」ニ付テ説明致シマス、改正案第二章ニ於テ戰爭ノ否認ヲ聲明シタコトハ、我が國家再建ノ門出ニ於テ、我が國民ガ平和ニ對スル熱望ヲ大膽率直ニ表明シタモノデアリマシテ、憲法改正ノ御詔勅ハ、此ノ點ニ付テ日本國民ガ正義ノ自覺ニ依リ平和ノ生活ヲ享有スルコトヲ希求シ、進ンデ戰爭ヲ放棄シテ諸ヲ萬邦ニ修ムル決意デアル旨ヲ宣明セラレテ居リマス、憲法草案ハ戰爭否認ノ具體的ナ裏付ケトシテ、陸海軍其ノ他ノ戰力ノ保持ヲ許サズ、國ノ交戰權ハ認メナイト規定シテ居リマス、尤モ侵略戰爭ヲ否認スル思想ヲ憲法ニ法制化シタ前例ハ絶無デハアリマセヌ、例ヘバ一七九一年ノ「フランス」憲法、一八九一年ノ「ブラジル」憲法ノ如キデアリマス、併シ我が新憲法ノ如ク全面的ニ軍備ヲ撤去シ、總テノ戰爭ヲ否認スルコトヲ規定シタ憲法ハ、恐ラク世界ニ於テ之ヲ嚆矢トスルデアリマセウ（拍手）近代科學ガ原子爆彈ヲ生シタ結果、將來萬一ニモ大國ノ間ニ戰爭ガ開カレル場合ニハ、人類ノ受ケル慘禍ハ測リ知ルベカラザルモノガアルコトハ何人モ一致スル所デアリマセウ、我等ガ進ンデ戰爭ノ否認ヲ提唱スルノハ、單リ過去ノ戰禍ニ依ツテ戰爭ノ忌ムベキコトヲ痛感シタト云フ理由バカリデハナク、世界ヲ文明ノ壞滅カラ救ハントスル理想ニ發足スルコトハ言フマデモアリマセヌ（拍手）

委員會ニ於テハ此ノ問題ヲ繞ツテ最も熱心ナ論議ガ展開セラレマシタ、委員會ノ關心ノ中心點ハ、第九條ノ規定ニ依リ我が國ハ自衛權ヲモ放棄スル結果トナルカドウカ、自衛權ハ放棄シナイトシテモ、軍備ヲ持タナイ日本國ハ、何カ國際的保障デモ取付ケナケレバ、自己防衛ノ方法ヲ有シナイデハナイカト云フ問題、並ニ我が國トシテハ單ニ日本ガ戰爭ヲ否認スルト云フ一方的行爲ノミデナク、進ンデ世界ニ呼ビ掛ケテ、永久平和ノ樹立ニ努力スベキデアルトノ點デアリマシタ、政府ノ見解ハ、第九條ノ一項ガ自衛ノ爲ノ戰爭ヲ否認スルモノデハナイケレドモ、第二項ニ依ツテ其ノ場合ノ交戰權モ否定セラレテ居ルト言フノデアリマス、之ニ對シ委員ノ一人ハ、國際聯合憲章第五十一條ニハ、明カニ自衛權ヲ認メテ居リ、且ツ日本ガ國際聯合ニ加入スル場合ヲ想像スルナラバ、國際聯合憲章ニハ、世界ノ平和ヲ脅威スル如キ侵略ノ行ハレル時ニハ、安全保障理事會ハ其ノ兵力ヲ以テ被侵略國ヲ防衛スル義務ヲ負フノデアアルカラ、今後ニ於ケル我が國ノ防衛ハ、國際聯合ニ參加スルコトニ依ツテ全ウセラレルノデハナイカトノ質問ガアリマシタ、政府ハ之ニ對シテ大體同見デアリ旨ノ回答ヲ與ヘマシタ、更ニ第九條ニ依ツテ我が國ガ戰爭ヲ否認ヲ宣言シタモ、他國ガ之ニ贊同シナイ限り、其ノ實效ハ保障サレヌデハナイカトノ質問ニ對シテ、政府ハ次ノ如キ所見ヲ明カニ致シマシタ、即チ第九條ノ規定ハ我が國ガ好戰國デアルトノ世界ノ疑惑ヲ除ク消極的效果ト、國際聯合自身モ理想トシテ掲ゲテ居ル所ノ、戰爭ハ國際平和團體ニ對スル犯罪デアルトノ精神ヲ、我が國ガ率先シテ實現スルト云フ積極的效果ガアリ、現在ノ我が國ハ未ダ十分發達權ヲ持ツテ、此ノ後ノ理想ヲ主張シ得ル階級ニハ達シテ居ナイケレドモ、必ズヤ何時ノ日ニカ世界ノ支持ヲ受ケルデアラウト云フ答辯デアリマシタ、委員會ニ於テハ更ニ一步進メテ、單ニ我が國ガ戰爭ヲ否認スルト云フ一方的行爲ノミヲ以テハ、地球表面ヨリ戰爭ヲ絶滅スルコトガ出來ナイ、今日成立シテ居ル國際聯合デサヘモ、其ノ組織ハ戰勝國ノ平和維持ニ偏重シタ機構デアツテ、今尙ホ敵味方ノ觀念ニ支配サレテ居ル狀況デアルカラ、我が國トシテハ、更ニ進ンデ四海同胞ノ思想ニ依リ普遍的國際聯合ノ建設ニ邁進スベキデアルトノ意見ガ表示セラレ、此ノ點ニ關スル

政府ノ努力ニ付テ注意ヲ喚起シタノデアリマシタ

「第三章國民の權利及び義務」ニ付テ説明致シマス、此ノ章ニ規定スル内容ハ、基本的人權ノ擁護、社會の生存權ノ確立及個人ノ尊嚴ト兩性ノ本質的平等ニ立脚スル家庭生活ノ調整、並ニ勤勞大家ノ爲ニ勞働權ト團結權トヲ保障スル等、廣汎ナ領域ニ互ルモノデアリマシテ、之ヲ現行憲法ノ規定ニ比ベマス、著シク時代ノ要求ニ即應セントスル立法ノ意圖ガ窺ヒ知ラレルノデアリマス、此ノ章ハ所謂人權宣言トモ稱スベキ規定デアリマシテ、民主的憲法ノ骨子ヲ成スモノデアルコトハ言フマデモアリマセズ、サレバコソ、草案第九十三條ニハ、此ノ憲法ノ保障スル基本的人權ハ、人類ノ多年ニ互ル自由獲得ノ努力ノ成果デアツテ、是等ノ權利ハ、過去ノ幾多ノ試練ニ堪ヘ、現在及ビ將來ノ國民ニ對シ、侵スコトノ出來ナイ永久ノ權利トシテ信託サレタモノデアルト聲明シテ居ルノデアリマス、此ノ根本理念カラ出發シテ、草案第十一條ニハ自由ノ權利ノ保障、第十二條ニハ個性ノ尊重、第十三條ニハ總テノ國民ガ政治的、經濟的、社會的ニテ又社會的ニ平等タルベキコトヲ規定シテ居リマス、殊ニ第二十二條ニ於テ大膽ニ男女兩性ノ本質的平等ニ立脚シテ、家庭生活ノ基準ヲ定メルトシタコトハ、我が國ノ社會制度ニ根本的ナ變化ヲ與ヘルモノトモ言ヒ得ルデアリマセウ、本委員會ニ於テハ改正法ガ保障スル基本的人權ハ、資本主義ノ勃興及ビ勝利ノ記念碑トシテ必要デアツタガ、現在ノ日本ハ既ニ其ノ時代ヲ突破シテ、資本主義カラ生ズル不利益ヲ蒙ル者ヲ保護スル爲ノ社會的、經濟的規

定ヲ加ヘナケレバナラナイトノ意見ガ表示セラレマシタ、之ヲ具體的ニ言ヘバ、財產權ハ不可侵デアルトノ規定ニ、更に進歩的ナ考ヘヲ採リ入レルコト、年寄、癡疾者ノ生活ノ保障、著作權、發明權及ビ農民ノ耕作權ノ保護、家庭生活ノ保障、個人ノ生活權ノ保障、就業ノ機會均等及ビ勤勞ノ義務等ヲ規定スルコトガ必要デアルト云フ意見デアリマス、之ニ對スル政府當局ノ答辯ハ、日本國民ハ最近マデ個人ノ權利自由ヲ十分ニ自覺シテ、之ヲ主張スル機會ヲ逸シテ來タ事情ニ鑑ミ、改正案ハ此ノ方面ノ保障ニ重點ヲ置イタノデアツテ、社會的經濟的規定ハ、國民ノ多數ニ共通ナ基礎ヲ持ツモノニ限ツテ採入セラレタノデアル、過度ニ此ノ種類ノ規定ヲ採入レルト、憲法ト社會ノ實情トノ間ニ不一致ヲ來シ、憲法ガ空文化スル處ガアルトノ説明デアリマシタ、尤モ國民ノ經濟生活、社會生活ニ付テハ直接憲法ニ認メナクとも、將來各種ノ立法ニ依ツテ規定スル基礎ハ出來テ居ルノデアツテ、例ヘバ改正案第二十七條ハ相當ニ幅ノアル規定デアリ、第十一條トノ關聯ノ下ニ之ヲ解釋スレバ、最も進歩的ナ原理ヲ之ニ採入レルコトガ出來ルト云フノガ政府ノ見解デアリマシタ、更に具體的ニ申セバ、生活ノ保障ニ關スルモノニ付テハ、第二十三條ニ依リ、耕作權ニ付テハ第二十七條ノ第二項ニ定メタ財產權ノ一トシテ、必要ニ應ジ法律ヲ以テ定メ得ル事項デアリ、又家庭生活ノ保障、勤勞ノ義務ハ、何レモ此ノ改正案全體ヲ貫ク精神ノ上ニ、今後立法ニ依ツテ解決サレ得ル問題デアルトノ政府ノ見解デアリマシタ、併シナガラ勞働權ノ裏付ケトシテ、健康ナ國民

ガ勞働ノ義務ヲ負フモノトスルノハ、國家ニ對シテ生活權ノ保障ヲ求メル以上當然ノコトデアルトノ意見ガ表示セラレマシタ、此ノ點ハ修正案ノ説明ニ際シテ更に言及スルコトヲ致シマス、要スルニ改正案第三章ノ中ニハ、今後我が國ノ社會、經濟ガ進ムベキ現實的方向ニ付テハ何等ノ障礙ヲ生ガナイト云フ不滿ニ對シテハ、政府ハソレ等ノ問題ハ此ノ新憲法ノ下ニ於テ、今後民主政治ノ過程ニ於テ解決セラレベキモノデアリ、此ノ憲法ハ諸々ノ政治原理ガ相調フベキ共通ノ基礎、謂ハバ土俵ヲ提供スルモノデアルトノ意見デアリマシタ、又委員會ニ於テハ、草案第二十二條ニ規定スル如ク、個人ノ尊嚴ト兩性ノ本質的平等トニ立脚シテ、財產權、相續權、戶主權、其ノ他家族ニ關スル事項ヲ再吟味スル場合ニハ、我が國固有ノ家族制度ノ運命ハドウナルカト云フ質疑ガアリマシタ、此ノ點ニ付テ政府ハ、草案ニ定メル趣意ハ必ズシモ從來ノ家督相續、戶主權、離婚ノ請求權等一掃スルト云フ趣意デハナクテ、家族生活ハ常ニ其ノ中心ヲ必要トスルノデアルカラ、勢ヒ戶主ノ地位ニ強力ナ男子ヲ据エテ、家ヲ繼ガセルコトトシタイトノ意向ヲ明白ニシタノデアリマス、國民ノ權利義務ノ項目中、最重要ナル參政權ノ問題ニ付テハ、改正案ニ於テ國民ガ國政ノ根源的ナ擔當者デアルコトヲ明白ニシテ、所謂民主主義政治ノ基本ヲ規定シテ居リマスカラ、委員會ハ此ノ點ニ付キ一様ニ政府ニ満足ノ意ヲ表シタノデアリマス、要スルニ第三章ニ定メ規定ハ民主主義ノ根本ヲナス重要ナモノデアリマシテ、時代精神ノ推移ヲ察スルニ足ル近代法規タルコトハ、委員ノ多數ガ承

認スルニ隨テ所デアリマス
「第四章國會」ニ付テ説明致シマス、「ボツダム」宣言ニ謂フ所ノ日本國ノ政治ノ最終ノ形態ハ、國民ノ自由ニ表明シタ意思ニ依リ決定セラレベキモノトノ言葉ハ、最も簡明ニ民主制政治ノ眞髓ヲ定義シタモノデアリマス、改正案ガ第三十七條ニ於テ、國會ハ國權ノ最高機關デアルトシ、國家組織ノ基本ヲ國會ニ置イタコトハ、現行憲法ノ規定ニ比ベテ著シキ飛躍デアリマス（拍手）隨テ本委員會ニ於テ最も論議セラレタ問題ハ、改正案ノ意味スル三權分立ノ思想及ビ議院内閣制ノ運用ニ付デアリマシタ、改正案ノ意圖ハ「イギリス」式ノ議院内閣制ヲ採用スルガ如ク見エスルニ拘ラズ、他方ニハ最高裁判所ノ權限トシテ、憲法ニ違反スル立法ニ對シテ審査權ヲ認メルノハ、最高機關タル性質ニ矛盾スルノデハナイカトノ質疑ガアリマシタ、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、最高裁判所ノ審査權ハ、憲法違反ト認メラレル法律ノ適用ヲ拒否スルト云フ消極的、制限的機能ニ止マツテ居タテ、常識的ニハ國會ガ最高機關デアルトニ妨ゲハナイト云フデアリマス、更に多數黨ノ橫暴ヲ抑制スル爲メ、天皇ニ拒否權ヲ認メルコトト、又衆議院ノ解散ヲ國民投票ニ開フ等ノ途ヲ開イテハドウカトノ意見モ表示セラレマシタガ、政府ハ天皇ノ拒否權ヲ認メルコトハ、其ノ政治的實權ヲ行使セシメナイコトヲ適當ナリトスル改正案ノ趣旨ニ合致シナイト考ヘルコト答ヘ、解散ノ可否ヲ國民投票ニ開フコトハ、國會ノ地位ヲ輕カラシメ、却テ政治上ノ紛糾ヲ招ク處ガアルトノ見解ヲ明カニシタノデアリマス、之ニ附加ヘテ議院内閣制ノ運用ハ、一ニ國民ノ睿智ニ信

賴シ、國民ノ總意ガ秩序アル結果トナルヤウニ導ク工夫ヲ考ヘル外ニ途ハナイトノ意見ヲ表示サレマシタ、改正案ニ規定スル參議院ノ制度ニ附隨シテ、一院制ト兩院制トノ可否ガ論究セラレ、參議院ヲ設置スルトセバ、職能代表制ヲ加味スルノデナケレバ、徒ラ衆議院ト重複スル立法機關ヲ作ルコトニナルノデハナイカトノ質疑ガアリマシタ、職能代表制ニ對スル政府ノ見解ハ、國會ニ國民ノ聲ノ綜合的ニ歸著スル所ヲ表ハス爲ニハ、職能代表制ハ適當デナイ、殊ニ我が國ノ現狀デハ實際技術的ニ不可能ナ點ガアルシ、隨テ參議院ニ付テモ國民公選ノ趣旨ヲ堅持スルト同時ニ、職能ニ熟意ト經驗ト知識ト有スル者ガ國政ニ參畫出來ルヤウニ其ノ構成ヲ考ヘタイト云フコトデアリマシタ、本委員會ニ於テキマシテハ、參議院法ノ内容ガ明白デナイ以上、一層根本的ニ論議スルトハ困難デアルカラ、政府ハ其ノ大綱ヲ示スベキデアリ、皇室典範ニ付テモ亦同様ノ要請ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ、先ヅ憲法ノ骨組ニ付テ協賛ヲ求メ、其ノ機會ニ議會ノ意見ヲ知り、尙未臨時法制調查會ノ手ニ依ツテ、重要附屬法令ノ立案ニ當ル積リデアルトノ答辯デアリマシタ、其ノ際知り得タ所ニ依レバ、政府側ノ腹案ハ、皇室典範ニ付テハ、皇位繼承、攝政等ニ關スル規定ヲ主ナル内容トスル簡素ナモノニシタイ考ヘデアリ、又女帝及ビ天皇讓位ノ問題ハ考慮シテ居ナイト云フコトデアリマス、附加ヘテ申スベキコトハ、衆議院ト參議院ノ地位及ビ職能ニ差等アルコトハ、改正案ノ條項ニ依ツテ明白デアリマスガ、實際ノ運用ニ當ツテ兩者ノ連絡ヲ如何ニ取扱フ

ベキカハ、追ッテ國會法及ビ參議院法ニ於テ詳細ニ規定セラルベキデアルト云フノガ政府ノ答辯デアリマス。

「第五章内閣」ニ付テ説明致シマス、内閣制ニ付テハ、追ッテ制定セラルベキ内閣法ニ依ッテ其ノ性格ト運用トガ明白ニセラルベシデアリマスガ、改正案ノ意圖スル所ハ、從來專制の權力ヲ握ッテ立法司法部ヲモ睥睨シテ居ッタ政府ノ地位ヲ著シク弱クスルニアアルコトハ疑ヒアリマセズ、本委員會ニ於テハ、内閣ハ合議制カ多數決制カ、又天皇ノ國務ニ對スル助言ト承認ハ、内閣總理大臣ガ行フノカ、各國務大臣ガ行フノカトノ點ニ付テ質問ガアリマシタ、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、内閣ハ第六十二條第二項ニ示スヤウニ連帶シテ責任ヲ負フデアルカラ合議制デアリ、内閣ノ運轉ニ付テハ、現行憲法ニ於テハ各國務大臣ガ天皇ヲ輔弼スルコトニナツテ居ルケレドモ、改正案ハ集團ノ考ヘヲ基礎トシテ居ルカラ、内閣ヲ代表スル總理大臣ガ、閣員全體ノ意思ヲ明カニスル文書ニ依ッテ助言シ承認スル方法ヲ豫定シテ居ルト云フデアリマス、議院内閣制ニ於ケル内閣ト議會トノ關係ヲ如何ニ適正ニ調整スルカトノ質疑ニ對シ、政府ハ議院内閣制ノ下ニ於テモ、行政部ハ國內ノ一政黨ノ奉仕者デハナクシテ、國家全體ノ奉仕者デアルコトハ、三權分立ノ精神カラ考ヘテ當然デアアル、併シ之ヲ放任スルト、動モスレバ官僚獨善ノ弊ニ陥ルカラ、議會ニ依ッテ嚴密ニ批判セラルベキデアリ、議員モ亦全體ノ奉仕者トシテ働クノデアアルカラ、斯クシテ立法府ト行政府トハ調和シ得ルノデアアルトノ見解ヲ明カニセラレマシタ、内閣總理大臣ハ勿論國會ガ指名シテ選ブノ

デアアルカラ、自由ニ閣僚ヲ選任シ得ル管デアツテ、國會ノ承認ヲ必要トシナシテハナイカトノ質問ガ提起セラレマシタ、政府ノ所見ニ依レバ、内閣總理大臣ノ權限ヲ餘リニ強クスルコトハ、指導者原理ヲ招來スル虞ガアル、一國ノ政治ハ一人ノ識見ノミニ信頼シ得ルモノデハナイカラ、集團體デアアル内閣ニ力ヲ集中スルノガ適當デアアルト云フデアリマス。

「第六章司法」ヨリ「第十一章補則」ニ至ル六章二十八箇條ノ規定ニ付テハ、一括シテ之ヲ報告致シマス、改正案ガ最高裁判所ノ權限トシテ違憲立法ノ審査權ヲ與ヘタコト、是ハ第七十七條デアリマス、竝ニ最高裁判所ノ裁判官ハ、任命後國民投票ニ依ッテ審査ヲ受ケルコトト定メタコトハ、現行憲法ニ比ベテ著シク進歩性ヲ示シタモノデアリマス、此ノ制度ハ裁判所ヲシテ民衆ニ依ル政治ノ最後ノ保障ヲラシメルト同時ニ、民衆モ亦最高裁判所ノ態度ニ對シテ十分ノ批判ト監視トヲ行フコトヲ明カニシタモノデアリマス、最高裁判所ガ違憲立法ノ審査權ヲ持ツ點ニ付テハ、委員會ニ於テモ多少反對意見ノ表示ガアツタコトハ前述ノ通りデアリマスガ、國民投票ニ依ッテ裁判官ノ任命ヲ審査スル點ニ付テモ、其ノ運用ニ困難ノ少クナイ事實カラ、同様ニ反對ノ意見ガ提示セラレマシタ、又改正案ハ何故ニ司法權ガ天皇ノ名ニ於テ行ハレナイカトノ質疑ニ對シテ、政府ノ答辯ハ次ノ如クデアリマシタ、裁判官ハ正シキガ故ニ正シイノデアツテ、天皇ノ御名ヲ藉リルコトニ依ッテ正シイノデハナイ、又天皇ハ司法權ノ行使ニ付テ實質ニ關與サレナイノニ、恰モ關與サレルカノ如キ形ヲ裝ハシメテ行フコト

ハ正當デハナイ、裁判ニ誤判ガアツタ時ハ却テ累ヲ天皇ニ及ボスコトニナルト云フノガ政府ノ見解デアリマス。

委員會ニ於テ深キ關心ヲ持タレタ問題ハ、第八十四條ノ規定、即チ皇室財産ノ收益及ビ處分ニ關スル案件デアリマス、御承知ノ如ク政府原案ニ於テハ、「世襲財産以外ノ皇室ノ財産は、すべて國に屬する。」ト規定シテ居リマスガ、洵ニ多イコトナガラ、上御一人ニ於テ財産ノ保持ニ御關心ヲ御持チニナラウトハ國民ノ誰モガ推察致シテハ居リマセズ（拍手）併シナガラ世襲財産トシテ皇室ノ御持チニナル或ル程度ノ財産カラ收益ヲ生ズル場合ニ、悉ク國庫ニ歸屬サセラルコトハ如何ナル理由ニ依ルカ、特ニ皇室ニ限ッテ所有權ニ制限ヲ加ヘ、其ノ收益ノ權利ヲ認メナイト云フニハ、何等カ重大ナ理由ガナレバナラス、其ノ根據如何トノ質疑ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ皇室財産ニ關ツハ爾疑悉ク除ク爲メデアアルガ、此ノ點ニ付テハ國民諸君ノ批判ヲ聽キタイトノ答辯デアリマシタ、改正案第九十四條ニ付テハ、其ノ必要性ニ付テ各方面ヨリ論議セラレマシタガ、憲法ガ國ノ最高法規タルコトハ認容スルケレドモ、原案ノ如ク改正憲法ニ基イテ制定セラレタ法律及ビ條約ニ對シテモ、之ヲ最高法規トシテ他ノ法令ニ優先スル地位ヲ與ヘルコトハ不合理デハナイカトノ意見ガ提示セラレマシタ、之ニ對スル政府ノ答辯ハ稍、明確ヲ缺イタ如ク思ハレマスガ、此ノ點ハ修正案ノ説明ニ讓ルコトトシマシテ、茲ニハ之ヲ省略致シマス。

憲法改正案ニ付キ、委員會ハ前後二十回ニ互ル會議ニ於テ、當初ハ總括的ニ、次ニ逐條的ニ、徹ニ入り細ニ互ツテ質疑應答ヲ重ネタ結果、原案ノ精神ト、之ニ對スル各委員ノ見解モ略々明瞭トナリマシタノデ、七月二十三日ニ質疑ヲ打切り小委員會ヲ設ケマシタ、以上ノ報告ハ質疑應答ノ重要ナル諸點ニ觸レテ、其ノ概要ヲ申述べタニ過ギマセズ、詳細ハ之ヲ速記録ニ付テ御承知アラソコトヲ希望致シマス（拍手）。

次ニ憲法改正案委員會ニ於テ原案ニ修正ヲ加ヘタ諸點ニ付キ報告致シマス、但シ此ノ報告ニ於テハ、主要ナル修正點ニ付テ報告スルニ止メマシテ、單ニ字句ヲ改メタ理由ニ付テハ之ヲ速記録ニ讓ルコトト致シマス、政府原案ハ取急イデ立案セラレタ結果、修辭的ニハ生硬ナ語句、難解ナ文字モ少クアリマセズ、殊ニ改正案ノ前文ニ付テ其ノ感ガ深いデアリマス、委員會ニ於テハ之ヲ徹底的ニ改竄スル意向ガ有力デアリマシタガ、内外ノ情勢ハ速カニ本案ノ成立ヲ必要トスル事情ニ鑑ミ、遺憾ナガラ是ガ實現ヲ斷念シテ、字句ノ修正ハ最小限度ニ止メルコトト致シマシタ、此ノ點特ニ御諒承ヲ願フ次第デアリマス、改正案前文ノ冒頭ニ「國民の總意が至高なるものであることを宣言し」トアツタノヲ修正シテ「ここに主權が國民に存することを宣言し」ト改メタ點ニ付テ、簡單ニ其ノ趣意ヲ申述べマス、何レノ國ノ憲法ニ於テモ、主權ガ何處ニ在ルカヲ明カニスルコトガ、舊キ慣例トシテ採用セラレテ居ルコトハ、諸君御承知ノ通りデアリマス、現行憲法モ亦第四條ニ「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ」ト規定シテ居リマス、改正案ニ於テハ其ノ前文ト法第一條トニ之ヲ規定シタノデアリマスガ、改正案ノ根本思想ハ主權ガ國民ニ在ルトスルノデアリマスカラ、

隨テ「國民の至高の總意」ナル文字ヲ用ヒテ之ヲ表現シヨウト企テタノデアリマス、併シナガラ國民主權ト云フ思想ハ、舊來ノ憲法解釋トシテ、我が國ニ於テハ必ズシモ廣ク普及セラレテ居ナイ點ニ顧ミマシテ、原案ノ字句ガ動モスレバ誤解ヲ招ク虞アリト考ヘ、本委員會ニ於テハ、寧ろ率直簡明ニ「主權が國民に存す」ト改メルコトヲ適當ト考ヘタノデアリマス（拍手）。

既ニ前文ニ於テ斯様ナ字句ヲ用ヒル以上、法第一條ニ於テモ此ノ趣旨ヲ明白ニスルコトハ當然ノ歸結デアルトノ意見ニ從ヒ、原案第一條ニ新タニ「主權の存する」ト云フ六字ヲ挿入シテ「主權の存する日本國民の總意に基く。」ト改メ、萬一ノ誤解ヲ避ケル用意ヲ致シタノデアリマス。

法第六條ノ二項トシテ、「天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」トノ條文ヲ挿入シタ趣意ハ、三權分立ノ精神ニ照シテ、司法權ガ立法、行政ト同等ノ重要性ヲ持チ、隨テ其ノ長タルモノガ内閣總理大臣ト略々同様ノ地位ヲ占メルコトヲ明カニセントシタモノデアリマス、第九條ニ於テ第一項ノ冒頭ニ「日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し」ト加ヘ、其ノ第二項ノ冒頭ノ「前項の目的を達するため」ナル文字ヲ挿入シタノハ、戰爭放棄、軍備撤退ヲ決意スルニ至ツタ動機ガ、專ラ人類ノ和協、世界平和ノ念願ニ出發スル趣旨ヲ明カニセントシタノデアリマス（拍手）。

第九條ノ規定スル精神ハ、人類進歩ノ過程ニ於テ明カニ一新時期ヲ劃スルモノデアリマシテ、我々ガ之ヲ中外ニ宣言スルニ當リ、日本國民ガ他ノ列強ニ先驅ケテ、正義ト

秩序ヲ基調トスル平和ノ世界ヲ創造スル熱意アルコトヲ的確ニ表明セントスル趣旨デアリマス(拍手)

第三章ニ於テハ其ノ冒頭ニ、「日本國民たる要件は、法律でこれを定める。」トノ一箇條ヲ挿入致シマシタ、又第三十條トシテ、「國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」トノ一箇條ヲ設ケマシタ、此ノ類ノ條項ハ、改正案ノ他ノ條文ト對照シテ既ニ明白ナコトデアルカラ、之ヲ明記スル必要ハナイトノ論モアリマシタケレドモ、本委員ハ斯カル規定ガ國ノ基本的法制トシテ最小限度ニ必要ナリト認メマシテ、新タニ挿入シタ次第デアリマス

次ニ、從來我が國ニ於テハ公務員ノ不法行為ニ依ツテ損害ヲ受ケタ場合、又罪ナクシテ處置ヲ受ケル、即チ冤罪ノ場合ニ賠償又ハ補償ヲ受ケル權利ガ十分保護セラレテ居ナカッタコトハ既ニ御承知ノ通りデアリマス、是等ノ權利ヲ憲法ニ明記シテ、國家又ハ公共團體ノ賠償責任ヲ明カニスル爲メ、特ニ二ツノ場合ヲ區別シテ第十七條ト第四十條トニ新タナ規定ヲ設ケルコトト致シマシタ、更ニ個人ノ生活權ヲ認メタ修正案第二十五條ニ付テハ、多少ノ説明ヲ必要トスルカト考ヘマス、改正案第二十五條ニ於テハ、總テ國民ハ勤勞ノ權利ヲ持つ規定シテ、勤勞意欲アル民衆ニハ勤勞ノ機會ヲ與ヘラレルコトヲ示唆致シテ居リマス、此ノ勤勞權ハ民衆ニ一定ノ生活水準ヲ保障シ、延イテ國民ノ文化生活ノ水準ヲ高メヨウトスルモノデアリ、國ハ此ノ點ニ付キ社會保障制度、社會福祉ニ付テ十分ノ努力ヲナスベキ旨ヲ第二十三條ニ規定シテ居リマス、併シナガラ第二十三條ノ

字句ニハ、多少意ヲ盡サナイ憾ミガアル如ク考ヘラレマスルノデ、委員會ニ於テハ、一層明白ニ個人ノ生活權ヲ認メル趣旨ヲ以テ、原案第二十三條ニ、「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。」トノ條項ヲ挿入シ、原案第二項トシテ、

「國は、すべての生活面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」ト修正シタ次第デアリマス、斯様ニ生活權ノ保障ヲ規定スル以上、他方ニ勞働ノ義務モ規定スルコトガ至當デアルトノ意見ニ從ツテ、原案第二十五條ニ修正ヲ加ヘテ、「すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。」トシタデアリマス(拍手)

「第四章國會」ノ章ニ於テハ、第五十一條ニ修正ヲ加ヘテ、國會ガ議員ノ選舉ニ關スル爭議ヲ裁判スル權限ヲ削除致シマシタ、其ノ理由ハ、一ツニハ運用技術上ノ困難、他方多數黨橫暴等ノ弊害ヲ防止セントシタモノデアリマス、又原案第五十六條、第六十三條ニ定メル參議院ノ審議期間ヲソレム、短縮シテ、第五十六條ノ「四十日」ヲ「三十日」ト改メ、第六十三條ノ「二十日」ヲ「十日」ト修正シマシタ、是ハ共ニ國務ノ流弊ヲ防ガントスル趣意ニ外ナラズノデアリマス、改正案第六十三條ニ定メル內閣總理大臣ノ指名ハ、國會議員ノ中カラ國會ノ議決ヲ以テスルコトニ修正致シマシタ、又第六十四條ノ國務大臣ノ任命ニ付テハ國會ノ承認ヲ必要トシナイコトトシ、但シ內閣閣僚ノ過半数ハ國會議員デアルコトヲ必要トスル趣意ヲ以テ、ソレム、必要ノ修正ヲ加ヘマシタ、新憲法ガ國會ヲ以テ政治ノ中樞トシ、明白ニ議院內閣

制ヲ採用スル以上、此ノ點ハ自明ノ理デアリマシテ、委員會ハ之ヲ條文ニ規定スルコトハ著シキ改善ナリト考ヘタ次第デアリマス(拍手)

第八十四條ノ皇室財産ノ規定ニ於テハ、「世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に屬する。皇室財産から生ずる收益は、すべて國庫の收入とし、」ト規定シテ居リマス、併シナガラ本委員會ノ多數ノ意見ハ、我が國ノ法律觀念ニ於テハ、公共ノ福祉ニ反シナイ限り所有權ヲ無償ニ侵奪シナイコトガ原則デアルカラ、皇室ノ世襲財産カラ生ズル收益ハ總テ國庫ノ收入トスルコトハ、論理的ニ説明ガ困難デアル、仍テ前記ノ制限的字句ヲ削除スルコトニ多數意見ハ總マラントシテ居ッタデアリマスガ、之ニハ豫算外ノ困難アルコトヲ發見致シマシタ、然ルニ同條ニ規定スル世襲財産ト云フ制度ハ今日尙ホ確立セラレテ居ナイノデアルカラ、寧ロ斯カル制度ニ言及スルコトヲ避ケテ、現存ノ皇室財産ハ一應國庫ニ歸屬セシメテ、天皇及ビ皇族ノ個人財産ハ第八十四條ニ謂フ皇室財産ニ含マナイモノトノ原則ニ從ヒ、將來天皇又ハ皇族ノ所有ニ歸スルコトアルベキ財産トヲ明確ニシテ置クコトガ、法理的ニモ正シク且ツ常識ニモ適フモノト考ヘテ、改メテ第八十四條ヲ次ノ如ク修正スルコトニ決定シタデアリマス、

「すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を経なければならない。」此ノ規定ニ依リ、恐ラク世襲財産ハ創設セラレナイコトト想像セラレマスガ、同時ニ天皇及ビ皇族ノ個人財産ハ、第八十四條ニ謂フ皇室財産ニ包含セラレナイコトモ明カニサレタデアリマス(拍手)此ノ規定ニ從ツテ國ニ屬スベキ皇室財産ハ如何ナル種類ノモノデアルカヲ考ヘマスルニ、天皇ガ國ノ象徵トシテ公的ニ御使用ニナル財産ハ國ニ屬スルコトナリ、然ラザルモノハ個人の財産ニ編入セラレルノデアリマス、併シナガラ公的財産トシテ國ニ屬スルモノト雖モ、天皇ガ象徵タル御地位ニ不可分ノモノハ舊來通り御使用ニナルコトハ當然デアリマシテ、政府ノ見解モ此ノ點ニ付テ委員會ノ意見ト全然一致シテ居リマス(拍手)

第九十四條ノ規定ニ付テハ、先ニ報告致シマシタ通りノ理由ニ依ツテ、憲法ガ國ノ最高法規タルコトハ認メルケレドモ、之ニ附隨スル法律マデモ最高法規トスル必要ナキモノトシテ、原文ノ中ヨリ「これに基いて制定された法律及び條約」ナル文字ヲ削除シタデアリマス、然ルニ諸外國トノ條約ハ、今後誠實ニ之ヲ履行シテ、日本國民ガ國際生活ニ於ケル法則ト約束トヲ遵守スル精神ハ、憲法ノ何レカノ箇所ニ表示スルコトガ適當デアルトノ意向ヲ以テ、之ヲ第九十四條ノ二項ニ新シク挿入スルコトト致シマシタ、即チ「日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。」トノ一項ヲ玆ニ挿入スル理由デアリマス

最後ニ華族制度ニ關スル第九十七條ノ削除ニ付テハ致シマス、時代ノ進運ニ伴ツテ改正憲法ハ明確ニ個人ノ自由平等ヲ宣言シ、其ノ第十三條ニハ、「華族その他の貴族の制度は、これを認めない。」トシタコトハ、階級平等ノ宣言ヲ徹底サセル爲ニ行ハレタ大變革デアリマスガ、是ト同時ニ世ノ所謂部

落問題ノ如キ舊來ノ陋習ニ付テハ、將來一層國民ノ自肅ヲ要望スル意味ヲモ包含スルモノト解釋スベキデアリマセウ、然ルニ政府原案ハ社會ノ急激ナル變化ヲ避ケル爲メ、第九十七條ヲ以テ現ニ生存スル華族其ノ他ノ貴族ニ限リ一代限りノ地位ヲ認メル旨ヲ規定シタデアリマスガ、本委員會ニ於テハ斯カル過渡的ノ措置ハ、必ズシモ重大ナ弊害ヲ伴ハナイニシテモ、民主化ヲ促進スル現在ノ要請ト相容レナイモノトシテ、本條ヲ削除スルコトニ決定シタデアリマス

以上ハ小委員會ニ現ハレタ多數意見ノ概要デアリマスガ、八月二十一日ヲ以テ憲法委員會ニ其ノ報告ヲ行ヒ、委員會ハ直チニ討論ニ入り、委員長報告ニ對シテ社會黨ヨリ別個ノ修正案ガ提出セラレマシタ、其ノ主ナル點ヲ學ゲテ、詳細ハ修正案提出者ノ説明ニ讓ルコトト致シマス、第一點ハ改正案ノ第一條トシテ「國權は、國民から發する。」トノ條項ヲ挿入セントスルモノデアリ、其ノ二ハ改正案第七條ノ天皇ノ國事ニ關スル行為ヲ更ニ縮小シテ內閣ノ權限ニ移サントスルモノデアリマス、第三章ニ於テハ「才能あつて資力なき青年の高等教育は、國費とする。」トノ一項ヲ設ケントスル修正デアリ、更ニ第二十七條ノ財産權ノ内容ヲ詳細ニ規定セ

ンコトヲ提議スルモノデアリマシタ、斯クテ委員會ハ鈴木義男君ノ提案ニナシテ社會黨ノ修正案ニ付テ採決ノ結果少數ヲ以テ右修正案ハ否決セラレ、次イデ委員長報告ニ付テ討論ノ末、自由進歩、社會、協同民主黨、新政會及ビ無所屬俱樂部ヲ代表シテ、高橋泰雄君、吉田安君、棚橋小虎君、林平馬君、大

落問題ノ如キ舊來ノ陋習ニ付テハ、將來一層國民ノ自肅ヲ要望スル意味ヲモ包含スルモノト解釋スベキデアリマセウ、然ルニ政府原案ハ社會ノ急激ナル變化ヲ避ケル爲メ、第九十七條ヲ以テ現ニ生存スル華族其ノ他ノ貴族ニ限リ一代限りノ地位ヲ認メル旨ヲ規定シタデアリマスガ、本委員會ニ於テハ斯カル過渡的ノ措置ハ、必ズシモ重大ナ弊害ヲ伴ハナイニシテモ、民主化ヲ促進スル現在ノ要請ト相容レナイモノトシテ、本條ヲ削除スルコトニ決定シタデアリマス

島多藏君、柏原義則君ヨリソレト、賛成意見ノ陳述ガアリ、共產黨ヲ代表シテ野坂參三君ヨリ反對意見ヲ述ベラレ、採決ノ結果、共產黨ヲ除ク大多數ヲ以テ委員長報告ノ通り可決セラレマシタ(拍手)次イデ附帶決議案ヲ採決ニ付シ、是レ亦共產黨ヲ除ク大多數ヲ以テ可決セラレタノデアリマス(拍手)附帶決議ノ案文ハ諸君ノ御手許ニ配付セラレテ居リマスカラ、時間ノ關係上朗讀ト説明トハ省略致シマス

尙ホ一言附加ヘテ申上ゲルコトハ、此ノ憲法ノ實施ヲ前ニシテ、廣ク國民ニ憲法ノ精神ヲ周知セシメ、將來ノ我が國ノ方向ニ誤リナキヲ期スル爲ニ、官民共ニ力ヲ協セテ最善ノ努力ヲナス必要ガアルトノ點デアリマシテ、附帶決議ハ抽象的ニ言及シタニ過ギマセヌケレドモ、此ノ際新聞、「ラジオ」、講演等ニ依リ全國津々浦々ニ宣傳教育ノ方策ヲ講スベシトノ意見ハ、本委員會一致ノ要望デアリマシタ(拍手)

終リニ臨ミ、本委員會ニ現ハレタ家國氣ニ付テ一言致シマス、顧ミレバ、明治初年五箇條ノ御誓文ト共ニ近代民主主義ノ黎明ガ訪レ、明治二十二年ニ初メテ大日本帝國憲法ガ制定發布セラレ、爾來茲ニ五十有七年ノ歲月ガ流レマシタ、明治憲法ハ其ノ用語ニ於テ簡潔雄渾、其ノ内容ハ博大要約、一大特色ヲ持ツ憲法デアリマシタ、當時ノ起草者ハ、此ノ憲法ノ基礎ノ上ニ我が國民ガ一日モ速カニ世界ノ文明開化ヲ攝取シ、富國強兵ノ目的ヲ達成セシコトヲ企圖シタノデアリマシテ、憲法ノ運用宜シキヲ得ルナラバ、我が國憲政ノ發達ハ漸ク遂ウテ見ルベキモノガアツタニ相違ナイト信ゼラレルノデアリマス(拍手)然レニ世界ノ大勢ニ通ゼナ

イ一部ノ徒輩ハ此ノ憲法ノ特色ヲ逆用シ、遂ニ我等ノ愛スル祖國ト同胞トヲ今日ノ境涯ニ導イタト云フモトハ洵ニ痛恨ノ極ミデアリマス(拍手)而モ此ノ秋ニ方ツテ我々ハ永久ニ明治憲法ト快ク分タントシテ居リマスコトハ、過去ヲ慰ビ現在ヲ思ウテ、洵ニ感慨ニ堪ヘナイモノガアリマス(拍手)併シナガラ我等ハ此ノ際過去ノ過チヲ切實ニ反省シ、廢墟ト窮乏ノ中カラ起チ上ツテ、民主主義的、文化的日本ヲ建設スベキ使命ヲ果サナケレバナリマセヌ、其ノ基礎トシテ時代ノ進運ニ副フ新シキ憲法ヲ制定スルコトコソ、本議會ニ課セラレタ最大ノ任務デアルト信ジマス(拍手)本委員會ハ其ノ責任ノ重大ナルニ鑑ミ、過去五十日間ニ互ツテ誠實熱心ニ改正案ヲ審議シ盡シ、本日之本會議ニ報告シ得ル運ビトナリマシタ

中スマデモナク改正憲法ガ持つ意味ハ、國內的ニモ對外的ニモ極メテ重大デアリマス、歴史未嘗有ノ敗戦ニ依リ帝國ノ大半ガ燒野ケ原ト化シテ、數萬ノ寡婦ト孤兒ノ涙ガ乾ク暇ナキ今日、如何ニシテ希望ノ光ヲ彼等ニ與ヘルコトガ出來ルカ、又「アメリカ」合衆國ガ終戦直後ノ對日政策ニ於テ發表シタ如ク、日本ニ平和的、民主的、責任政府ヲ樹立スルコトハドウシテ達成スルコトガ出來ルカ、總テ是等ハ民主的憲法ノ制定ト、新憲法ノ裏付ケトナルベキ國民文化ノ向上トニ依ツテノミ成シテ得ルコトハ、何人モ疑ヒテ容レナイ點デアリマス(拍手)

改正憲法ノ最大ノ特色ハ、大膽率直ニ戰爭ノ放棄ヲ宣言シタコトデアリマス、是コソ數千萬ノ人命ヲ犠牲トシタ大戰爭ヲ體驗シテ、萬人ノ齊シク翹望スル所デアリ、世界平和ヘノ大道デアリマス、我々ハ此ノ理想ノ旗ヲ掲ゲテ全世界ニ呼掛ケントスルモノデアリマス(拍手)サウシテ是コソ日本ガ再生スル唯一ノ機會デアツテ、斯カル機會ヲ日本國民ニ與ヘラレタルコトニ對シ、私ハ天地神明ニ感謝セント欲スルモノデアリマス(拍手)併シナガラ憲法ガ如何ニ完全ナ内容ト雄渾ノ文字ヲ以テ書綴ラレタコトシテモ、所詮ソレハ文字タルニ過ギマセヌ、我々國民ガ憲法ノ目指ス方向ヲ理解シテ、其ノ精神ヲ體得スルニアラズンバ、日本ノ再生ハ成シテ得ルコトハ出來ナイト思ヒマス(拍手)斯カル信念ノ下ニ、本委員會ハ其ノ附帶決議ノ中ニ次ノ如ク述ベテ居リマス、即チ「新シキ世界ノ進運ニ適應する如ク民衆ノ思想、感情を涵養し、前記ノ理想を達成するためには、國を擧げて絶大の努力をなさなければならぬ。吾等は政府ガ國民の總意を體シ熱情と精力とを傾倒して、祖國再建と獨立完成のために邁進せんことを希望するものである。此ノ決議ノ趣旨ハ、獨リ責任ヲ政府ニノミ歸セントスルモノデハアリマセヌ、新憲法ノ制定ヲ契機トシテ、我々國民一人殘ラズ、新シキ理想ノ下ニ、新シキ希望ヲ懷イテ勇往邁進スルノ決意ヲ表明シタモノデアリマス(拍手)私ハ恐ラク諸君モ亦此ノ決意ニ御共鳴下サルコトヲ固ク信ジテ疑ヒマセヌ(拍手)以上ヲ以テ委員長ノ報告ト致シマス(拍手)

○議長(山崎雄君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——尾崎行雄君

○尾崎行雄君 洵ニ良イ憲法ノ修正ニナリマシタニ付テハ、私ハ滿腔ノ賛成ヲ表スルノデゴザイマス(拍手)此ノ細

目ニ付テハ無論文章ノ上ニ於テ、或ハ字句ノ上ニ於テ、改善スベキ點ハ幾ラモゴザイマセウガ、左様細義ヲ論ズベキ今日デハナイ故ニ、私ハ一切意見ヲ述べズシテ、全部賛意ヲ表シマス、唯斯クノ如キ良イ憲法ヲ行フニ當ツテハ、餘程良イ心掛ケガナケレバ實行出來ナイト思ヒマス、如何ナル心掛ケガアルカヲ委員長初メ、主トシテ滿場ノ諸君ニ伺ヒタイト云フノガ、私ノ質問ノ趣意デアリマス(拍手)

之ニ比スレバ遙カ劣ツテ居ツタ所ノ是マデノ憲法スラ、我が國民ハ十分ニ實行シ得ナイ結果ガ、千古未曾有ノ國辱トナツテ今日現ハレテ居リマス、アノ憲法ガ正當ニ行ハレテ居ルナラバ、決シテ今日ノ如キ大屈辱ニハ遭遇セヌ筈デアリマス、而シテ今回制定セラレタル所ノ憲法ハ、彼ニ比スレバ非常ニ優レタモノデアアル、優レレバ優レル程、知識、道德ノ尙ホ低イ我が國民民ニ於テハ、實行ハ困難デアルト云フコトヲ覺悟シテ置カケレバナリマセヌ(拍手)良イ憲法サヘ作レバ國ガ良クナルナドト云フ輕率ナ考ヘヲ以テ之ニ御賛成ニナリマスルト、非常ナ間違ヒデアアル、憲法デア國ガ救ハレルナラバ、世界ニ比シル國ハアリマセヌ、良イ憲法ヲ作ルコトハ洵ニ容易ナコトデアアル、併シ之ヲ行フコトハ非常ニ難カシイ(拍手)此ノ點ヲ諸君ニ尋ネルト同時ニ、私ハ顧ミテ已レニモ尋ネナケレバナラヌ程ニ心配ヲ致シテ居リマス

元來民主主義ト云フモノハ、申スマデモナク官尊民卑ノ弊習ガ骨髓ニ滲ミ込シテ居ル所ノ我が國民ニ於テハ、餘程行ヒニクイ事柄デアリマス、良イコトヲ言フコトハ誰ニデモ出來マスルケレドモ、之ヲ身ニ行フコトハ非常ニ

困難デアアル、元來民主主義ナル以上ハ、國家ノ政治ノ主體ガ議會ニナケレバナラヌ、立法府ガ國家ノ政治ノ主體トナツテ、行政府ハ其ノ補助機關トモ言フベキ位置ニ立ツノデアリマス(拍手)今度ノ憲法ニ依ツテモ、總理大臣ハ國會ノ指名ニ依ツテ其ノ人ヲ定メラル、即チ總理大臣ノ選定マデモ既ニ立法府ニ移ルノデアリマス故ニ、是マデハ主客顛倒、從來ハ行政府ガ國ノ政治ノ主體デアツタ、立法府ハ其ノ補助機關、極メテ柔弱微力ナル補助機關ノ如ク扱ハレテ、又全國人民モ大體ソレニ満足シテ居ツタヤウデアリマスルガ(拍手)今日此ノ憲法ガ制定セラル、以上ハソレデハイケマセヌ、立法府ガ國家政治ノ主體デアツテ、行政府ハ其ノ補助機關トナラナケレバナラヌ、之ヲ實行スルニ當ツテハ先ヅ議場カラ改造シナケレバナラヌ、此ノ前ニモ申シマシタ通り、此ノ議場ノ造リ方ハ何デアリマスカ(拍手)大臣席及ビ政府委員席ノ如キハ一般高所ニ設ケテ居ル、是ハ議院ヲ全ク無視シタ、補助機關トシテ造ツタ構造デアアル、斯クノ如キ不都合ナル議場ニ於テ、本當ノ議事ヲ運ベル管ハナイノデアリマス(拍手)故ニ第一ニ、眞ニ民主主義ヲ行ハウト云フ御考ヘガアルナラバ、先ヅ第一ニ此ノ議場ヲ改造セナケレバナラヌ(ヒヤ)大

臣席或ハ政府委員席ナドハ直チニ廢止シテ、是ハ議員席トシナケレバナラヌ管ノモノデアアル、議場デハ、議員外ニハ何人モ發言權ヲ與フベキ管ノモノデハナイノデアリマスルガ、我が國ニ於テハ議員ノ發言權ハ極度ニ制限セラレテ居ル、之ニ反シテ大臣及ビ政府委員ノ如キ、將來補助機關トナルベキモノハ、何時デモ發言スルコトヲ許シテ居

困難デアアル、元來民主主義ナル以上ハ、國家ノ政治ノ主體ガ議會ニナケレバナラヌ、立法府ガ國家ノ政治ノ主體トナツテ、行政府ハ其ノ補助機關トモ言フベキ位置ニ立ツノデアリマス(拍手)今度ノ憲法ニ依ツテモ、總理大臣ハ國會ノ指名ニ依ツテ其ノ人ヲ定メラル、即チ總理大臣ノ選定マデモ既ニ立法府ニ移ルノデアリマス故ニ、是マデハ主客顛倒、從來ハ行政府ガ國ノ政治ノ主體デアツタ、立法府ハ其ノ補助機關、極メテ柔弱微力ナル補助機關ノ如ク扱ハレテ、又全國人民モ大體ソレニ満足シテ居ツタヤウデアリマスルガ(拍手)今日此ノ憲法ガ制定セラル、以上ハソレデハイケマセヌ、立法府ガ國家政治ノ主體デアツテ、行政府ハ其ノ補助機關トナラナケレバナラヌ、之ヲ實行スルニ當ツテハ先ヅ議場カラ改造シナケレバナラヌ、此ノ前ニモ申シマシタ通り、此ノ議場ノ造リ方ハ何デアリマスカ(拍手)大臣席及ビ政府委員席ノ如キハ一般高所ニ設ケテ居ル、是ハ議院ヲ全ク無視シタ、補助機關トシテ造ツタ構造デアアル、斯クノ如キ不都合ナル議場ニ於テ、本當ノ議事ヲ運ベル管ハナイノデアリマス(拍手)故ニ第一ニ、眞ニ民主主義ヲ行ハウト云フ御考ヘガアルナラバ、先ヅ第一ニ此ノ議場ヲ改造セナケレバナラヌ(ヒヤ)大

ル(拍手) 斯クノ如ク主權顛倒、己レノ位置スラモ知ラナイ議會ノ構造ニ於テ、眞ノ民主主義ヲ行ハウナド云フコトハ、非常ナ心得違ヒデアリマスルカラ(拍手) 第一ニ議場ヲ改造シ、議長ノ選舉ヲモウ少シ本當ニシナケレバナラヌト云フコトハ、此ノ前申述べテ置キマシタガ、今日ハ先ヅ私ハ此ノ程度ヲ稍、満足——十分満足デハナイガ、承認ハ致シテ居ル、併シナガラコナ選舉ノ仕方デハ本當ノ民主主義ハ行ヘマセス、隨テ書記官長ヲ初メシテ、現ニ議會ニ於ケル役員ハ、皆議長若シハ議長ノ指名スル所ノ立法院ノ機關ガ選任スル、豫算ハ立法院ガ編成シ、萬事此處デ決メ、行政府ノ御厄介ニハナラナイヤウニシナケレバナラス、ソレト同時ニ凡ソ議員タルモノハ、行政府ノ役人ニ任命セラレ、若シハ内閣等カラ委員ナドニ任命セラレテ、喜ンデソレヲ受ケルト云フ如キ奴隸根性ヲ以テシテハ、眞ニ民主主義ヲ行ハレマセス(拍手) 併シ是ハ二千年近ク義ヒ來ツタ所ノ官尊民卑ノ弊習デアリマスカラ、之ヲ改メルトハ容易ニ出來ナイト思ヒマス、恐ラク二代、三代以上掛カラナケレバ、此ノ弊習ヲ改メルトハ出來ナイト思ヒマスルカラ、私ハ先般憲法委員會ノ進行中、菅田委員長宛ニ、此ノ根本ヲ改正スルノハ、ドウシテモ教育ノ力ニ依ルヨリ外ニ仕方ガナイ、ソレデナケレバ如何ニ憲法ヲ良クシテモ、ソレガ良ケレバ良イ程實行ハ出來ナイト云フ意味ノ書面ヲ發シテ、御參考ニ願ツテ居ツタノデアル、是ハ如何ナル御考慮ニナツタカ、マダ承ツテ居リマセヌガ、其ノ根本ニ觸レナケレバ、憲法ハ有名無實ナモノニナツテ終ルカト云フ心配

ヲ持ツテ居ルノデアリマス、ドウゾ此ノ點ヲ十分ニ御考ヘテ願ヒタイ 今日述ベタイコトハ、細目ヲ述ベテ居リマスト大層長クナリマスカラ、殊ニ諸君ハ色々ノ述ベキ立派ナ御意見ヲ持ツテ居ルト思ヒマスカラ、私ハソレハ一切述ベズシテ、書面ニ要點ダケハザツト書き記シテアリマスルカラ、之ヲ議長ノ手許ニ差出シテ、私ノ演説ノ材料トシテ此處ニ言フベキモノヲ略シタト云フヤウナ意味デ、出來ルナラバ官報速記録ニデモ載セテ戴クコトニシテ、私ハ極メテ簡單ニ意見ノ點ダケヲ述ベテ御免ヲ蒙リマス(拍手) 一番大切ナノガ、第一ニ主權顛倒シテ居ル此ノ狀態ヲ改メルトデアリマス、行政府ガ補助機關デアツテ、立法院ガ將來ハ政治ノ主體トナラナケレバナラス、ソレニ相應シイ所ノ選舉法、議院法、議事規則、議場ノ構造、總テノコトヲ皆改メナケレバナリマセス、今ハ皆客體若シハ客體振リノヤウナ積リデ、邪魔者ト言ハスバカリノ方法、精神ヲ以テ、總テノ法律、命令及ビ議場ノ構造マデ出來テ居ルノデアリマス、隨テ此ノ議會ニ於テ議事ノ進行ノ方法ヲ拜見致シマスルト、是ハ私共ガ責任者デ最モ罪ガ重イト思ヒマスルガ、是マデ五十有餘年間行ツテ居ツタ惡俗陋法、惡風俗習慣ガ其ノ儘今日繼承セラレテ、現在モ尚ホ行ハレテ居ルヤウデアリマス(拍手) 驚クベキコトデアリマス、ナゼ我々ガ此ノヤウナ不都合ナ、世界ノ文明國ノ何レノ國ニモ見ルコトノ出來ナイヤウナ議事手續運シタカト云フト、是ニハ深イ理由ガアツテ、當時ハ日本ニハ民主主義ナドト云フ思想ハ少シモナイ、迂闊ニ之ヲ言ヘバ直チニ牢ニ入ラレルト云フ

時代デアツテ、藩閥全盛ノ際デ、苟クモ總理大臣ナドト云フ行政府ノ首腦ハ、門閥カ、薩長ノ藩閥カ、但シハ軍閥カ、或ハ官僚閥ノ外ハ——是マデ五十四回近ク内閣ノ首腦ハ送りマシタガ、普通ノ全國日本人ノ側カラ出タ總理大臣ト云フモノハ、大義殺君一人ヨリ外ハナイト思ヒマス(拍手) ソレハ諸君ノ御手許ニ渡ツテ居ル所ノ日記帳ノ如キモノニ歷代内閣ノ表ガアリマスカラ、ドウゾ詳シク御調ベテ願ヒタイ、大正年間ハ政黨政治ノ世ノ中ナドト申シマシタケレドモ、其ノ時デスラモ政黨ノ側カラ立ツテ内閣ノ首腦ヲ占メタ者ハ、大隅侯ニシタ所ガ元ハ藩閥ノ人デアル、況ヤソレニ續イテ出タ所ノ加藤高明、原敬、若槻禮次郎、或ハ其ノ他ノ色々ナ有象無象悉ク官僚出身ノ者デアル(笑聲、拍手) 軍閥官僚以外ニ總理大臣トナツタ者ハ、大義殺君一人ヨリ外ナイノデアリマス(拍手) 其ノ事實ハ御分リニナラナケレバナラス、將來内閣大臣ハ無論全部衆議院議員デナケレバ、實際政治ハ出來ナイヤウナ世ノ中ニナルベキ筈デアリマスルガ、此ノ根本ノ心掛ケヲ改メナケレバ、内閣ヲ倒シテモ作リコトハ出來マスイト思ヒマス、現ニ此ノ間モ幣原内閣ヲ倒シタラシイ、併シナガラ後ガ出來ナイデ一箇月バカリグヅ付イテ居ツタコトハ實ニ愚劣ノ至リデアリマス(拍手) ナゼ斯ウ云フ醜態ヲ諸君ハ演ズルノデアリマス(拍手) 色々研究シテ見マシタガ、結局御同様ノ抱負ガ足ラナイト云フコトニ歸著スルノデアリマス(拍手) 前ノ明治ノ維新ハ王政維新ト云ツタ、今度ノ維新ハ民政維新デアリマス(拍手) 前ノ王政維新ニ比べレバ二倍、三倍若シハ十倍モ重大ナ

ル民政ノ維新デアル、此ノ維新ヲスル以上ハ、從來ノ如キ心掛ケデハ相成リマセヌ、マダ文化未開ノ王政維新ノ際デスラモ、幕府ヲ倒スト直グ列藩カラ無名ノ青少年ガ出テ、内閣ノ實權ヲ取ツテ、參議ト云フ名義デ立派ニ維新ノ大業ヲ成就シマシタ、明治ノ初メニ參議トナツテ現在ノ日本ヲ作ルコトニ盡力シタ所ノ人ハ、皆現在ノ諸君ト比べレバ智識經驗最モ缺ケテ居ル所ノ若イ青年デアリマス、マア西郷、大久保ナドハ稍、年ガ行ツテ居リマシタケレドモ、ソレニシテモ四十、五十代ノ者ハナイ、大抵二十代、三十代、彼等ノ知識見識ナント云フモノハ、諸君ニ比べテ劣リマスト決シテ優ツテ居ツタ氣遣ヒハナイノデアリマス、ソレデスラ王政維新ト云フ比較的小サイ事變ニ遭遇シテ起ツテ、起テバ此ノ日本ヲドウカスウカ經營スルコトガ出來タノハ、見識ガ高イノデアリナイ、知識ガ多イノデアリナイ、抱負ガアツタカラデアリマス(拍手) 國家ヲ以テ自ラ任ジテ居ツタカラデアル、御同様ハ彼等ニ比べレバ、知識モ經驗モ餘程富ンデ居リマスケレドモ、如何セン、官尊民卑ノ弊風ヲ背負ツテ起ツダケノ抱負ガナイカラ、詰ラヌコトデ喧嘩ヲシテ、内閣デモ倒セバ非常ナ手柄デアルカノ如ク心得テ居ル(拍手) アンナモノヲ倒スノハ手柄デモ何デモアリマセス、全國ノ力ヲ以テ倒ス、藩閥ヤ何カラ、我々デスラモノノ亂暴ナ世ノ中ニ於テ遂ニ倒シタノデアル、全國ハ決シテ我々ノ後押シヲシナイ、全國ハ却テ我々ニ反對シタニモ拘ラズ、武力ヲ以テ頼ミトスル所ノ藩閥ヲ倒シ得タ、是ハ力ガアツタ爲メデハナイ、抱負ガアツタ、其ノ見識

ヲ持ツテ居ツタカラデアル、今日選舉權モ大ニ擴張セラレ、全國一體トナツテ後補ニナラセレバナルベキ民主政治ノ初メニ於キマシテ、内閣ヲ倒ストハ、國家ヲ經營スルナドト云フコトハ、維新當時ノ後ニ元勳ト云ハレタ人ハ人ニ比べレバ、我々ノ方ガ餘程有利ナ位置ニ立ツテ居ルノデアルガ、諸君ハ如何セン抱負ガナイ、ソレデケノ自信ガナイ、維新ノ連中ハ百ヲ減法界ニ自ラ任ジテ居ツタモノダカラ、兎ニ角相當ナ知識經驗モ得ラレタ、今日ハ知識ヤ何カラ得ルコトハ其ノ當時ニ比べレバ極メテ樂デアル、故ニ諸君ニ國家ヲ背負ツテ起ツト云フ抱負サヘアルナラバ、今日ノ窮境ヲ切抜ケルコトハ何デモナイコトト思ヒマスガ、其ノ抱負ガ殘念ナガラアルカナイカ疑ハシイカラ、之ヲ先ヅ承ツテ見タイノデアリマス 是カラ後ハドウシテモ政黨政治ニナラナケレバナリマセヌケレドモ、政黨ニ付テモ、今日ノ如キヤリ方デハ眞ノ政黨ハ出來ナイノデアリマス(拍手) 私ハ一生涯始テ政黨ノ爲ニ盡力シタ、初メハ大隈侯ヲ戴キ、後ニハ伊藤公ヲ首領トナシテ、先ヅ是等ガ維新ノ元勳中カラ、我々ハソレヲ戴キマシテ、政黨ヲ作リニ掛リマシタケレドモ、ドウシテモ出來マセス、徒黨ハ直グ出來マス、博徒ガ作ルガ如キ、唯自分達ノ一身ノ利害榮辱ヲ考ヘテ離合集散スル所ノ徒黨ハ何時デモ出來ル(拍手) 國家ノ政治ヲ擔任シテ行クベキ政黨ハ、不幸ニシテ大隈侯ニモ出來ナイ、伊藤公ニモ出來ナイ、故ニ私ハ是等ノ兩先輩ヲモ見限ツテ、連モ駄目デアアル、私自身ハ尙ホ駄目デアルカラ、モウ將來政黨ニ

關係ハ致サヌト云フコトニ覺悟シテ、此ノ民主主義ヲ行ヒ得ベキ人間ノ養成、教育ニ全力ヲ盡スト云フコトニ、今日ハ致シテ居ルノデアリマス、此ノコトガ諸君ニ御賛成出來ルヤ否ヤヲ承リタイノデアリマス(拍手)現在ノモノガ本當ノ政黨デアルト御考ヘニナルト大變ト聞違ヒデアリマス、政黨ノ眞似デハアルケレドモ、アレ等ハ徒黨デアリマス、又其ノ黨員ト云フモノハ、黨心ヲ棄テテ黨議ニ服從シマス(拍手)現ニ議長選舉デ此ノコトガ證明セラレテ、幾度モ恥ヲ擧イテ居ルケレドモ、マダ御分リニナラスヤウデアリマス(拍手)今日以後モマダ斯クノ如キ失態ハ、此ノ魂ヲ改メザル以上ハ幾ラモ出テ來マス、又出ル管デアアル、政黨ガ大層意地張ツテ、多數黨デアルカラ内閣ヲ取ラナケレバナラスナドト、恰モ抱負ガアルガ如ク言ツテ居リマスルケレドモ、其ノ人々ガ如何ナル人間ヲ首領トスルカト言フト、自分達ノ仲間カラハ總裁ヲ仰ギ得ズシテ、官僚ノ古手ヲ捜シ出シテ、自由黨モ進歩黨モ之ヲ首領トシテ戴カナケレバナラスト云フ程ノ恥シイ狀態デアリマス、之ヲ眞ノ政黨ナドト御考ヘニナルト根本的ニ違ヒマス、徒黨デアアルカラアンナコトガ出來ルノデアアル、本當ノ政黨デアルナラバ、斯ウ云フ働キハ恥シクテ出來ナイ管ト私ハ思フノデアリマス(拍手)隨テ現在首領トナツテ居ル所ノ幣原君トカ或ハ吉田君——吉田君モ私ハ交リハ淺イカラ能クハ知ラヌケレドモ、外カラ見レバ官僚中ノ餘程優レタ、類ヲ見ナイ人デアリマス(拍手)故ニ之ヲ戴クト云フコトニ付テハ異議ハナイケレドモ、サリトテ自由黨ニ之ニ越シタ人間

ガナイカト言ヘバ、サウデモナイ、幾ラモアルドラウト思ヒマス、皆是ハ官尊民卑ノ惡習カラ出ルコトデアアル、幣原君ニ付テハ私ハ餘程長ク知ツテ居リマス、次官時代カラ色々交渉シタコトモアツテ、其ノ人物ニハ感心シテ居リマス、併シ是モ官僚ノ古手デアルト云フニ過ギナイ、政黨社會ニハ之ト對抗スベキ者ガマダ幾ラモアルベキ管デアリマスルケレドモ、如何セン抱負ガナイ、マルデ使用人ノ如ク考ヘテ、大臣ニデモ任命セラレ、バ、欣喜雀躍シテ御視ヒスルト云フヤウナ連中ガ首領株ニナツテ居ルノデアリマスルカラ(拍手)ソレデハ進モ民主主義ハ行ヘナイカト思ヒマス、是等ノ點ヲドウゾ御考ヘテ願ヒタイ

ソレカラ今日一番大切ナノハ、現在ノ日本ハ死生ノ關頭ニ立ツテ居ルノデアリマス、一步誤レバ倒レテシマフ、之ヲ生カサウトスルノハ非常ニ困難デアアル、是ハ思想的ニ困難デアルノミナラズ、現在ハ肉體のニモ困難デ、衣食住ニ非常ニ窮シテ居ルノデアリマス、此ノ場合ニ我々ガ衣食住ガ充足シテ、堂々藩閥ヲ倒シテ、世界ノ五大強國トカ六大強國ナドト言ハレル得意ノ時代ニヤツタアノヤリ方ハ非常手段デアリマス、官尊民卑ノ體ヲ一掃スルガ爲ニ已ム得ズ施シタ惡手段デアアル、アレハ決シテ良イヤリ方デアアリマセヌ、質問ナドト唱ヘテ難題ヲ政府ニ持掛ケタリ、用モナイノニ高聲ヲ出シテ喧嘩ヲ仕掛ケタリシタト云フノハ、アノ威張ツテ居ル連中ヲ天下公衆ノ前デ叩キ付ケテ、コンナ人間デアアルゾト云フコトヲ知ラス爲ニ我々ハヤツタノデ、アレハ良イ趣向デアアリマセヌ、併シソレヲヤツテ行カナケレバ、ドウ

シテモ日本全體ガ大臣ナドヲ見レバ、我々ヨリ寸段モ高イ人間ノ如ク考ヘテ、我々ノ言フコトヲ聽カナイカラ、此處デ大勢ノ前デ叩キ付ケテ、此ノ通リノ人間デアルト云フコトヲ知ラス爲ニヤツタ惡手段デアアル、今日ハソシナコトヲスル必要ハ少シモナイノデアリマスカラ、議事ハ議事ラシク、喧嘩ト談議、殊ニ國家ガ今日ノ如ク難境ニ陥ツテ居ル時ニハ、議論等ニ違ツタ所ガアツテモ、延バスコトガ出來ルモノハ出來ルダケ延バシテ、目下ノ急務ダケヲオ互ヒニ助け合ツテ國ヲ救フト云フコトヲ執ラナケレバナラス、即チ小異ニコロデハナイ、大異ヲモ拾テテ大同ニ合シテ、救國の働キヲセナケレバナラスノデアリマスガ、我々ガ三、四十年間喧嘩腰デヤツタ手ヲドウモ諸君ハ學シ居ルヤウニ見エマス、近來ノ議事ヲ見ルト、我々ノ子供ノ時ニヤツタ點ニ大層似テ居リマス、熟練シタカラト云ツテ、アンナコトハドウシテモ改メナケレバナラス、之ヲ學ブト云フニ至ツテハ、實ニ諸君ノ爲ニ私ハ残念千萬ニ堪ヘナイノデアリマス、ドウゾ斯ウ云フヤリ方ハ根本的ニ改メテ、議場ハ議員達ノ集會場所トシテ、行政官ナドハコチラヘ呼出シ、説明ヲサセヨウトスル時ニハ全院委員會ヲ開イテ説明サセル、本會議ニハ議員ニアラザル大臣ヤ其ノ他ノ人間ヲバ一切入レナイ、物ヲ言ハセナイデ、御同様ダケガ熱議懸談スルト云フコトニシテ國家ノ急務ヲ片付ケナケレバナラスト思ヒマス、是ハ總テノ法規ヲ改正スル實行手段トシテ、議院法、選舉法其ノ他ノ法規ノ改正ハ、憲法改正以上ニ、目下ノ弊ヲ救フニ必要カト思ヒマス(拍手)ドウカ

是等ニ付テハ十分御盡力ヲ願ツテ、深ク議會ノ體面ヲ改メルコトニ願ヒタイノデアアル、是マデノヤウナ喧嘩腰ノヤウナヤリ方ハ非常ニイケナイ、ソレモ平生日本ガ隆々進運ニ向ツテ、世界ノ六大強國ナドト言ハレル運命ニアル時ニハ、時々ハ間違ツタ喧嘩ヲシテモ宜シイガ、今日ノ如キ生キルカ死ヌカ分ラヌ、肉體のニモ精神的ニモ生死不明ト云フ狀態ニ於テ、ドウモセナイデモ宜イ喧嘩ヲスル、出サヌデモ宜イ高聲ヲ出ス、甚ダシキニ至ツテハ殿リ合ヒマデスルト云フヤウナ醜態ハ、絕對ニ禁ゼナケレバナラスカト思ヒマス(拍手)

以上御老老心デアアルカト思ヒマスケレドモ、是等ノ衷情ヲ申述ベテ、諸君ノ御考ヘテ承リタイト云フノガ私ノ質問デアリマス(拍手)デアリマスカラ、ドウゾ之ニハ明白ナ御答辯ヲ願ヒタイ、尙ホ申述ベタイコトハアリマスルケレドモ、ソレハ書面ニ少シ書イテアリマスルカラ、之ヲ議長ノ手許ニ送シマシテ、諸君ノ御迷惑ヲ考ヘテ私ハ是デ降壇ヲ致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 委員長カラハ別ニ御答辯ガナイトコトデアリマス——是ニテ質疑ハ終了致シマシタ

○山口喜久一郎君 此ノ際午後一時三十分マデ休憩セラレシコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ休憩致シマス

午後零時三十九分休憩

午後一時五十六分開議

○議長(山崎猛君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、本案ノ委員長ノ報告ハ修正デアリマス、尙ホ本案ニ對シテハ原應之助君外三名ヨリ成規ニ依リ修正案ガ提出サレデアリマスカラ、其ノ趣旨辯明ハ第二讀會ニ於テ之ヲ許スコトト致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開ガレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス、先ヅ最初ニ原應之助君外三名提出ノ修正案ノ審議ニ入ルコトヲ致シマス、修正案ノ趣旨辯明ヲ許シマス——原應之助君

帝國憲法改正案 第二讀會

帝國憲法改正案に對する修正案 (原應之助君外三名提出) (小字及ハ修正)

帝國憲法改正案の一部を次のやうに修正する。

日本國憲法

日本國民は、國會における正常に選舉された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行爲によつて再び戰爭の慘禍が發生しないやうにす

第一章 國權
第一條 國權は、國民から發する。

第二章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、日本國民の至高の總意に基く。

第二條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國務を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

二 國會を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀を認證すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證すること。

七 榮典を授與すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。

九 外國の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第二章を第三章とし、以下順次繰り下げる。

第二十四條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、その保護する兒童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十七條 財產權は、これを侵し得るものではない。

この目的に反しない限りにおいて財產權と經濟的自由とは保障される。

財產權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正常な補償の下に、これを公共のために用ひることができ。但し、むを得ない場合には、國會の議決によつて補償を給しないことが出来る。

第六十九條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令並びに條約を公布すること。

二 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。

三 國會を召集すること。

四 衆議院を解散すること。

五 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

六 外交關係を處理すること。

四八 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。

五九 豫算を作成して國會に提出すること。

六〇 この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七一 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

七十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の舉行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正については前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。

〔原形之助君發壇〕

○原形之助君 私ハ日本社會黨ヲ代表致シマシテ、只今上程致サレテ居リマスル憲法改正案ニ對シ我ガ黨ノ修正意見ヲ申述ベタイト存ズルモノデゴザイマス、其ノ前ニ是ト關聯致シマシテ、私ハ民主主義國家日本、文化國家日本トシテ新シク出發シヨウトスル我が國ガ、如何ナル心構ヘニ於テ政治ニ

當ラナケレバナラナイカト云フ所見ヲモ併セテ申述ベテ見タイト思フモノデゴザイマス

我ガ黨ガ憲法改正ノ問題ニ付テ如何ナル態度ヲ以テ臨ンデ來タカト云フコトハ、既ニ我ガ黨ガ立憲以前、其ノ準備時代カラ屢々天下ニ公表シタ所デアリ、又去ル六月二十五日ノ本會議ニ憲法改正案ガ上程致サレマシタ時ニ、我ガ黨ノ同志鈴木義男君、森戸辰男君ニ依ツテ質問ガ行ハレマシタガ、此ノ質疑ノ中ニ、改正案ニ對シ我ガ黨ガ如何ナル點ヲ修正シ、如何ナル條項ヲ追加セントスルモノデアルカト云フ其ノ大要ハ、既ニ申述ベラレテ居ル所デゴザイマスガ、其ノ趣旨ニ則ツテ、本案ガ委員會ニ付託サレマスルヤ、我ガ黨ノ委員ハ全力ヲ舉ゲテ此ノ趣旨貫徹ノ爲ニ努力致シタノデゴザイマス、其ノ結果我ガ黨ノ主張ガ大體ニ於テ其ノ八割マデハ貫徹サレタ、我ガ黨ノ主張ガ如何ナル點ニアツタカト云フハ、主トシテ主權ノ問題、ソレカラ殊ニ經濟、社會、文化等ノ部面ニ於ケル國民ノ基本的ナル要求ヲハッキリ憲法ノ中ニ確保セシメントスル點ニアツタノデゴザイマス、サウシテ其ノ趣旨ハ大體ニ於テ委員會ニ於テ採用サレタノデゴザイマスガ、此ノ時我ガ黨ノ委員ノ執ツタ態度ガ、黨派ヲ超越シ、國家的見地ニ立チ、而モ勤勞大衆ノ利益ヲ代表シタ所ノ公正ナル態度デアツタト云フコトハ、當時ノ報道機關ガ之ヲ詳カニシテ居ル所デアリ、殊ニ讀賣新聞ノ如キハ社説ニ於テサヘ之ヲ取上ゲテ居ツタノデアリマス（笑聲）併シ殘念ナガラ其ノ二、三ノ點ニ於テ委員會ニ於ケル他會派ノ賛成ヲ得ルコトガ出來ナカッタノデゴザイマス、ソコデ特別委

員會ニ於キマシテ我が黨ハ修正案ヲ提出致シマシテ、其ノ趣旨甚微ニ努力致シタノデゴザイマスルガ、不幸ニシテ否決シ去ラレマシタ、其ノ我が黨ノ修正案ニ對スル反對意見ガ如何ナルモノデアツタカト云フコトニ付キマシテハ、特別委員會ガ本案ヲ採決致シマシタ當夜、即チ八月二十一日「ラジオ」放送ニ於ケル放送記者ノ議會報告對談會ニ於テ、其ノ狀態ヲ報告致シテ居リマシタガ、此ノコトガ我が黨ノ修正案ガ如何ニ正當ナルモノデアリ、公正ナルノデアアルカト云フコトヲ説明スルコトニナルノデゴザイマス、他會派ノ反對理由ニハ大シテ強イ反對ノ根據ハナカシタ、謂ハバ積極的ニ之ニ賛成スルコトモ出來ナイガ、サリトテ強硬ニ反對スル理由ヲ學ガテ言フ程ノコトモナイト云フコトデアツタト報ジテ居ルノデアリマス、果シテ我が黨ノ修正シ、追加シヨウニスル所ノ問題ガ、爾ク積極的ニ反對スベキ理由モナイ、ト言ツテ有力ナル根據ヲ學ガテ反對スルダケノ勇氣モナカッタト云フヤウナ取扱ヒ方ヲサレテ宜イモノデアアルカドウカ、是ハ私共ノ修正ガ單ナル字句ノ問題デハナイノデゴザイマス、事苟クモ一國ノ主權ニ關係スル所ノ問題ヲ明文化シヨウニスルコトデアリ、謂ハバ憲法問題ノ根本ニ觸レル重要ナル點デアルノデゴザイマス、更ニ又一國ノ文運ヲ支配シ、日本ヲシテ將來眞ニ文化國家タラシメルカ否カノ鍵ヲ握ツテ居ル教育ノ問題ニ關スル點デアルノデゴザイマス、更ニ又財產權ニ相當程度ノ制限ヲ加ヘテ、之ニ公共性ヲ持タセヨウトスル所ノ問題デアリ、更ニ進ンデ重要ナル點ハ、經濟的ナ罪惡ノ最モ尤ナルモノデアル所ノ搾取ト云フ事實ヲ、抜本塞

源的ニ排除シヨウトスル主張デアアルノデゴザイマス(拍手)是等ガ果シテドウデモ宜イ問題デアアルデゴザイマセウカ、其ノ何レヲ取ツテ見マシテモ、眞ニ日本ノ文化國家トシテ再建シヨウトシ、民主主義ヲ徹底シヨウトスル者ニ取リマシテハ、決シテ輕々ニ付スベキ問題デハ絕對ニナイト私ハ思フノデゴザイマス(拍手)是等ノ主張ハ要スルニ政治的、經濟的、社會主義、所謂社會民主主義ノ思想ヲ、信念ヲ以テ我が新憲法ノ中ニ導入シヨウトスルモノデアアルノデゴザイマスカラ、共產黨ノ如クニ共產主義ノ建前カラスル所ノ反對ハ勿論アリ得ルト思ヒマス、又「ブルジョア」ノ利害ヲ代表スル所ノ資本主義ノ立場ヲ取ル者モ、亦之ニ反對スルコトモ豫期サレルノデゴザイマス、併シ我々ハ反對論ヲ下劣ナ癩癩ヲ以テ妨害シタリ、或ハ又之ニ耳ヲ掩フ程ノ偏狹ナル者デハゴザイマセス、我々ハ飽クマデモ正論ニハ襟ヲ正シ、頭ヲ下ゲテ、之ヲ聽クダケノ雅量ト餘裕トヲ持ツテ居ルモノデアアルノデゴザイマス、然ルニモ拘ラズ先程諸君ハ一笑ニ付シテ居ラレマスケレドモ、議會狀況ヲ報告スル所ノ放送對談會ニ於テ、其ノ記者ニ斯ウシタ印象ヲ與ヘタト云フコト、即チ印象ニ殘ル程ノ反對論ガナカッタト云フコトハ、政治的ナ良心ト信念ノ缺如スルモノデアアルカ、若シクハ黨派的ナ私心ガ働イタモノデハナイカト疑ハザルヲ得ナイノデゴザイマス(拍手)我が黨ハ既ニ立憲以前ニ、先程モ申シマシタ如ク、憲法改正問題ニ對スル所ノ態度ヲ表明致シマシテ、天皇ノ大權事項ノ大幅縮減ヲ主張シテ參上ツタデゴザイマスガ、此ノ發表セラレマシタ政府原

案ヲ見マスルト、尙ホ我々ノ主張ニ及バザルコト遠イモノガアルガ故ニ、更ニ憲法第七條ニ於ケル天皇ノ大權事項中、削減スベキ箇條ヲ修正シヨウトシタモノデアアルノデゴザイマスルガ、之ニ對シテ委員會ニ於テハ社會黨ノ此ノ主張ハ、既ニ縮小サレテ居ル所ノ天皇ノ權限ニ對シテ追討ヲ掛ケルモノデアアルト云ツタ意味ノ反對論ガ行ハレタト云フコトヲ、放送記者ノ一人ハ、何カ反對理由ハナカッタカト云フコトノ中カラ探シ出シテ居ルノデアリマス、併シ之ヲ追討チタト感ズルト云フコトハ、十分ニ考ヘテ裁カナクテハナラズノデアリマス、例ヘバ自由黨ノ諸君ノ「法制局ガ編纂致シマシタ」新聞等ニ表ハれた各政黨その他の憲法改正案」ノ中ニ收録サレテ居リマスル「日本自由黨ノ憲法改正要綱、昭和二十一年一月二十一日發表」デゴザイマス、是ハ「一、天皇」ノ條項ニ「天皇ハ統治權ノ總攬者ナリ」ト云フ一項目ガ入レナデゴザイマス、又「日本進歩黨ノ憲法改正問題、昭和二十一年二月十四日發表」此ノ中ニハ「彼ノ天皇ヲ國家ノ機關ナリトスル說ノ如キ、又天皇制ハ存置スルガ統治權ハ其ノ一部ヲ天皇ニ殘シ他ハ人民ニ歸セシメントシ、或ハ天皇制ヲ廢シテ天皇ヲ以テ單ニ儀禮的象徵トスルニ非ザレバ民主主義ヲ貫キ得ズト考フルガ如キハ、何レモ我黨ノ探ラザル所デアアル」ト謳ツテアル箇條ガアルノデゴザイマス、成程斯ウシタ考ヘ方、即チ天皇ヲ統治權ノ總攬者トセナクテハナラナイト云フ考ヘ方ヲ執ツテ居ツタ人々ニ取リマシテハ、發表セラレマシタ政府草案ガ意外ニ主權在國民ノ思想ヲ以テ書カレテ居ルガ爲ニ

聊カ驚カレタカモ知レマセス、ソコニ更ニ我が黨ノ大權縮小ト云フ修正意見ガ出テ見レバ、成程ハ追討チデアアルト云フ感ジラ受ケラレタカモ知レマセスケレドモ、決シテ我々ハサウシタ態度ヲ持ツテ居ルモノデハゴザイマセス、即チ我が黨ハ立憲以來憲法問題ニ付テハ、眞ニ民主主義憲法ノ制定ハ、現行憲法ニ於ケル大權事項ノ大幅縮減ヲ必要トスルト云フコトハ、今日マデ終始變ラザル主張デアアルノデゴザイマス(拍手)唯其ノ政府草案ガ我々ノ欲スル所ニ達シナイガ爲ニ、更ニ之ヲ縮減シヨウトスルニ過ギナイノデアアツテ、唯單ニ之ヲ追討チトシテ反對スルガ如キハ、反對論ノ頗ル薄弱デアアルモノヲ、天皇ノ名ニ於テ反對セントスルガ如キ感ジラ與ヘルモノデアアツテ、私ハ洵ニ遺憾トスルモノデゴザイマス(拍手)

一體日本ノ新シイ政治ノ第一歩ヲ踏出シマス門出ニ等シイ此ノ第九十議會ニ於キマシテ、此ノ議會ヲ構成スル我議員ハ、而モ此ノ歷史的ナ調期的ナ憲法制定ト云フ、嚴肅デ而モ光輝アル榮譽ヲ擔ツテ居リマスル我々ト致シマシテハ、又新シイ心構ヘヲ以テ、超黨派的ナ澄ミ切ツタ心境ヲ以テ、國家的見地ニ立チ、否、世界的ナ見識ヲ以テ公正ナル判斷ヲシナクテハナラナイト思フノデゴザイマス(拍手)私共ハ光輝アル野黨トシテ立ツテハ居リマスルガ、併シ從來ノ如キ誤レル野黨觀念ニ於テ行動シテ居ルモノデハゴザイマセヌ、先程モ申シマシタ如ク、最モ公正ナル態度ヲ以テ總テノ審議ニ當ラウトシテ居ルモノデゴザイマス、私ハ願ハクハ他會派ノ諸君モ、殊ニ自由黨、進歩黨ノ諸君ハ健全ナル與黨トシテノ行動ヲ執ツテ戴キタイト思フノデゴザイマス

議會政治ト云フモノハ數ノ政治ダト言ハレマスケレドモ、數其ノモノニ價値ヲ認メテ居ルノデハナイノデゴザイマス、本當ノ道理ヲ發見シ、過テヲ正ス爲ノ、現在ニ於テ許サレテ居ル最高可能ノ方法トシテ、多數決ノ方法ヲ執ツテ居ルニ過ギナイノデゴザイマシテ、飽クマデハ手段デゴザイマス、手段ノ爲メ目的ガ見誤ラレテハ私ハナナイト考ヘマス、正シイ目的ハ飽クマデモ間違ヒナイ方法ニ依ラナクテハナラナイ、若シ誤レル方法ヲ以テ議セラレマスルナラバ、ソレハ過テヲ重ネテ居ルニ等シイト私ハ考ヘルノデゴザイマス、私共ハ決シテ惡イ先例ヲ追ラノデハナイ、善イ模範ヲ作ルト云フ心構ヘヲ以テ審議ニ當リタイト考ヘテ居リマス(拍手)私ハ斯ウシタ心構ヘヲ皆樣ニ御願ヒ致シテ置キマシテ、以下我が黨ノ修正意見ニ對スル所ノ公正ナル御批判ヲ御願ヒシタイト思ヒマス、既ニ我が黨ノ鈴木君カラ、學術的又法理論的ナ立場カラ質問ノ際ニ、其ノ大意ハ盡シテ居ルト思ヒマスノデ、私ハ主トシテ政治的、道德的ナ見地カラ申述ベテ見タイト存ジマス

先ツ第一ニ修正スベキ點ハ主權ノ問題デアアルノデゴザイマス、此ノ主權ニ關シマシテハ、我が黨ハ新シク第一章ヲ設ケ、之ヲ「國權」トシテ、「第一條 國權ハ、國民カラ發スル」ト云フ一條ヲ追加シタイト希望スルモノデゴザイマス、此ノ國權ト云フ言葉ヲ此處ニ使ヒマシタコトハ、既ニ本議場ニ於テ鈴木君ガ説明ヲ致シテ居リマスカラ重ネテ申シマセス、現代ノ公法學的通說トシテ、斯ウシタ場所ニハ、主權ト云フ言葉ヨリモ國權ト云フ言葉ノ方ガヨ

リ適當デアルト云フ意味ニ於テ、國權ト云フ言葉ヲ使ヒ、隨テ原案第二章ノ戰爭放棄ニ關スル所ニ於キマシテモ、主權ト云フ言葉ヲ國權ト云フ言葉ニ修正ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、是ハ唯單ニ章ノ編成ヲ變ヘルト云フだけノ簡單ナ問題デハナイノデゴザイマシテ、實質的ナ、政治的ナ效果ヲ持ツテ居ル問題デゴザイマス、世界各國民ノ注意ハ今日此ノ處ニ集メラレテ居リマス、日本ガ果シテ民主主義的憲法ヲ作ルカドウカト云フコトハ、此ノ我々ノ憲法審議ノ態度如何ニ依ツテ明カニサレルノデゴザイマス、日本人ガ民主主義的ナ憲法ヲ作り得ルト云フ明確ナル回答ヲ與ヘルコトハ、端的ニ、簡單明瞭ニ此ノ條章ヲ附加ヘルコト以外ニ私ハナイト信ズルモノデゴザイマス（拍手）一體憲法典ヲ讀ム者ハ、特殊ノ研究ヲ致シマス者ハ別トシテ、法典ノ第一章第一條ト讀ミ始メルノガ普通デゴザイマス、此ノ法典ノ第一章第一條ト讀ミ始メタ時ニ、其ノ最初ノ條文ニ於テ、明確ニ主權在國民ノ趣旨ヲ端的ニ謳ツテアレバ、明カニ此ノ憲法ハ民主主義的精神ニ依ツテ作ラレテ居ル憲法デアルト云フコトガ、他ヲ見ズシテ既ニ明確ニナリ得ルト思フノデゴザイマス（拍手）主權在國民ノ思想ヲ曖昧ナラシムベカラズトナスコトハ、最早一致シタ意見デゴザイマス、政府原案ノ前文及ビ第一條ノ修正セラレマシタ所以モ、私ハソコニアルト思フノデゴザイマス、然ラバ何故ニ更ニ一步ヲ進メテ、主權在國民ノ思想ヲ明確ニ條文化スルト云フコトニ反對スル理由ガアルノデゴザイマセウカ（拍手）私ハ其ノ理由ヲ解釋スルニ苦シムノデゴザイマス、誤解ヲ紛消ヲ避ケル爲メノ用意ヲ

シテ、ナゼ惡イデアリマセウカ、前文ヲ讀ム者ハ稀デアル、サウシテ原案第一章ハ天皇ノ地位、身分ヲ規定シテ居ルモノデアルノデゴザイマシテ、其ノ第一條ノ天皇ノ身分ヲ規定シテ居ル所ニ、先程田委員長長ノ説明セラレマシタ修正案文ニ依レバ、「主權の存する日本國民の總意に基く」と、「主權の存する」と云フ言葉ガ挿入サレテアルコトニ依ツテ、主權ガ國民ニアルコトヲ明確ニシヨウトシテ居ルモノデアルノデゴザイマスガ、併シハ謂ハハ、借物デアリマス、他ノ條章ヲ借りテ主權ノ所在ヲ明確ニシヨウトスルモノデアリマシテ、謂ハハ形容詞的ナ用ヒ方ニ依ツテ大切ナ主權ノ問題ヲ片付ケヨウトシテ居ルモノデアツテ、決シテ積極的ナ表明デアルトハ申サレマセス（拍手）殊ニ第二章ノ戰爭放棄ノ原案ガ頗ル消極的デアルト云フ意味ヲ以テ、委員會ハ、更ニ戰爭放棄ノ高遠ナル理想ヲ積極的ニ表明スベシト云フ意見デ修正サレテ居ルノデゴザイマス、第二章ノ表現ガ消極的デアルガ故ニ、之ヲ積極的ニ修正スベシト云フ意見ガ採用セラレタト致シマスルナラバ、ヨリ重大デアル國家ノ性格ヲ規定スル主權ノ問題ヲモット積極的ニ、モット明確ニ條文ノ上ニ表ハスト云フコトニ對スル反對理由ヲ私ハ發見スルニ苦シムモノデゴザイマス（拍手）此ノ儘デハ、恰モ主權在國民ノ思想ガ、丁度門柱ニ表札ヲ掛ケナイデ、内支關ノ中ニ掛ケテ居ルヤウナモノデアツテ、此ノ憲法ヲ讀ンデ、主權在國民、民主主義的ナ思想ヲ發見シヨウトスル際ニ、頗ル苦シム者ガ後世出テ來ルデアラウト私ハ思フ（拍手）何故ニ我々ハ堂々ト、墨痕鮮カニ門柱ニ主權

在國民ノ思想ヲ掲ゲナイノデゴザイマセウカ（拍手）斯ウ云フ意味ニ於テ、私ハ第一ニ、第一章第一條主權ノ點ニ付テノ修正ヲ要求スルモノデゴザイマス、是ハ私ハ諸君ニ本當ニ今度ノ憲法ガ民主的ナ憲法ニナツタカドウカラ、頗ル簡單明瞭ニ表シ得ル所ノ方法デアルト信ズルカラデゴザイマス、試ミニ現行憲法ノ第一條ヲ御覽ニナレバ、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定サレテ居ル、政府原案ノ第一章ハ、「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、日本國民の至高の總意に基く。」トナツテ居ル、之ヲ修正シタモノハ、先程讀ミマシタ如ク、此ノ「日本國民」ニ「主權の存する」と云フ形容詞ガ僅カニ附加ヘラレテ居ルノデゴザイマス、我々ガ此ノ「開泰第一ニ」、「國權は、國民から發する。」ト明確ニ規定シタイ（拍手）此ノ三ツノモノヲ並べタ時ニ、果シテ主權在國民、所謂民主主義的ナ思想ニ成ル憲法デアラカドウカヲ判斷スルコトハ、三歳ノ童兒ト雖モ私ハ容易ニナシ得ルデアラウト思フ、其ノ意味ニ於テドウシテモ私ハ斯ウシタ修正ヲ主張シタイノデアリマス、次ニ第二點ト致シマシテ、修正ヲ要求シタイ簡條ハ、政府原案第七條ノ天皇ノ所謂大權事項ヲ規定シテ居ル簡條デゴザイマスガ、是ハ十項目ニ分レテ居ル、其ノ第一項ハ「憲法改正、法律、政令及ビ條約を公布すること。」トナツテ居ルノヲ、「政令」以下ノ文句ヲ削リマシテ、「憲法改正、法律、政令を認證すること。」トシタイノデアリマス、此ノ原案第七條ニ規定シテ居リマス條文ヲ通讀致シマスルナラバ、此ノ第一項以外ハ悉ク天皇ハ認證ト云フ行爲ヲ

スルコトニナツテ居ルノデゴザイマスガ、唯第一項ノ憲法改正、法律、政令ニ關スル限リ公布ト云フコトガ規定サレテ居ルノデゴザイマスルガ、此ノ公布ト云フ行爲ハ、謂ハハ法律ノ效力發生ノ要件デアリ、施行ト離スコトノ出來ナイ一ツノ要件デゴザイマス、斯ウシタ實質的ノ内容ヲ持ツテ居ル所ノ條項ヲ、此ノ點ニ關シテノ規定スルト云フコトハ、私ハ天皇ガ國家ノ象徴デアルト云フ性質カラ見マシテモ適當デナイト思フノミナラズ、本來責任ト行爲トハ相表裏スルモノデアリ、行爲者ニ對シテ責任ハ追究セラレルコトヲ原則トスルモノデゴザイマス、然ルニ天皇ハ政治的ニハ責任ヲ問ハレルコトハナイ地位ニアルノデアリマス、此ノ政治上無責任ナル天皇ノ行爲ノ中ニ、斯ウシタ實質的效果ヲ伴フ所ノ行爲ガ規定サレテ居ルト云フコトハ、一ツノ矛盾デアルノミナラズ、天皇ノ地位ニ相應シクナイモノト私ハ考ヘルガ故ニ、此ノ點ハ他ノ條項ト同様「認證」ト修正致シタイノデゴザイマス

更ニ是ハ今日マデノ日本ノ政治運営ノ事實ニ徴シテ見マシテモ、天皇ガ現行憲法ニ於テ規定セラレテ居ル多クノ大權事項ヲ、自ラノ意思ニ依ツテ行使セラレタコトハ殆ドナイノデゴザイマス、其ノ時ノ内閣ガ政治的ノ判斷ニ依ツテ行ツテ居ル、殊ニ此ノ新憲法草案ニ規定セラレテ居ル國會ノ召集、衆議院ノ解散、國會議員ノ總選舉ノ如キハ、専ラサウシタ見地カラ運営サレテ來テ居ルト云フ事實ニ鑑ミマシテモ、私ハ將來日本ノ立憲政治運営ノ上ニ於テハ、天皇ヲ斯ウシタ點カラ遠ザケ、サウシテ是ハ内閣ノ責任ニ於テ行ハルベキコトヲ明確ニ條文ニ規定スル必要ガアルト考ヘルノデゴザイマス、殊ニ吉田總理ノ提案理由ノ説明ノ中ニハ、斯ウ云フ説明ガサレテ居リマス、「現行憲法ニ於ケル如ク廣汎ナル大權事項ヲ規定スルニ於テハ、却テ政府其ノ他ノ權力者ガ時ニ誤ツタ理念ニ依ツテサレテ、天皇ノ御名ニ隱レ、民意ヲ歪曲シ、國政ヲ專斷シ、動モスレバ無暴ナル政策ヲ施行セントシテ、遂ニ國家國民ヲ破滅ニ導キ、累ノ及ブ所豫斷ヲ許サル事態ニ立至ル處アルコトヲ免レマセス、改正案ニ於キマシテハ、天皇ハ内閣ノ助言ト承認ニ依リ一定ノ國務ノミヲ行ハセラル、コトト致シテ居ルノデアリマシテ、此ノ形態ハ正ニ民主主義國政ノ常道ヲ踏ムモノデアルト存ズルノデアリマス」ト云フ説明ガナサレテ居リマス、既ニ大權事項ノ多イコトガ國政ヲ素本ニナルカノ危險ヲ感ジテ居ラレルモノト推察スルノデゴザイマス、大權事項ガ少ケレバ少イ程サウシタ危險カラ遠ザカリ得ル、今假ニ現行ノ憲法ニ於テ大權事項トシテ規定サレテ居リマスモノハ、第六條以下第十六條ニ及ビ、更ニ第三十一條、第三十四條、第四十二條、第四十三條、第七十條、第七十三條ノ十七項目舉ゲラレテ居リマス、此ノ中デ軍ノ解體、戰爭ノ放棄ト云フコトニ依ツテ自然ニ消滅スル條項ガ五項目デゴザイマス、殘ルモノハ十二項目デアルガ、此ノ新憲法草案ニ於テハ十項目ガ掲ゲラレテ居リマス、僅カニ二項目ノ縮減ノミデアルトヲ思ヒマス時ニ、私ハドウシテモ此ノ第七條ニ於ケル天皇ノ大權事項中、殊ニ政治的ナ意味ヲ多分ニ持ツテ居ル所ノ二、三、四ノ條項ハ、削除シテ、之ヲ内閣ノ權限ニ移行スルコトヲ

主張シタイモノデゴザイマス、斯ウシ
テコソ私ハ本當ニ天皇ノ國家ノ象徵デ
アリ、國民統合ノ象徵トシテノ地位身
分ニ相應シテ、却テ國民ノ親愛ノ情ヲ
増ス所以デアルト存ズルモノデゴザイ
マス、此ノ第七條ノ修正ニ關聯致シマ
シテ、「内閣ノ章ニ於テ第六十九條ノ
内閣ノ權限ヲ追加サレ、更ニ第九十二
條ノ第二項ガ改メラレテ行クコトハ、
是ハ申スマデモナイト存ジマス

次ニ第三點トシテ私が主張致シタイ
コトハ教育ノ問題デゴザイマス、教育
ハ先程モ申述ベシタ如ク、文化國家
建設ノ爲ニハ最も根本的ナ問題デアッ
テ、是ガ正シク行ハレルカドウカト云
フコトガ、將來日本ガ文化國家トシテ
再建サレルカドウカヲ決定スル問題デ
アルノデゴザイマス、先般來朝致シマ
シタ米國ノ教育使館員ノ意見書ノ中
ノ、教育ト行政トガ分離サレナクテハ
ナラナイト云フコトヲ指摘シテ居リマ
ス中ニ、良キ教育家ガ最も能ク其ノ本
領ヲ發揮シ得ルノハ自由ノ環境ニ於テ
デアリ、而シテ此ノ自由ノ環境ヲ用意
シテヤルノガ教育行政ノ任務デアルト
云ツテ居ルノデゴザイマスガ、洵ニ是
ハ至言デアルト思ヒマス、更ニ私ハ之
ニ附加ヘテ、良キ教育ノ成果ヲ齊シク
國民ニ享受セシムルモノハ政治ヲ責務
デアルト云フコトヲ申上ゲタイノデゴ
ザイマス（拍手）原案ニ於テハ教育ノ機
會均等ト云フコトガ規定サレテ居リマ
ス、洵ニ結構ナコトデゴザイマス、更
ニ原案ノ義務教育ノ範圍ヲ初等科カラ
中等科ニマデ擴大シテ、所謂普通教育
ノ義務教育化ガ規定サレマシタコト
ハ、ヨリ一層結構ナコトデアルト思フ
ノデゴザイマスガ、更ニ私ハ專門、
大學ノ高等教育ヲモ、國民ニ等シク受

ケ得ル所ノ機會ヲ國家ノ負擔ニ於テ與
ヘルベキデアルト主張シタイノデアリ
マス（拍手）或ハ教育ハ初等、中等ノ所
謂普通教育ヲ義務教育トシテ廣ク與ヘ
バ宜イノデアツテ、コレ以上ノ問題ニマデ
及ボス必要ハナイト御考ヘニナルガアル
カモ存ジマセヌ、勿論父兄ノ義務トシ
テ其ノ子弟ニ初等及ビ中等ノ教育ヲ廣
ク總テニ與ヘルト云フ建前デアルトコト
ハ、是ハ言フマデモゴザイマセヌ、又
私が只今申シマシタ高等教育ヲ、是ト
同等ニ總テノ國民ニ與ヘルト云フノデ
ハ決シテナイノデゴザイマス、我々ハ
惠マレタル特定ノ者ニ對シテ眞ノ良キ
教育ガ行ハレル限リニ於テハ、高等教
育ヲ受ケル所ノ機會ヲ等シク與ヘナケ
レバナラナイト思フノデアリマスガ、
今マデ此ノ惠マレタル人トシテ教育ヲ受
ケ得タル所ノ者ハ、所謂財産ヲ持ツテ居
ル所ノ「ブルジョア」ノ子弟ニ限ラレテ
居ツタノデアリマスガ、私ノ言フ惠マ
レタル特定ノ人ト云フノハ、物ニ惠マレ
タル者デハナクシテ、才能ニ惠マレタル
者、即チ才能ヲ持ツテ居ルガ、資力ナ
キガ故ニ高等教育ヲ受ケ得ナイデ、折
角ノ才能ヲ其ノ儘ニ埋モラシテ行クト
云フ氣ノ毒ナ人達ヲ救ヒ上ゲ、拾ヒ上
ゲテ、眞ノ立派ナ高等教育ヲ受ケ得ル
機會ヲ國家ノ負擔ニ於テ與ヘル必要ガ
アルト主張シタイノデゴザイマス（拍
手）斯ウシタコトガ出來テコソ、本當
ニ教育ノ機會均等ノ趣旨ガ徹底スルモ
ノデアルト存ジマス、其ノ意味デ政府
原案ノ第二十四條ニ第三項ヲ加ヘマシ
テ、「才能あつて資力なき青年ノ高等
教育ハ、國費とする。」ト云フ一項目ヲ
追加致シタイト存ジマス

次ニ原案第二十七條ニ對シテノ修正
ヲ主張シタイノデゴザイマス、第二十

七條ノ所謂財産權ノ不可侵性ヲ規定シ
テ居ル條項デゴザイマス、即チ「財産
權ハ、これを侵してはならない。」ト第
一項ニ規定致シテ居リマスガ、我々ハ
之ヲ「經濟生活ノ秩序ハ、公共ノ福祉
ヲ増進することを目的とする。」ト云フ
風ニ改メタイト思フノデゴザイマス、一體
財産ノ不可侵性ト云フモノハ、資本主
義社會ニ於ケル「ブルジョア」ノ大憲
章デアアルノデゴザイマスガ、資本主
義ガ漸次行詰ツテ、必然的ニ社會主義
ヘノ方向ヲ示シツ、財産ノ公共性若シクハ
社會性ト云フモノハ、之ヲ認メザルヲ
得ナイ狀態ニ立至ツテ居ルノデゴザイ
マス（拍手）現ニ現代法學ニ於ケル所
有權ノ解釋ノ如キモ、曾テノ絕對的解
釋カラ、漸次相對的ナ解釋ヘ移リツ、
アルコトガ、其ノ通説デアルト云フ風
ニ考ヘテ見マシテモ、現在及ビ將來ニ
互ツテノ我々ノ經濟生活ニ於テハ、財
產權ト云フモノハ絕對不可侵ノモノデ
アルト云フコトヲ憲法ニ於テ規定スル
ガ如キハ、最早時代錯誤デアルトコトヲ
私ハ主張シタイノデアリマス（拍手）
物ガ人ヲ支配シテハナラナイ、物ノ爲
ニ人ノ生活ガ制限サレテハナラナイノ
デアツテ、我々ノ生活ハ飽クマデモ主
人公デナクテハナラナイ、人間ガ主デ
アリ、物ハ之ニ從屬スベキモノデアリ
マス、隨テ我々ノ生活ノ爲ニ適當ナル
制限ヲ財産權ニ加ヘルト云フコトハ當
然ノ主張デアルト私ハ考ヘマス（拍手）
斯ウシタ意味ニ於テ第二十七條ノ修正
ヲ主張シタイト存ジマス、尙ホ第二十
七條ハ、第二項ヲ「この目的に反しな
い限りにおいて財産權と經濟的自由と
は保障される。」先ヅ原則トシテ公共
ノ福祉ニ依ツテ制限サレルコトヲ規定

シテ、其ノ次ニ此ノ目的ニ反シナイ限
リニ於ケル財産權ト經濟的自由トヲ認
メルコトヲ規定シ、更ニ財産ノ徵用ノ
場合ハ、事情ニ依ツテハ國家ハ國會ノ
議決ニ依ツテ補償ヲ給シナイ、即チ無
償デ之ヲ用ヒ得ルコトヲ規定スル爲ニ
最後ノ條章ニ但書ヲ附ケマシテ、「但
し、已むを得ない場合には、國會の議
決によつて補償を給しないて用ひるこ
ともできる。」ト云フ一項目ヲ附加ヘル
コトヲ主張シタイノデアリマス

最後ニ私ハ前文ニ還リマシテ、憲法
前文ノ中ニ斯ウシタ字句ガゴザイマ
ス、「專制と暴政と壓迫と偏狹を地上
から永遠に拂拭しよう」と努めてゐる國
際社會に伍して、名譽ある地位を占め
たいものと思ふ。」ト云フ字句ガゴザイ
マスガ、此ノ「專制と暴政と壓迫と偏
狹」ノ次ニ、「搾取と窮乏」ト云フ字句
ヲドウシテモ挿入シタイト云フ修正意
見ヲ提出スルモノデアリマス（拍手）
之ニ付テハ或ハ同前文ノ中ニ、其ノ
後デ「すべての國の國民が、ひとしく
恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに
生存する權利を有することを確認す
る。」ト云フ文句ガアルカラ、敢テ此處
ニ搾取ト窮乏ト云フ字句ヲ挿入スル必
要ハナイデハナイカト云フ反對意見ガ
アルト思フノデゴザイマスガ、是ハ明
カニ原因ト結果トヲ誤ツテ居ルモノト
思フノデアリマス、恐怖觀念ノ最も大
キモノハ、貧乏カラ來ル所ノ生活不安デ
アルト私ハ思ヒマス（拍手）昔カラ、
四百四病ノ病ヨリ貧乏ニイモノハナ
イ、貧乏ガ一番怖イト云フコトヲ申シ
テ居リマスガ、其ノ貧乏ハ勤勞大衆
ノ勞働ガ無償デ搾取サレルト云フ事實
カラ起キテ來テ居ルト云フコトヲ我々
ハ銘記シナクテハナラナイノデアリマ

ス（拍手）是ガ所謂資本主義社會ニ於
ケル一ツノ特色デアツテ、即チ物當メ
ドモ人當メザル矛盾ヲ最も惡質ノ一
先程申シタ所謂物ノ爲ニ人間ガ驅使セ
ラレテ居ルト云フ現象ヲ示シテ居ルモノ
デアアルノデゴザイマス、此ノ搾取ノ事實
ガ勤勞大衆ニ絶エザル恐怖觀念ヲ與ヘ
テ居ルコトヲ思ヒマスル時ニ、恐怖ト缺
乏カラ解放サレル所ノ權利ヲ確認サレタ
ダケデハ不十分デアアルノデゴザイマス、
更ニ斯ウシタ恐怖ト缺乏トヲ生ミ出ス
所ノ根源、即チサウシタ結果ヲ生ミ出
ス所ノ原因トシテノ搾取ト云フ事實
ヲ、永遠ニ地上カラ拂拭スルコトヲ云フ
トガ、保障サレルナクテハナラナイト思
ヒマス（拍手）是レナクシテハ我々ハ決
シテ満足シ得ナイ、此ノ搾取ト云フ事
實ガ直接除カレルコトニ依ツテ、私ハ
此ノ新憲法ノ條章ニ於テ國民ノ生存權
又勞働權ガ認めラレテ、其ノ改正ガ本
當ニ生キテ來ルト思フノデゴザイマ
ス、單ナル勞働權ダケガ認めラレタノ
デハ、働ケバ働ケ程搾取サレル事實ガ
追加サレルト云フコトニシカナラナイ
ノデアツテ、我々ハ勞働ノ成果ヲ其ノ
儘收メ得ル、所謂勞働全收權ガ確認サ
レナクテハ安心シテ働ケナイノデゴザ
イマス（拍手）勞働權ノ確認ト共ニ、私
ハ更ニ勞働全收權ノ確認ヲ要求スル意
味ニ於テ、前文ノ「專制と暴政と壓迫
と偏狹」ノ次ニ、「搾取と窮乏」ト云フ
字句ヲ挿入シテ戴クコトヲ敢テ要求ス
ルモノデゴザイマス、近世ノ我々ハ、
古代ヤ中世ニ於テ見ルガ如キ奴隸ヲ解
放シ得タコトヲ以テ誇リト感ズレタモ
モノデゴザイマスガ、豈ニ圖ランヤ現
代ニ於テハ、我々ハ賃銀奴隸ト云フ新
シキ奴隸ヲ持ツテ居ル、而モ此ノ賃銀
奴隸ハ地上ニ充滿シテ居ル、此ノ新シ

○議長(山崎猛君) 是ヨリ修正案ノ討論ニ入りマス、順次發言ヲ許シマス

北浦圭太郎君

○北浦圭太郎君登壇
北浦圭太郎君 我ハ社會黨ノ前後二回ニ互リマスル憲法修正案ヲ繰返シ繰返シ讀ミ見タノデアリマス、所謂民主主義の合理主義ノ線ニ沿ウテ、草案若シハ成案ヲ修正セント非常ナ努力ヲ拂ツテ居ラレコトガ看取出來ルノデアリマス、憲法ノ最大特色デアリマス、法律ヲ行政行爲ニ依ツテ侵犯セラレナイ所ノ個人ノ自由ト權利、此ノ保障ト共ニ、國會ニ對スル立法原則、行政ニ對スル施政ノ原則ト規定スベシト主張サル、點ハ極メテ正當デゴザイマス、特ニ社會黨ガ義務ノ方面ニ著目セラレタルコトハ、共產黨ト其ノ趣キヲ異ニ致シマシテ、私ハ私カニ敬意ヲ表シテ居リマス(拍手)

元來憲法ヲ權力ノ學問ナリト言フノモ誤リデアリマス、ソレト同時ニ自由ノ學問ト考ヘルコトモ誤リデアリマス、學說ハ多岐ニ分レマスルガ、私ハ組織法論者ノ、所謂憲法トハ國家ノ根本の組織ノ法ナリト信ズルモノデアリマス、隨テ權力ト自由ト、尙ホ社會黨主張ノ義務規定ヲ忘却シテハナラナイコトハ勿論デアリマス、唯社會黨ノ諸君ハ、折角公正ナル憲法ノ中核ニ著目致サレマシタガ、其ノ修正態度ガ餘リニ微ニ入り細ヲ穿テ過ギテ、所謂憲法條項トシテハ其ノ線ガ非常ニ細イノデアリマス(拍手)一讀憲法ガ困難ナル學問デアルト云フコトハ、諸君御承知ノ通り文字ノ上ニハアリマセズ、學說紛々トシテ多岐ニ分ル、點ニアルノデアリマス、隨テ片假名ヲ平假名ニ變ヘタリ、漢文體ヲ口語體ニ致シタカ

ヲト言ウテ、憲法學ノ困難ハ解決サレテ居リマセズ、社會黨ノ諸君ハ此ノ紛々タル多クノ學說ニ因ハレテ、而モ其ノ主張タル民主主義の、合理的ノ方向ニ、換言致シマスルト近代國家ノ憲法ヲ制定セント急グノ餘リ、「ワイマール」憲法、最近流産ニナリマシタノ「フランス」憲法、此ノ十字路ニ立ツテ、聊カ理論一貫ヲ缺ク嫌ヒモアルノデアリマス(拍手)總括シテ申シマスルト、線ガ細クテ、憲法ニ規定スルニハ餘リニ不適當ナル缺點、モウ一ツハ學說ニ禍ヒサレテ理論一貫ヲ缺キ、矛盾撞著ノ憾ミガアルノデアリマス(拍手)私ハ是ヨリ順次其ノ事實ヲ指摘致シマシテ、社會黨諸君ノ憤リヲ買ハウトハ致シマスガ、併シナガラ私ハ社會黨諸君ノ此ノ憲法論ハ如何ニモ深イ、思付キデハナイ、即チ其ノ研究ト學問ニ敬意ヲ表シテ論ヲ進メル積リデアリマスルノデ、「テアブル」叩イタリ、拳骨ヲ振廻シタリ、左様ナ激怒ヲ買ハナイ積リデアリマスルカラ、御安心願ヒタリノデアリマス(拍手)

先ツ第一點、社會黨ノ諸君ハ其ノ代表者ヲシテ只今此處デ、主權在民、是ハ第一章第一條ニ書カナケレバナラヌ、支關ニ當タリ書ケ、ソレデナケレバ民主主義の國家ト云フコトガ容易ニ判斷出來ナイノダ、而モ斯クノ如キ主張ハ立憲以來ノ主張ダ、斯ウ申シテ居ラレマスガ、茲ニ不思議ナコトガアル、「ワイマール」憲法ノ第一章第一條ニ其ノ通り書イテアル、即チ社會黨ノ諸君ノ、日本社會黨ノ生レル前カラス様ナ條文ノ規定ガアルノデアリマス(拍手)論者ハ政治的、道德的ニイトモ詳細ニ茲ニ説カレタノデアリマスルガ、左様ナコトハ日本社會黨ノ生レル

前カラ我々自由黨ノ者ハ能ク承知致シテ居ルノデアリマス(拍手)「モウ少シ眞面目ニヤレ」ト呼ブ者アリ)要スルニ我々ガ前文ニ書キ、尙ホ第一章第一條ニ書キマシタコトハ、此ノ第一條ニ書クト云フコトハ社會黨ノ御主張ヲ容レタト云フコトヲ聞イテ居リマスルガ、眞ノ民主主義ハ、「ワイマール」憲法ヲ諸君ガ御寫シニナツタトハ申シマセズガ、能ク似タコトヲ書ク、或ハ書カナイデハナクシテ、尾崎先生ノ言ノ如クニ文字ノ位置デハナクシテ、我々國民ノ覺悟デアリマス

第二點、社會黨ノ諸君ハ、委員會ニ於テ、最高裁判所ノ長官ヲ、内閣ノ任命ヨリ天皇ノ任命ニ移スコトヲ主張致サレマシタ、理由ハ申スマデモナク司法權ノ獨立ヲ維持スル爲メデアリマス、天皇ヲ内閣ヨリモ神聖ナリト信ゼラレタカラデアリマス、是ハ日本辯護士會數千名ノ意願デアリマシテ、委員會モ亦之ヲ容レ、草案ハ修正サレタノデアリマス、勿論私ハ此ノ點ニ付キマシテハ、社會黨ノ諸君ノ御主張ニ感謝ノ意ヲ表シテ居ルモノデアリマス、尙ホ社會黨ノ同僚諸君ハ、行政機關ノ最高峯タル内閣總理大臣ノ任命權ガ天皇ニアルト云フコトモ、全員一致御贊成ノヤウデアリマス、其ノ心ノ奥底ヲ金森博士流ニ申シテ見マスルト、天皇ハ國民ノ憧憬ノ中心デアリ、心ト心トノ繋ガリノ中心デアリ、時ニ天皇ノ權限ニ消長ハアリマシテモ、例ヘバ水ハ流レテモ川ハ流レナイト同様、日本ノ國體ニ變リハナイノデアリマス、ト斯ウ云フ天皇尊榮ノ精神ニ依ツテ天皇ノ權限ヲ擴大サレタモノト私ハ信ジテ居リマス、然ルニ他面ニ於テ天皇ノ權限ヲ大幅ニ制限セント主張サレルガ如キ

ハ、其ノ内面的的效果意思ト表示行爲トノ間ニ、大イナル矛盾撞著ナシト云フコトハ出來ナイノデアリマス(拍手)併シナガラ社會黨ノ修正案ニハ燃テ正シテ讀マナケレバナラス事項モアリマス(拍手)就中、才能アツテ資力ナキ者ニ對シ國費ヲ以テ高等教育ヲ施セ、是ハ私ハ心私カニ贊成致シテ居リマス、諸君、現代ハ大學ノ講堂デ學問スベキ青年ガ、アノ省線ノ下デ靴ヲ磨イデ居リマス、白線、柏ノ帽子ヲ冠ルベキ俊才ガ、深山ノ奥デ木ヲ伐ツテ樵夫ヲヤツテ居ル、將來婦人代議士トナツテ時メク等ノ才能アル少女ガ閑ノ女トナツテ苦シンデ居リマス(拍手)洵ニ人生ノ悲慘事デアリマス、人生ノ悲慘事是レヨリ大ナルハナイ、私ハ、國家ハ須ク才能アル青年ノ爲メデナク、人物經濟ノ建前カラ、國家ノ爲ニ英才教育ヲ斷行致サナケレバナラヌト信ジマス、故ニ私ハ此ノ主張ニハ贊成デアリマス、併シナガラ之ヲ憲法典ニ規定スベキモノデアルカ否カハ自ラ別箇ノ問題デアリマス(拍手)

之ニ付テ想ヒ出サレルノハ、私ノ郷里ニアル奈良ノ五重ノ塔デアリマス、面白イ話ガアル、此ノ五重ノ塔ハ、諸君御承知ノ通り鎌倉時代ノ建築物デアリマス、堂々タル外觀、アノ雄壯ナル五重ノ塔、正ニ美術的價值トシテ、且ツ歴史の遺物トシテハ日本一デアリマス、然ルニ或ル時彼處ニ雷ガ落チマシタ、火ガ出タ、政府ノ役人ハ驚イテ之ニ避當針ヲ取付ケタ、基礎カラ絶ニ至ルマデ雲表ニ奔エルアノ見事ナ五重ノ塔ニ、周圍ニ避當針ヲ取付ケタ、是ガ爲ニ日本一ノアノ五重ノ塔ハ其ノ外觀ヲ非常ニ傷ツケマシテ、今モ五重ノ塔ハ舊エテ居リ

マスガ、此ノ非美術的ノ避雷針ヲ付ケ
タ政府ノ役人、千三百年ノ奈良ノ公園
ニ、此ノ政府ノ役人ノ愚カナル思想、
所謂醜態ヲ暴露シテ居ルノデアリマ
ス、諸君、社會黨ノ此ノ育英教育ハ正
ニ此ノ五重ノ塔ニ絡ミ付イテ居ル所ノ
針金デアリマス(拍手)苟クモ國家百年
ノ大計ヲ基礎作ルベキ所ノ憲法大義典
ニ、左様ナ線ノ細イ小サナコトヲ規定
スベキモノデハナイ(拍手)

次ニ社會黨ノ諸君ハヨク「フィクショ
ン」ヲ排斥サレマス、「フィクショ」ハ
擬制デアリマス、憲法二、三ノ條文ハ
「フィクショ」デアルガ故ニ、永ク國
民ノ信頼ヲ得ル所以デハナイト主張
セラレルノデアリマス、尤モ千萬デア
リマス、併シナガラ例ヘバ天皇ハ斷ジ
テ國家意思ヲ決定セラルベキモノデナ
イニ拘ラズ、名ノミノ權限ヲ與ヘルガ
如キハ、明白ナル「フィクショ」デア
リマス、諸君、天皇ノ國務中、何處ニ
一ツトシテ「フィクショ」ナラザルモ
ノガアルカ、内閣ノ助言ト承認トヲ得
ルニアラザレバ、何一ツトシテ國務ノ
執行ハ出來ナイデハナイカ、然ラバ此
ノ「フィクショ」ヲ排除スベシト言フ

ノナラバ、共產黨ノ如ク天皇ノ權限全
部ヲ排除スルカ、或ハ我々ト共ニ實體
權ヲ附與スベク努力スルカ、其ノ二者
一ヲ擇バナケレバ理論ハ一貫シナイデ
ハアリマセヌカ(拍手)是レ其ノ修正態
度ニ矛盾アリ、撞著アリト言フ所以デ
アリマス(ヒヤノノ拍手)

次ニ其ノ條項ニ付テ、議會ノ解散ヤ
召集ハ政治的含ミガアルカラ天皇ノ權
限中カラ排除スル、斯様ニ主張サレ
ル、凡ソ國民代表中ノ代表タル内閣總
理大臣ノ任命ト、諸君ノ排除セントセ
ラル、所ノ選舉期日ノ告示ト、一體政

治的含ミハドチラガ大キイカ、將來社
會黨ノ片山君ガ天皇ニ召サレテ總理大
臣ニ任命セラレ、場合、全日本ノ政治
的含ミノ偉大サト、天皇ノ議會ヲ解散
セラル、場合ノ國民ノ政治的關心ト、何
レガ大キイカ、社會黨ノ諸君ハドチラ
ト御考ヘニナリマスルカ、苟クモ行政
機關ノ最高峰ヲ任命スル權ハ、政治的
影響力ガ最大デアルト云ハナケレバナ
ラス、然ルニ此ノ最大ノ政治的含ミノ
天皇國務ヲ諸君ハ双手ヲ擧ゲテ贊成ス
ル、而シテ選舉期日ノ告示ト云フヤウ
ナ微細ナコトノ排除ヲ主張サレル、是
レ矛盾撞著ニアラズシテ何ゾ(拍手)

次ニ社會黨ノ諸君ハ口ヲ開ケバ民主
主義ヲ叫バレマスガ、民主主義ハ社會
黨ノ專賣特許デハナイ(ヒヤノノ)今
ヤ全日本人ハ凡ユル角度カラ民主主義
陣營ニ進行ヲ續ケナケレバナラス、社
會黨ハ草案第二十七條ヲ指摘シテ、中
華民國モ美ヲ反民主主義的條文ダト申
サレマスガ、米英兩國ノ憲法ニ於キマ
シテモ、個人ノ財產權ハ立派ニ尊重サレ
テ居ルノデアリマス、英國ノ三大法典
ノ如キハ私有財產尊重ノ長キ國史
デアルト言ツテモ宜イノダ、「アメリ
カ」合衆國ノ憲法モ、印紙條例カラ端
ヲ發スト言ヒ得ルノデアリマス、我々
ノ眼カラ見マシテ、個人財產權ヲ尊重
スルコトハ、民主主義トハ決シテ相背
反スルモノデハナイノデアリマス(ヒ
ヤヒヤノ拍手)諸君ハ此ノ第二十七條ニ
但書ヲ插入シテ、已ムヲ得ナイ場合ニ
ハ國會ノ議決ニ依リ補償ヲ給シナイデ
私有財產ヲ用フルコトト修正セント致
サレマス、非常ノ場合ハ是デ宜イと思
ヒマスルガ、私ハ現行憲法ノ非常大權
ヲ改正憲法ニ規定スベシト云フ論者
デアリマスカラ、此ノ點社會黨ノ諸君

ト意見ハ相一致スルノデアリマス、併
シナガラ憲法上ノ非常大權ハ、國家非
常ノ場合ニハ憲法ノ條章悉ク中止セ
ントスル雄大ナル目的ヲ持ツテ居リマ
スルガ、社會黨ノ修正案ハ單ニ個人ノ
私有財產ニ關スル補償問題デアリマシ
テ、茲ニモ其ノ神聖ナル大學「プロ
フェッサー」ノヤウナ缺陷ヲ暴露シテ居
ルノデアリマス(拍手)以上ノ事實ヲ綜
合考照致シテ見マスルト、社會黨ノ修正
案ハ尊敬スベキ學問的ノモノデアリ、且
ツ深サハアリマスルガ、畢竟スルニ古
キ憲法學ト今日ノ憲法學トノ挾撃ニ會
ツテ、理論ハ一貫ヲ缺キ、矛盾撞著
カ、然ラザレバ五重ノ塔ニ絡ミ付ク避
雷針カト云フ結論ニ到達スルノデアリ
マス(拍手)

諸君、御承知ノ通り今ヤ世界ハ二ツ
ノ世界ニ分レツ、アリマス、各民族ハ
其ノ何レニ住マハナカト迷ヒツ、アリ
マス、「ドイツ」カラ「バルカン」半島ニ
掛ケテ、「ダニューブ」ノ河ハ悠々ト流
レテ居リマスルガ、水上ノ船舶ハ一ツ
ノ世界ニ支配サレ、サウシテ河川航行
權ハ他ノ一ツノ世界ニ抑ヘラレテ居リ
マス、沿岸ニ住ム七千五百萬ノ民族
ハ、今ヤ其ノ何レノ世界ニ住マハナ
スルカ迷ウテ居リマス、隣ノ中華民國
ニ於キマシテモ、一ツノ世界ト一ツノ
世界トハ今激闘中デアリマス、此ノ議
場ニ於キマシテモ、天皇制廢止ト天皇
制擁護ト二ツノ世界ハ今盛シニ討論中
デアリマス、社會黨ノ諸君ハ此ノ二ツ
ノ世界ノ何レニ住マハナントセラル、
デアアルカ、其ノ憲法修正ノ態度ヲ考ヘ
テ見マスルト、天皇ノ權限ヲ大幅ニ制
限セントスル態度ハ半バ共產黨ニ足ラ
入レ、而シテ天皇ノ權限ヲ擴大セント
スル態度ハ、半バ我々ノ陣營ニ居ラレ

ノデアリマス(ヒヤノノ拍手)諸君、
速カニ態度ヲ決定シテ國家ノ爲ニ盡瘁
アランコトヲ、是ガ諸君ノ修正案ニ反
對スル我々ノ結論デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 菊地義之輔君
〔菊地義之輔君登壇〕
○菊地義之輔君 我ハ日本社會黨ヲ代
表致シマシテ本修正案ニ賛成ノ意ヲ表
スルモノデアリマス

其ノ理由ハ、我が黨ノ原君ニ依リ條
理整然奏曲ヲ盡シテ説明セラレマシタ
カラ、是レ以上附加スル必要ヲ認メナ
イノデアリマス、只今北浦君ヨリ其ノ
反對論ノ開陳ガアリマシタガ、遺憾ナ
ガラ我々ノ修正案ニ對スル信念ト熱情
ハ微動ダモ致シマセヌ、新シイ文化國
家トシテ世界平和ノ先驅者タラントス
ル我ガ日本ノ憲法ガ、擯取ト窮乏ニ目ヲ
掩ウテ顧ミザルガ如キハ、矛盾モ甚ダ
シイデアリマセヌカ(拍手)天皇制
維持ノ美名ノトニ天皇ノ大權ヲ
強化シ、再び軍閥、財閥、官僚「ファッ
ショ」ノ温床ヲ作ツテハナラナイコ
トハ今日ノ日本國民ノ常識デアリマ
ス(拍手)又才能アツテ資力ナキ青年ニ
高等教育ヲ希望ヲ與フルコトハ、文化
國家ヲ志向スル當然ノ義務デアルト信
ジマス、況ンヤ第二十七條ノ財產權ニ
關スル修正案ノ如キハ、社會進化ノ必
然性ヲ信ズル我々ガ、無血革命ヘノ道
ヲ拓カントスル熱情ニ外ナラスノデア
リマス、之ヲ要スルニ修正案ニ對スル
北浦君ノ反對ハ、故意ニ修正案ノ内容
ヲ曲解スルカ、或ハ十九世紀の感覺ヲ
以テ依然タル封建憲法ニ満足スル以外
ノ何モノデモアリマセヌ(拍手)我等ノ
理由ニ依リマシテ反對論ニ反對シ、修
正案ヲ絕對ニ支持スルモノデアリマス
(拍手)

○議長(山崎猛君) 青木泰助君
〔青木泰助君登壇〕
○青木泰助君 我ハ日本進步黨ヲ代表
致シマシテ、只今議題ト相成ツテ居リ
マス日本社會黨ノ修正案ニ反對致ス
モノデアリマス、今其ノ理由ヲ極メテ
簡單ニ表明致シマス

第一ハ、即チ社會黨修正案ノ一點ハ、
改正草案ノ前文中ニ「擯取ト窮乏」ノ五
字ヲ插入セントスル御主張デアリマス、
御承知ノ通り改正案ノ前文ニハ「我々
ハ、平和ヲ維持シ、專制ト暴從ト壓迫
ト偏狹を地上から永遠に拂拭しよう」と
努めてゐる國際社會に伍して、名譽あ
る地位を占めたいものと思ふ。」トア
リマス、洵ニ其ノ通りデアリマス、之
ニ對シテ社會黨デハ更ニ「擯取ト窮乏」
ノ五字ヲ追加插入ノ御希望デアリマシ
テ、其ノ理由ハ只今、御説明ノ通り
デアリマス、而モ御ノ點ハ特別委員會
ニ於カレマシテモ、社會黨ノ委員ノ方
カラ種々ナル御意見ガアリマシタ
ガ、御承知ノ如ク改正草案前文ノ建前
カラ致シマシテモ、草案ノ全精神カラ
申シマシテモ、人間生活ニ擯取ガアツ
ハナラズコトハ當然デアリマス(拍手)

又人類ヲシテ窮乏ニ陥ラシムルヤウナ
コトガアツテハ相成ラスコトモ言フ俟
タヌ所デアリマス、是ガ民主憲法ノ大
ナル眼目ノ一デアリマス、故ニ故ラニ
之ヲ明記スル必要ハナイト信ズルモノ
デアリマス(拍手)此ノ點委員會ヲ通ジ
テ大多數ノ意見ガ一致シタ所デアリマ
ス、即チ前文中ニ「自由ノ齎ス惠澤ト其
ノ福利ハ國民ガ之ヲ享受スル、我等ハ全
世界ノ國民ガ恐怖ト缺乏カラ免レ、平
和ノ裡ニ生存スル權利ヲ有スルコトヲ
確認スルナドト明記スル所デアリマ

スルハ相一致スルノデアリマス、併
シナガラ憲法上ノ非常大權ハ、國家非
常ノ場合ニハ憲法ノ條章悉ク中止セ
ントスル雄大ナル目的ヲ持ツテ居リマ
スルガ、社會黨ノ修正案ハ單ニ個人ノ
私有財產ニ關スル補償問題デアリマシ
テ、茲ニモ其ノ神聖ナル大學「プロ
フェッサー」ノヤウナ缺陷ヲ暴露シテ居
ルノデアリマス(拍手)以上ノ事實ヲ綜
合考照致シテ見マスルト、社會黨ノ修正
案ハ尊敬スベキ學問的ノモノデアリ、且
ツ深サハアリマスルガ、畢竟スルニ古
キ憲法學ト今日ノ憲法學トノ挾撃ニ會
ツテ、理論ハ一貫ヲ缺キ、矛盾撞著
カ、然ラザレバ五重ノ塔ニ絡ミ付ク避
雷針カト云フ結論ニ到達スルノデアリ
マス(拍手)

諸君、御承知ノ通り今ヤ世界ハ二ツ
ノ世界ニ分レツ、アリマス、各民族ハ
其ノ何レニ住マハナカト迷ヒツ、アリ
マス、「ドイツ」カラ「バルカン」半島ニ
掛ケテ、「ダニューブ」ノ河ハ悠々ト流
レテ居リマスルガ、水上ノ船舶ハ一ツ
ノ世界ニ支配サレ、サウシテ河川航行
權ハ他ノ一ツノ世界ニ抑ヘラレテ居リ
マス、沿岸ニ住ム七千五百萬ノ民族
ハ、今ヤ其ノ何レノ世界ニ住マハナ
スルカ迷ウテ居リマス、隣ノ中華民國
ニ於キマシテモ、一ツノ世界ト一ツノ
世界トハ今激闘中デアリマス、此ノ議
場ニ於キマシテモ、天皇制廢止ト天皇
制擁護ト二ツノ世界ハ今盛シニ討論中
デアリマス、社會黨ノ諸君ハ此ノ二ツ
ノ世界ノ何レニ住マハナントセラル、
デアアルカ、其ノ憲法修正ノ態度ヲ考ヘ
テ見マスルト、天皇ノ權限ヲ大幅ニ制
限セントスル態度ハ半バ共產黨ニ足ラ
入レ、而シテ天皇ノ權限ヲ擴大セント
スル態度ハ、半バ我々ノ陣營ニ居ラレ

ノデアリマス(ヒヤノノ拍手)諸君、
速カニ態度ヲ決定シテ國家ノ爲ニ盡瘁
アランコトヲ、是ガ諸君ノ修正案ニ反
對スル我々ノ結論デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 菊地義之輔君
〔菊地義之輔君登壇〕
○菊地義之輔君 我ハ日本社會黨ヲ代
表致シマシテ本修正案ニ賛成ノ意ヲ表
スルモノデアリマス

ス、故ニ社會黨ノ御意見ノ點モ亦十分ソレニ現ハレテ居ルコトヲ信ズルノデアリマシテ、敢テ反對スル次第デアリマス

第二八、草案第一章第一條ハ、申スマデモナク日本國ノ象徵タル天皇ノ御地位ヲ表ハス至重至高ノ規定デアリマスコトハ、今更ニ多言ヲ要シナイノデアリマス、之ニ對シ我ガ黨ハ勿論、社會黨ヲ除キ、他ノ黨派ノ委員ノ方々モ、既ニ前文中ニ主權在民ト明記致シマシタ關係上、更ニ又「第一章、第一條 國權ハ、國民から發する。」ト云フ規定ヲ設クル必要ハナイト信ジマス、草案第一條ニ、天皇ノ御地位ハ日本國ノ象徵デアリ、日本國民統合ノ象徵デアツテ、主權ノ存スル日本國民ノ總意ニ基キ、一刀兩斷ニ明文化シタノデアリマス、故ニ主權ノ所在ハ明々白々デアリマス、然ルニ社會黨ハ前述ノ如ク、新タニ第一章第一條ヲ設ケテ、「草案第一章天皇」第一條天皇ノ御地位ヲ規定シタル嚴肅ナル條章ヲ、第二章第二條ニ順次繰下ゲテ、且ツ主權ト國權ノ意義ノ使用上困難ナル區別ヲ敢テ主張セラレノデアリマスルガ、既ニ主權ガ國民ニ存スル以上、國權ガ又國民カラ發スルコトハ敢テ言フ俟タナイ所デアリマス、至高尊嚴ナル天皇ノ條章ヲ順次繰下ゲテマデ修正セントスル本案ニハ、同意シ能ハザル所デアリマス

(拍手)

第三、草案第七條第一號ノ「條約」ヲ削除シ、「公布」ヲ「認許」ト修正シ、第二號乃至第四號ノ天皇ノ大權事項ヲ悉ク削除シテ、之ヲ第六十九條ノ内閣ノ專管事項ニ移サントサレノデアリマス、諸君御承知ノ通り第七條ノ規定ハ、北浦君ノ申サレタ通り悉ク内閣ノ

助言ト承認ヲ必要トスルノデアリマス、換言致シマスレバ、内閣ノ助言ト承認ナクシテハ、天皇ハ絕對ニ國事ニ關シ何事モナシ得ナイノデアリマス、洵ニ感慨無量ノ次第デアリマス、然ルニ、社會黨ガ天皇ノ此ノ權限サヘ大幅ニ縮小シ去ラントスルガ如キコトハ、我ガ黨トシテハ斷ジテ贊成シ難イ所以デアリマス(拍手)況ヤ社會黨ノ修正ノ通りトスレバ、最高機關タル國會ヲ召集スルコト、衆議院ヲ解散スルコト、國會議員ノ總選舉ノ施行ヲ公示スルコトヲ内閣ノ事務ニ入レントスルモノデ、斯クノ如キハ不合理モ甚ダシイト信ジマス(拍手)

第四、第二十四條ニ至リマシテハ、社會黨ト共ニ委員會デ殆ド全會一致ヲ以テ大修正ヲナシテ居リマスノデ、只今御主張ノ、才能アツテ資力ナキ者ノ教育ノ如キハ、其ノ精神トシテハ勿論同感デアリマスルガ、サリトテ之ヲ憲法ニ明記スルコトハ如何デアリマセウカ、是ハ文教ノ府ニ於テ善處シ得ルコトト信ズルノデアリマス

第五、最後ニ第二十七條ノ修正デアリマス、財産權ノ保障ハ草案ノ如ク明記スベキデアルト信ジマス、修正案ノ如ク一定ノ目的ニ反シナイ限りニ於テ保障サレト云フガ如キハ、財産權ノ保障ニ條件ヲ附スルモノト解スルガ故ニ反對スルモノデアリマス、又修正案中「公共の福祉を增進する」云々ハ、草案第二項ノ「財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」ト殆ド同旨意味ト思ハレマスルカラ、草案ノ規定デ足りルモノト信ジマス、以上ノ理由ニ依リマシテ、社會黨ノ修正案ニハ全面的、積極的ニ反對スルモノデアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ修正案ニ對スル討論ハ終局致シマシタ、採決致シマス、原案之助君外三名提出ノ修正案ニ贊正ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(贊成者起立)

○議長(山崎猛君) 起立少數、仍テ原案之助君外三名提出ノ修正案ハ否決サレマシタ(拍手)是ヨリ委員長報告ニ對スル討論ニ入リマス、順次發言ヲ許シマス——野坂參三君

〔野坂參三君發言〕

○野坂參三君 昨日本共產黨代表シマシテ、今上程サレマシタ委員長報告修正案及比之切離スコトノ出來ナイ全憲法草案ニ付テ、私達ノ所見ヲ述ベ、此ノ修正案及比原案全體ニ對シテ反對ノ意見ヲ述ベタイト思フノデアリマス

當憲法改正草案ガ、現在行ハレテ居ル憲法ヨリモ進歩的デアアル、此ノ事實ヲ我々ハ率直ニ認メルモノデアリマス、併シ此ノ草案ノ條文及比本院ニ於ケル諸大臣ノ答辯ヲ慎重ニ吟味スル時、此ノ草案ハ「ボツダム」宣言ノ要望スルヤウナ、又我ガ國民ノ欲スルヤウナ完全ナ民主主義ヲ實現セズ、寧ロ不徹底ト嘆息ト矛盾ニ滿チテ居ル我々ハ考ヘルノデアリマス(ノー)ナゼ其ノヤウナコトガ起ツタノカ、ソレハ、幣原前内閣及比吉田現内閣ガ、心ノ底カラノ熱意ヲ持ツテ、確信ヲ持ツテ之ヲ作ツタノデハナイカラデアリマス、即チ世界ノ民主主義的輿論ト、日本國內人民ノ民主主義的要望ノ壓力ニ抗シ得ズシテ、實ハ厭ヤノ「ナガラ」作ツタノデアル(ノー)而モ吉田内閣ハ、此ノ草案ヲ餘リニ民主主義的ニスルコトハ、自己ノ意思ニ反スル共ニ、國內ノ保守反動勢力ノ反響ニ遭フノデア

ル、斯クシテ内外ノ民主的勢力ト國內ノ保守勢力トノ間ヲ政府ガウロツイタ結果ノ苦悶ノ產物ガ、即チ此ノ憲法草案デアアル、形ダケハ民主的デアアルガ、内容ハ出來ルダケ封建的遺訓ヲ遺サウトスル苦心ノ跡ガ歴然ト現ハレテ居ル(ノー)共產黨ハ此ノ草案ガ出來ルダケ民主主義的ニ修正サレコトヲ主張シタ、併シ此ノ主張ハ悉ク容レラレナカツタノデアリマス、ソコデ共產黨ハ此ノ草案ノ衆議院通過ニ反對セザルヲ得ナクナツタ、以テ其ノ理由ヲ出來ルダケ簡單ニ述ベタイト思ヒマス

當草案ハ集會、結社、言論、出版等ノ自由ヲ保障シテ居リマス、併シ是等ノ自由ガ紙ノ上ニ於テ規定サレタダケデハ、貧乏人ニ取ツテハ意義ガナイ、貧乏人ガ此ノ自由ヲ行使スルニ必要ナ印刷所、紙、是等ガ國家ニ依ツテ保障サレル時、初メテ勤勞民ハ集會ヲ出版ノ自由ヲ獲得スルノデアリマス、ソレ故ニ共產黨ハ、憲法ノ上ニ於ケル是等ノ自由ニ對スル物質的保障ヲ要求シタノデアリマス、更ニ共產黨ハ勤勞ノ權利ト共ニ最低賃金、八時間労働制、失業業者ガ保護ヲ受ケル權利、勤勞婦人ガ特殊ノ保護ヲ受ケル權利、寡婦ガ保護ヲ受ケル權利、老年者ヤ疾病者ヤ勞働災害者ガ保護ヲ受ケル權利、勞働者ヤ戰災者ガ住宅ヲ保障サレル權利、農民ニ對スル耕作權ノ確立、以上ノ如キ規定ヲ當憲法ニ設ケルコトヲ主張シタノデアリマス、ナゼナラバ是等ノ權利ハ働ク者ニ取ツテハ基本的ナモノデアリ、是ハ憲法ニ於テ規定サレ、保障サルベキモノデアツテ、議會内ノ多數決ニ依ツテ容易ニ變更シ得ルヤウナ一般

法律ノ上デ規定サルベキモノデアナイ、斯ク我々ハ信ズルノデアリマス、併シ是等ノ要求ハ總テ否決サレタノデアリマス、當草案ニハ、財産權ノ保護ノ爲ニハ非常ニ鄭重ナ規定デアリマス、是ハ財産ヲ持ツテ居ル資本家ヤ大地主ノ保護デアアルコトハ言フマデモナイ、是ハ財産ノナイ貧乏人ニ取ツテハ意味ノナイ條項デアリマス、此ノヤウニ政府ハ金持ノ保護ノ爲ニハ熱心デアアルガ、貧乏人ノ生活權ヤ勞働權ヲ保障スルヤウナ規定ヲ設ケルコトニハ反對シテ居ル、我々ハ勤勞者ノ保護ノ規定ヲ十分ニ含マナイヤウナ憲法ニ贊成スルコトハ出來ナイ、是ガ我々ノ憲法ニ反對スル第一ノ理由デアリマス

更ニ共產黨ハ、當憲法草案ガ發表サレタ時、主權在民ヲ明記スルコトヲ主張シマシタ、幸ヒニシテ我々ノ要求ハ容レラレ、前文ニ是ガ明記サレマシタ、是ハ此ノ憲法草案ノ一歩前進デアリ、併シソレデハ此ノ草案ハ果シテ主權在國民ノ思想ヲ一貫シタモノデアルカドウカ、遺憾ナガラ實質ハサウデナイ、茲ニ問題ガアル、主權在民ノ羊頭ヲ掲ゲテ、非民主的ナ狗肉、言換レバ、主權在君ノ狗肉ヲ賣ラントスルガ此ノ憲法デアリマス、先程下ナカカ其處ラデ羊頭狗肉ト言ハレタガ其ノ通りダト私ハ思ヒマス、是ガ當草案ノ本質デアアル、是ハ一體ドウ云フ意味デアアルカラ、第一ニ若シ國民ニ主權ガアルナラバ、ナゼ憲法ノ第一章ニ先ヅ國民ニ付テノ規定ヲ設ケナイノカ、此ノ案草ハ第一章ニ國民ガ來ルノデハナクテ、國民ノ中ノ一人ニ過ギナイ天皇ノ規定ガ第一ニ來テ居リマス、金森國務大臣ハ之ヲ説明シテ曰ク、天皇ハ國民ノ統合ノ象徵デカラ……(其

ノ通り」ト呼ブ者アリ。併シドウシテ象徴ヲ前ニシテ實體ヲ後ニシナケレバナラナイノカ、茲ニ問題ガアル、天皇ノ地位ハ國民ノ意思ニ由來スル憲法ニ明記シテアル、是ハ國民ガ實體デアツテ、天皇ハ單ナル象徵ニ過ギナイ、斯ウ書イテアル、ソレナラバ實體デアアル所ノ國民ガ先ヅ第一ニ規定サルベキデアアル、日ノ丸ノ旗ハ我が國ノ象徵デアアル、デハ第一章第一條ニ日ノ丸ノ旗ヲ規定スルコトヲ政府ハ贊成サレデアリマセウカ、勿論贊成サレナイ、世界ノ何處ノ憲法ニモ、象徵デアアル國旗ヲ劈頭ニ掲ゲルモノハナイ、ソレデハナゼ政府ハ此ノヤウナコトヲスルノデアアルカ、ソレハ即チ天皇ヲ神聖化シ、天皇ニ特權ノ地位ヲ與ヘ、天皇ヲ國民ノ上ニ君臨サセヨウトスル政府ノ意圖ガアルカラデアリマス。

第二ニ、抑、民主主義トハ、國民ガ自ラノ手ニ依ツテ政治ヲ行フコトデアリマス、隨テ國家機構ノ中ニ、國民ノ意思ニ依ツテ自由ニ選任シ、或ハ罷免スルコトノ出來ナイ機關ヲ設ケルコトハ、是ハ徹底シタ民主主義デハナイ(ノ一ノ)是ハ必要ナコトデス、所ガ當草案ニハ、國民ノ選任シ罷免スルコトノ出來ナイ世襲ノ天皇ヲ存置シ、其ノ天皇ノ手ニ諸種ノ重要ナ特權ヲ與ヘテ居リマス、即チ當草案第六條及第七條ニ依ツテ、天皇ノ手ニハ十一ノ色々ノ政治的ナ、或ハ儀式的ナ國事ガ與ヘラレテ居ル、其ノ中ニハ總理大臣ノ任命、國會ノ召集解散、總選舉ノ執行ノ如キ重要ナ權限ガ含マレテ居リマス、斯クノ如キ重要ナ權限ヲ天皇ニ與ヘルコトハ、民主主義ノ原則カラ言ヘバ明カニ逆行スルモノデアアル。是等ノ天皇ノ權限ハ、國會ノ指名ヤ或

ハ内閣ノ承認ト助言ガ必要デアリマスガ、併シ天皇ガ總理大臣ノ任命ヤ國會ノ召集、解散ヤ總選舉ノ執行ヲ拒絶シタ時ニハドウナルカ、此ノ憲法ニハ拒絶シナイト云フ保障ハ一ツモアリマセウ、茲ニ我が國ノ政治ノ將來ニ取ツテ重大ナ危險ガアルト我々ハ考ヘルノデアリマス、過去ノ日本ノ歴史ニアツテハ、官僚ヤ軍閥ガ天皇ノ特權ヲ利用シテ凡ユル庶政ヲ行ツテ來タ、此ノ憲法草案デハ其ノヤウナコトガ將來再ビ起ラナイト云フ保障ハナイデアリマス、天皇ノ特權ノ地位ガ將來再ビ官僚ヤ保守ノ反動勢力ノ要塞トナラナイト云フ保證ハナイデアリマス、我が共產黨ガ當憲法ニ贊成シナイ理由モ茲ニアルノデアリマス。

第三ニ、政府ハ天皇ニ對スル不敬罪ガ存在スルコトヲ言明シテ居リマス、而モ政府ノ發表ニ依レバ、此ノ不敬罪ハ現行ノ條文ヲ其ノ儘存續スル、斯ウ云フ風ニ言ツテ居リマス、是ハ天皇ガ國民ノ一人デアリ、而モ國民ハ法律ノ下ニ平等デアルト云フ原則ヲ蹂躪スルモノデアアル、單ニ象徵デアルト云フ此ノ一事カラシテ、何故ニ此ノヤウナ異例ノ取扱ガナサレナケレバナラナイカ、若シ天皇ガ國民ノ一人デアラナラバ、一般國民ノ地位ニ於ケルと同様ニ、名譽毀損罪又ハ侮辱罪ノ法文ヲ適用スレバソレデ宜イデアリナイカ、更ニ不敬罪ハ如何ナル言動ガ不敬罪ニ問ハレ、或ハ問ハレナイカ、此ノ界限ハ專ラ裁判官ノ見解ニ任サレテ居リマス、今日マデ不敬罪ノ罪名ニ依ツテ如何ニ多クノ無辜ノ民ガ囚ハレ、又如何ニ言論ガ壓迫サレタカ、是ハ世界周知ノ事實デアリマス、現在世界ノ何處ヲ見テモ、共和國ハ固ヨリ、君主國ニ於テサ

ヘモ、不敬罪ナルモノハ實質的ニハ存在シテ居ナイ、「イギリス」ニ於テモ之ニ關スル規定ハアリマスガ、實質的ニハ死文化シテ居ル、併シ日本ニ於テハ若シ此ノ不敬罪ガ規定サレナラバ、過去ニ於ケルと同様ニ、是ガ警察ニ依ル人民彈壓ノ武器トナルコトハ極メテ明カデアリマス、此ノコトハ現ニ行ハレテ居ル東京地方裁判所ニ於ケル一勞働者ノ「アラカード」事件ヲ見テモハツキリシテ居ル、不敬罪ノ如キハ、言論ノ自由ヲ要請スル「ボツダム」宣言ノ明カナ違反デアルト斷ズルコトガ出來ル、茲ニ我々ガ當草案ニ反對スル理由ガアリマス。

第四ニ、金森國務大臣ハ、天皇ハ權限ノ中心デアアル、斯ウ云フ風ニ言ハレタ、或ハ心ノ繋ガリデアルト言ハレタ、是ハ天皇ヲ神祕化シ、宗教化スルコトヲ說明デス、確カニ我が國ノ天皇ハ一面デハ今日マデ政治上及ビ軍事上ノ最高統治者デアリ、同時ニ最高統帥ヲ演ジテ來タ、國務大臣ノ言フ所ノ權限ノ中心トハ、即チ半宗教的存在タルコトヲ說明シテ居ルニ外ナラナイ、所ガ當憲法草案ノ第十八條ニハ「いかなる宗教團體モ、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない」、斯ウシテアリマス、是ハ明カニ宗教ト政治トノ分離ヲ規定シテ居ル、サウスレバ當草案第一章ニ於テ、半宗教的存在デアアル天皇ノ手ニ、國ノ特權ヤ政治上ノ權力ヲ持タスコトハ、明カニ當草案第十八條ノ違反デアルト斷ゼザルヲ得ナイ、是ハ明カニ宗教ト政治トノ結合デアアル(發言スル者アリ)是ハ明カニ宗教ト政治トノ結合デアアル、

此ノ點ニ付テハ特ニ聯合國側ニ於テモ特別ナ警告ヲ發シテ居ル、我々ハ是ハ明カニ宗教的ナモノト、之ニ政權ニ握ラセルト云フコトヲ規定シテ居ルモノト考ヘル、ソレ故ニ我々ハ此ノヤウナ憲法ニドウシテモ贊成スルコトガ出來ナイ、當議場ニ於テ會テ或ル議員ハ、天皇ヲ以テ實ノナイ花デアルト言ハレマシタ、山吹ノ花デアアル、斯ウ云フ比喩ヲ用ヒラレマシタ、若シ天皇ガ何等實際ノ權限ノナイ、單ナル象徵デアラナラバ何ヲカ言ハシヤ、併シ此ノ憲法草案ハ天皇ヲ山吹ノ花トセズシテ、天皇ノ手ニ實際的ニ政治的特權ヲ與ヘテ居ル、我々ガナゼ此ノ問題ヲ此ノヤウニシツコク申スカト言ヘバ、ソレハ今日ノ日本ノ置カレテ居ル所ノ特殊ノ狀態カラ、即チ我が國ニハ今尙ホ保守反動勢力、軍國主義勢力ガ頑強ニ殘ツテ居ル、此ノ事實ヲ我々ハ認メナケレバナラナイ(ノ一ノ)其ノ他發言スル者アリ)此ノ殘物ガ殘ツテ居ルコトヲ我々ハ認メナケレバナラナイ、此ノ時少シデモ一般國民ノ上ニ君臨スル特權者ガ存在スル時ニハ、之ヲ利用シテ再ビ反動勢力ヲ復活スル危險ガアルカラデアリマス(拍手)

是ハ將來ノコトデハアリマセウ、昨日、一昨日一體此ノ議場ニ於テドンナコトガ起リマシタカ、隨員議長ハ天皇ニ對スル忠誠ノ名ニ依ツテ我々ノ憲法審議ヲ妨害サレタデハナイカ(拍手)ソレ自身即チ天皇ノ名ニ依ツテ此ノ議場、此ノ演壇ニ於テ非立憲ナコトガ行ハレタ(拍手)又我々ハ「ドイッ」ノ例ヲ取ツテ見テモ宜イ、アノ「ワイマール」憲法、アレハ理想的ナ民主的ナ憲法ト云ハレテ居リマシタ、併シナガラ此ノ憲法ガ、而モ社會民主黨ノ手ニ依

ツテ作ラレ、之ノ下ニ是ガ執行サレテ居ル、ソレニモ拘ラズ——此ノヤウナ民主的ナ憲法ニ拘ラズ、其ノ後ニ於テハ「ヒトラ」ハ此ノ憲法ヲ土臺トシテアノ「ナチ・ドイッ」ヲ實現シテ居ル、今ノ日本ハ「ドイッ」ニ比べレバ、マダ多クノ保守反動ノ殘物ガ殘ツテ居ル、斯ウ云フ時ニ此ノヤウナ非民主的ナ特權者ヲ殘スト云フコトハ、明カニ我々ノ將來ニ重大ナ危險ヲ殘スト云フコトニナル、我々ハ日本ノ將來ノ爲ニ、我々子孫ノ將來ノ爲ニ、民主主義ノ爲ニ、我々ハ少シデモ反動的ニ利用サレ得ルヤウナ條項ヲ含ム憲法ニドウシテモ贊成スルコトハ出來ナイ、我々ハ草案ノ第一章ハ民主主義ニ反スル規定デアルト認メル、茲ニ我々ガ此ノ草案ニ反對スル第二ノ理由ガアリマス、以上ノ如ク天皇ヲ規定スル第一章ハ、古キ天皇制ヲ新シイ形ニ於テ殘サントスルモノデアリマス、是ハ明カニ反民主的の規定デアアル。

ソレデケデハアリマセウ、更ニ第四章ニハ參議院ヲ規定シテ居ル、茲ニモ官僚ヤ保守反動勢力ヲ溫存シヨウトスル計畫ガ行ハレテ居ル、而モ驚カベキコトハ、今日ニ至ルマデ參議院ノ性格、構成、選舉方法等ニ付テ政府ノ具體案ガ今尙ホ此ノ議會ニ提出サレテ居ナイ、當草案ニ依レバ、參議院ハ國權ノ最高機關デアル國會ノ重要ナ一構成要素デアアル、ダカラ此ノ憲法草案ガ當議會ヲ通過スル時ニハ、當然參議院ノ內容ガ我々議員ニ明カニサレテ居ナケレバナラナイ、參議院ガドンナモノデアルカ、政府ニモ我々ニモ分ラナイ儘ニシテ、此ノ憲法ヲ通過サセルコトハ不當デアリ、又違法デアルト云フコトガ出來ル、ソレニモ拘ラズ政府ハナゼ

衆議院ヲ此ノヤウナ狀態ニシテ設置スルコトヲ頑強ニ主張サレノデアルカ、是ハ唯一ツノ意圖カラ行ハレテ居ル、唯一ツノ意圖カラ出テ居ル、即チ國民ノ直接ニ選舉シタ衆議院ガ全權ヲ握ルコトヲ、即チ我々衆議院、是ガ全權ヲ握ルコトヲ、此ノ權限ヲ出來ルダケ制限スルヤウニ、他方デハ參議院ヲ保守反動勢力ノ要塞トシメヨウトシテ居ルコトデアリマス、參議院ヲシテ今日ノ貴族院ノ役割ヲ演ゼシメヨウトスルコトデアリマス、私ハ會テ進歩黨ノ犬養君ガ、參議院ヲ廢シテ一院制ニ贊成サレル私ノ意見ヲ發表サレマシタガ、是ハ明カニ進歩的ノ意見ダト思ヒマス、併シ遺憾ナガラ此ノ進歩的ノ意見ガ進歩黨ニ依ツテ否定サレタ(笑聲)私ハ之ヲ非常ニ遺憾トスルモデアリマスガ、此ノヤウニ參議院ハ我が國民民主主義化ノ妨害物デアルト云フコトガ出來ル、此ノヤウナ有害無益ナ時代錯誤ノ代物ヲ憲法カラ一掃スルコトデアル、サウシテ人民ノ選舉權ヲ衆議院ガ唯一ツノ國權ヲ行使スル機關トナラナケレバナラナイ、是ガ我々ノ主張デアリマス、茲ニ我々ガ此ノ草案ニ反對スル第三ノ理由ガアリマス

更ニ草案ハ戰爭一般ノ拋棄ヲ規定シテ居リマス、之ニ對シテ共產黨ハ他國トノ戰爭ノ拋棄ノミヲ規定スルコトヲ要求シマシタ、更ニ他國間ノ戰爭ニ絕對ニ參加シナイコトヲ明記スルコトモ要求シマシタガ、是等ノ要求ハ否定サレマシタ、此ノ問題ハ我が國ト民族ト將來ニ取ツテ極メテ重要ナ問題デアリマス、殊ニ現在ノ如キ國際ノ不安定ノ狀態ノ下ニ於テ特ニ重要デアル、若田委員長及ビ其ノ他ノ委員ハ、日本ガ國際平和ノ爲ニ積極的ニ寄與スルコト

ヲ要求サレマシタガ、勿論是ハ宜イコトデアリマス、併シ現在ノ日本ニ取ツテ是ハ一個ノ空文ニ過ギナイ、政治的ニ經濟的ニ殆ド無力ニ近イ日本ガ、國際平和ノ爲ニ何ガ一體出來ヤウカ、此ノヤウナ日本ヲ世界ノ何處ノ國ガ相手ニスルデアラウカ、我々ハ此ノヤウナ平和主義ノ空文ヲ弄スル代リニ、今日ノ日本ニ取ツテ相應シイ、又實質的ナ態度ヲ執ルベキデアルト考ヘルノデアリマス、ソレハドウ云フコトカト云ヘバ、如何ナル國際紛争ニモ日本ハ絕對ニ參加シナイト云フ立場ヲ堅持スルコトデアル、之ニ付テハ自由黨ノ北君モ立テ絕對ニ守ルト云フコト、即チ我が政府ハ一國ニ偏シテ他國ヲ排スルト云フガ如キ態度ヲ執ラズ、總テノ善隣國ト平等ニ親善關係ヲ結ブト云フコトデアリマス、若シ政府ガ誤ツテ一方ノ國ニ偏スルナラバ、是ハ即チ日本ヲ國際紛争ノ中ニ卷込ムコトナリ、結局ハ日本ノ獨立ヲ失フコトナリ、違ヒナインデアリマス、我々ハ我が民族ノ獨立ヲ飽クマデ維持シナケレバナラナイ、日本共產黨ハ一切ヲ犧牲ニシテ、我が民族ノ獨立ヲ繁榮ノ爲ニ奮闘スル決意ヲ持ツテ居ルデアリマス、要スルニ當憲法第二章ハ、我が國ノ自衛權ヲ拋棄シテ民族ノ獨立ヲ危クスル危險ガアル、ソレ故ニ我々ガ黨ハ民族獨立ノ爲ニ此ノ憲法ニ反對シナケレバナラナイ、是ガ我々ノ反對スル第四ノ理由デアリマス

以上ガ我が共産黨ノ當憲法草案ニ反對スル重要ナ理由デアリマス、要スルニ當憲法ハ、我が國民ト世界ノ人民ノ要望スルヤウナ徹底シタ完全ナ民主主義ノ憲法デハナイ、是ハ羊頭狗肉ノ憲

法デアル、財産權ヲ擁護シテ、勤勞人民ノ權利ヲ徹底的ニ保障シナイ憲法デアル、我が民族ノ獨立ヲ保障シナイ憲法デアル、天皇ノ特權デアル參議院ノ存在ハ、明カニ官僚ヲ保守反動勢力ノ要塞トナルト共ニ、禍ヲ將來ニ貽ス憲法デアル、我々ハ我が國ノ將來ト我が子孫ノ爲ニ、我が國ノ民主主義ト平和ヲ絕對ニ保障スルヤウナ憲法ヲ作り、將來保守反動勢力ガ彼等ノ足場ニ是等ヲ利用スルヤウナ、特權の機關ト危險ヲ此ノ憲法ノ中ニ貽スコトハ出來ナイ、ソレ故ニ我々ハ此ノ草案ガ當議院ヲ通過スルコトニ反對シナケレバナラナイ、併シ我々ノ數ハ少數デアリマス、此ノ草案ガ茲ニ可決サレルコトハ明カデアリマス、ソレ故ニ我々ハ當憲法ガ可決サレタ後ニ於テモ、將來當憲法ノ修正ニ付テ努力スルノ權利ヲ保留シテ、私ノ反對演說ヲ終ル次第デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 北哈吉君

【北哈吉君發端】 北哈吉君

○北哈吉君 我ハ貴山憲法委員會委員長ノ報告通り、修正條項ヲ加ヘマシタル政府提出ノ改正憲法草案ニ賛成スルモノデアリマス(拍手)自由黨ヲ代表シテ其ノ賛成ノ理由ヲ述ベタイト存ジマス

御承知ノ如ク日本ハ日下占領軍ノ占領下ニアリ、又「マッカーサー」司令官ノ特別ノ配慮ニ依リ食糧輸入ニ依ツテ飢饉突破ヲナシ得タ現在ニ於テ、此ノ憲法改正草案ヲ審議スルコトハ感概無量デアリマス、併シナガラ我々ハ此ノ特殊ノ事情、殊ニ列國環視ノ事情ノ下ニ於テ、此ノ憲法草案ガ適當ニ修正サレ、兩院一致ノ決議ヲ以テ通過シタル場合ニ於テハ、此ノ憲法ハ「ボ

ツダム」宣言ノ認ムル所ノミナラズ、日本國民ノ大衆ガ支持スルノミナラズ、世界ノ輿論ガ之ヲ支持スルコト云フ意味ニ於テ、私共ハ非常ナル信頼感ヲ持ツデアリマス、若シ此ノ憲法ガ無事ニ成立致シマシタナラバ、前總理大臣幣原氏並ニ現總理大臣ノ勞苦ヲ多トシナケレバナラスデアリマス、私ハ此ノ憲法ニハ大體ニ於テ我々ノ大キナ政治上ノ理想ガ現ハレテ居ルト共ニ、近代國家ニ相應シキ色々ノ現實の規定ガ織込マレテ居ルト思ヒマス、或ル人ハ此ノ憲法ヲ政治教科書ニスベシト云フデアリマスルガ、是ハ此ノ理想ノ方面ニ著眼シテ斯カル主張ヲナスノデアルト存ジマス、併シナガラ高遠ノ理想ハ之ヲ實現スルニ中々困難ヲ感ジマス、小サナ人物ガ偉大ナル理想ヲ持テバ、理想ノ達成能力ノ貧弱ナルガ爲ニ、却テ其ノ人ノ悲劇的ナラシメルガ如ク、偉大ナル理想ヲ持ツテ居ル國民ガ、若シ教養ガ足ラナカッタナラバ、其ノ國民ヲ却テ悲劇的運命ニ陥レルモノデアリマス、御承知ノ如ク、民主主義ハ必ズシテ絕對的眞理ト申スコトハ出來ナイ、既ニギリシャニ於テ明カニサレタル如ク、民主主義ハ失敗スレバ愚民政治ニナル、是ハ何處ノ國ノ經驗ニ於テモ或ル程度マデ現ハレテ居ルデアリマス、數箇月前、中國共產黨ノ研究者トシテ有名ナル「エドガー・スノー」氏ガ日本ニ來テ、讀賣新聞紙上ニ「ヨーロッパ」ノ政情ノ觀察ヲ公ニ致シマシタガ、「デモクラシー」ハ「アングロサクソン」諸民族並ニ北歐諸國ニ於テ成功シテ居ルガ、他ノ國々ニ於テハ未ダ成功シテ居ラナイ、「ヨーロッパ」ノ「フランス」カラ「アジア」ノ中國ニ至ルマデ、「デモクラシー」ノ實現

ノ爲ニ今ヤ苦シキ歩ミヲ續ケテ居ルト云フ言葉ガアリマス、ソコデ我々ハ茲ニ憲法草案ノ審議ヲ了ヘテ、紙ノ上デ理想の進歩的ナ憲法ガ出來上リマシテモ、果シテ之ヲ完全ニ運用シ得ルヤ、我々自ラ今日ヨリ深刻ナル反省ヲシナケレバナラスコトデアルト存ジマス(拍手)私ハ此ノ反省サヘアリマスルナラバ、日本ノ民主化ハ成功スルト思ヒマス、併シナガラ我々ハ隣邦ニ於テモ苦シキ經驗ヲ持ツタ實例ヲ見テ居ルデアリマス、辛亥革命ノ成立後、中國ノ國家ハ形式的、法律的ニハ近代化シ、サウシテ二院制度ヲ採用シ、參議院、衆議院ヲ設ケラレマシタガ、其ノ議場ハ毎日怒號喊叫デアリマシテ、中國ノ將來ハ中々近代化シナイト識者ヲシテ慨歎セシメタデアリマスガ、今日中國ハ日本ニ勝タリト雖モ、尙ホ民主主義ノ實現ニハ可ナリ遠シナル前途ヲ持ツテ居ルデアリマス、我々モ世界各國ガ監視シテ居ル此ノ議場ニ於テ、國權ノ最高機關ニ相應シキ態度ヲ執ランコトヲ我々自ラモ深く覺悟シ、同僚諸君ニモ要望スル次第デアリマス(拍手)斯カル心構ヘカラ我々ガ此ノ憲法ノ草案ノ審議ニ至リマスレバ、私ハ前文ハ實ニ立派ナ理想ガ織込マレテ居ルト思ヒマス、例ヘバ「日本國民ハ、正當ニ選舉された國會における代表者を通じて行動シ」——簡單ノヤウデアリマスガ、今マデハ大命ニ從ツテノ我々ハ行動シテ居ッタ、然ルニ國會ハ最高ノ國權ノ機關デアツテ、此ノ決議ニ依ツテノ我々ハ行動スル、大筋ニ日本ノ今日ノ國ノ骨組ヲ表ハシタモノデアリマス、サウシテ理想ガ何處ニアルカト云ヘバ、諸國民ト平和的ニ協力シ、國際の平和主義ヲ一

面ニ標榜シ、又他面ニ於テハ自由ガ齋
ス惠澤ヲ全國ニ遍クシヨウ、即チ信仰
ノ自由、言論ノ自由、思想ノ自由、凡
ユル自由ノ府ス所ノ惠澤ヲ我ガモノニ
シヨウ、目的ガ二ツ既ニ明カニサレテ
居ルノデアリマス、サウシテ政治ト云
フモノハ所謂大權内閣ニ依ツテ運用サ
レルノデハナク、國民ノ代表者ガ政治
ノ局ニ當ルノデアアル、政治ノ權威ハ國
民ニ由來シ、又國政ノ權力ハ總テ國民
カラ出テ來ルノデアアル、サウシテ政治
ノ目的モ國民大衆ノ幸福ニアル、是ハ
「リソコルン」ノ有名ナル人民ノ政治、
人民ニ依ル政治、人民ノ爲メノ政治、
近代「デモクラシー」ノ本質ヲ言ヒ表
シタコトト符節ヲ合スルモノデアリマ
ス（拍手）サウシテ是ガ人類ヲ支配スベ
キ普遍ノ原理デアアル、此ノ原理ニ違反
スル所ノ一切ノ憲法、一切ノ法令、一
切ノ詔勅ヲ排除スル、是ハ日本ノ言葉
デ言ヘバ、天地ノ公道ヲ示シタモノデ
アル、西洋流ニ言ヘバ普遍ノ原理デア
ル、東洋流ニ言ヘバ道トカ、宇宙ノ大
道トカ、宇宙ノ公道ト云フコトニナル
ノデアリマス、表現ハ西洋流ノ言葉デ
表ハシテ居リマスケレドモ、我々ノ最
モ近イ思想デアルト私ハ考ヘルノデア
リマス、從來ノ日本ハ獨善主義ニ陥
リ、國家至上主義ニ陥ツテ、他國ノ尊
嚴ヲ害シ、自主權ヲ蹂躪スル虞ガアツ
タノデアリマスガ、茲ニ我々ハ百八十
度ノ回轉ヲ致シマシテ、東洋、西洋、
兩方ニ通ズル根本的ノ政治原理、政治
理想ニ目覺メテ再出發セントスルノデ
アリマスカラ、我々ハ此ノ憲法ヲ全
面的ニ支持セザルヲ得ナイノデアリ
マス（拍手）

次イデ此ノ憲法ハ國民主權ト云フコ
トヲハツキリ述ベマシタ、之ニ付テハ
進步黨、社會黨、自由黨等ニ於テモ、
色々ノ世間ノ批評ガアリマシタカラ、
茲デ明カニシテ置キタイト思ヒマス、
我々ハ御承知ノ如ク國家主權ヲ主張致
シマシタ、又社會黨モサウデアツタト
思ヒマスガ、國家主權ト云フモノモ、
天皇ヲ含メタ國民ノ全體ニ主權ガアルト
云フモノモ、實質的ニハ私ハ異ナツテ居
ラスト思フ、法理解釋ニ付キマシテ
ハ、國家法人說——法人說ニ付テモ、
擬制的ノ法人說アリ、實體的ノ法人說
ガアリマスルシ、又國家人格說、國家
人格實在說ト云フ立場ニ立ツテ國家主
權ヲ唱ヘタノデアリマス、ソコデ是ガ
國民主權ト云フ表現ニ變ツタカラト云
ウテモ、思想ノ内容ハ變ラナイノデア
リマシテ、所謂通俗ニ言フ君民一如、
君民一體、君臣共治ト云フ大筋ハ私ハ
變ラナイト思フノデ、變説ニモ改論ニ
モアラズ、唯近代的ノ概念デ明確化シ
タニ過ギナイノデアリマス（拍手）ソ
コデ我々ハ此ノ憲法ノ前文ニ於テ憲法ノ
全體ノ方向ガ示サレルノデアリマスカ
ラ、此ノ前文ノ趣旨ニ從ヒマシテ、我
我ハ各章ノ大體ニ付テ賛成意見ヲ述ベ
タイト思ヒマス

先ヅ第一章ノ天皇ノ規定デアリマス
ガ、日本國ノ象徵デアリ、日本國民統
合ノ象徵デアルト云フコトニ付テハ、
憲法委員會ニ於テモ世間デモ色々論議
サレマシタ、我が黨ト致シマシテハ象
徴ト云フコトガ一寸ノ短イ文章ニ二ツ
アルノハイケナイカラ、一ツハ元首ト
直シテハイカ、斯ウ云フ考ヘテ持ツ
テ居リマシタ、私モ憲法ヲ初メテ上
程サレマシタ本會議ノ此ノ席ニ於キマ
シテ、元首トシテハドウカト云フ質問
ヲ致シマシタ、併シ委員會ニ於テハ又
其ノ問題ニ觸レマシテ、元首ト云フ解
釋ノ仕方ニ依レバ、曾テ井上博士

ガ言ハレタヤウニ、國家神祕ノ宿ル
所——神ノ意識ハ元首ノミニ宿ツテ居
ル、我々ハ不靈ノ動物デアルカノ如キ
印象ヲ與ヘル表現ヲ致シテ居リマシ
タ、多少誤解ヲ招ク處モアルノデア
アル、此ノ元首ト云フ言葉ハ長所モ
アレバ短所モアル、私ハ批判的ノ質問
ヲ致シテ居リマシタガ、國際情勢其ノ
他ヲ考ヘテ、元首ト云フ言葉ハ誤解ヲ
招ク處ガアル、斯ウ云フノデアレバ、
我々ハ原理ノ末ニコダハル必要ハナ
イカラ、政府當局ノ發表致シマシタ此
ノ象徵ト云フコトニ賛成致シタノデア
リマス、實質ハ之ニ依ツテ何等變ル所
ハナイト私ハ確信致シテ居リマス、ナ
ゼカト云ヒマスレバ、天皇ノ權能ハ憲
法第六條第七條ニ規定サレテ、第一條
ノ表現ガ如何ナル言葉デアラウトモ、
天皇ノ御仕事ノ實質ニハ寸毫ノ差異ガ
ナイノデアリマスルカラ、名目上ノ問題
ニ過ギナイト存ジマス、ソレカラ其ノ
地位ハ主權ノ存スル國民ノ總意ニ基ク
是ハ先程ノ辯士ガ色々説明致シマシ
タ比較返シ見レバ、所謂天皇ノ大權ハ
大幅ニ縮小サレテ居ルコトハ事實デア
リマス、今マデノ天皇大權ト申シマス
レバ、マア天皇主權論者デ言ヘバ、主權
ノ大部分ヲ掌握サレテ居ツタ、最高機
關ト主張スル者モ統治權ヲ總攬スル
ト云フ一言カラ出發シテ、機關トシテハ
最高ノ地位ニアル、内容カラ申シマス
レバ行政、司法、立法、ソレカラ兵馬
ノ權、外交權、閣員任命ノ權、課稅權、
其ノ中我々ガ議會ニ於テ發言權ヲ持ツ
テ居ルノハ主トシテ二ツデアリマス、
立法ハ議會ノ協賛ナクテハ成立タナ
イ、課稅モ議會ノ承認ガナクレバ税金ヲ
課スルコトハ出來ナイノデアルカラ、

此ノ二ツノ點ニ於テハ議會政治、民主
政治ノ一面ハアリマシタケレドモ、閣
員任命ノ大權、條約締結ノ大權、統帥
ノ大權、司法ノ大權、殆ド天皇ノ手ニ
掌握サレテ居リマシタ、若シ輔弼ノ臣
僚宜シキヲ得タラバ、大權ノ行使ニ
誤リガナカツタデアリマセウガ、輔
弼ノ臣僚宜シキヲ得ナカツタ爲メ今日
ノ悲慘ヲ招イタノデアリマスカラ、輔
弼ノ臣僚ノ善惡ニ依ラズ、平凡ト非凡
トニ依ラズ、天皇ニ間違ヒノナイヤウ
ニ天皇ノ權能ヲ大幅ニ縮小致シマシ
テ、政治的、法律的ノ權力ノ上ニ超越
サレ、鬭爭ノ彼岸ニ御立チニナラレル
ヤウニ規定サレタト云フ意味ニ於テ、
私ハ天皇並ニ皇室ノ地位ハ却テ安全ニ
ナラレタノデハナイイカト考ヘル一人デ
アリマス（拍手）

顧ミマスレバ第一次大戰前後「ロシ
ア」ノ帝室ハ倒レ、「ヨロップ」デ最
モ由緒アル「ハプスブルグ」ノ王室モ倒
レ、又「ドイツ」ノ「ホー」ヘンツォル
レン「家」モ倒レ、有名ナル「ヨロ
ッパ」ノ朝、相次イデ倒レタノデアリ
マス、此ノ度戰爭ニ大敗シナガラ我々ハ
天皇制ヲ擁護スルコトヲ得タノハ、聯
合國ノ首腦部ノ日本國民性ニ對スル深
キ理解ト、日本國民ハ天皇制ヲ擁護シ
ツ、而モ近代的ノ民主國タリ得ルト云
フ信用ガアツタ爲メデアラウト私ハ衷
心カラ考ヘマス（拍手）私ハ今日ニ及ビ
マシテハ、社會黨ヲ除ク各派ノ共同修
正案ガ出來マシタノデ、芦田委員長ノ
實ニ理路整然、而モ熱情ニ燃エタ委員
長報告ニ對シテ之ヲ繰返シ愚ハ致シマ
セス、ソコデ天皇ノ大權ノ各權能ノ個
個ノ點ニ付テハ觸レマセス

次イデ戰爭ノ拋棄ト云フコトニ參リ
マスガ、政府ノ國家ハ唯戰爭ヲ拋棄
スル、陸海空ノ三軍ハ持タナイ、交戰
權ハ認メナイ、目的ガハツキリテ居
ラス、是ダケデハ條約締結ノ規定デ宜
カラウ、或ハ敗戰國ガ懺悔ヲシタ文章
ニ過ギナイ、或ハ前科者ノ懺悔ガアル
ノデハナイカト云フ疑ヒヲ受ケル、然
レニ憲法委員會ノ周到ナル審查檢討ニ依
リテ「日本國民」ハ正義ト秩序ヲ基調ト
スル國際平和ヲ維護ニ希ミシ、即チ
戰爭ヲ拋棄ノ目的ヲ達成スルガ爲メ陸海空
ノ三軍ヲ保持シナイ、海軍タル態度ヲ
示シタノデ、私ハ此ノ委員諸君ノ憲法
修正ニ對スル努力ヲ多トスルニ齊カナ
ラナイノデアリマス（拍手）是デアレバ
日本ガ平和國家トシテ再出發スルノミ
ナラズ、世界ノ總テノ國ニ向ツテ平和
主義ヲ實現シテ實ヒタイト云フ強キ要
請ヲナスコトニナリマシテ、日本ハ實
力ナシト雖モ、道義的ニ國際思想ノ第
一線ニ立ツコトガ出來ル、此ノ點ニ付
テ「マッカーサー」司令官モ數度自分ノ
意見ヲ發表シテ激勵ヲ致シテ居リヤウ
デアリマシテ、我々敗者トシテ修苦ヲ
受ケテ居リマスガ、再生ノ希望ニニア
リト云ハザルヲ得ナイノデアリマス
（拍手）

第三ノ國民ノ權利義務ノ規定ニ付キ
マシテハ、大體ニ於キマシテ權利思想
ガ非常ニ強ク現ハレテ居リマス、「フ
ランス」デハ十八世紀ノ「フランス」革
命後ニ達成サレマシタ人權擁護、「ア
メリカ」デハ獨立戰爭以來達成サレマ
シタ人權ノ擁護、是ガ日本ニ於テ明カ
ニサレタノデアリマス

〔議長退席、副議長著席〕
勿論現行憲法ニ於キマシテモ、徳川
時代ノ封建時代ハ違ツタ人權擁護ノ
規定ハ數々アリマスルケレドモ、法律

以上ニ封建時代ノ強キ習慣ガ支配シテ、基本的人權ガ確立シテ居リマセヌデシタ、即チ憲法ニハ可ナリ立派ナ明文ガアリマシタガ、治安維持法トカ治安警察法トカニ依ツテ、憲法ノ精神ヲ蹂躪スルヤウナ規定ガアツタノデアリマス、然ルニ今度ノ憲法ニ於キマシテハ、國民ノ義務ヨリモ權利ヲ強調致シテ居リマス、兒所ハ十八世紀のデアリ、如何ニモ日本ガ二世紀モ昔ニ退却シタヤウナ感じヲ持ツノデアリマスカ、日本ハ封建制度ノ遺習ヲマダ拂拭シテ居リマセヌ、ソコデ十八世紀ノ思想ニ還ルト云フコトハ、或ル意味ニ於テハ日本ガ新シクナルト云フコトヲ意味スルノデ、我々ハ之ヲ新思想トシテ歡迎スルニ吝カデナイノデアリマス、併シナガラ權利ノ規定ヲ數々擧ゲルガ爲ニ、却テ義務ノ規定ヲ掲ゲルコトヲ忘レタノデ、納税ノ義務其ノ他ガ入ツタノデアリマス、又社會黨ノ方面カラ第二十五條ノ修正意見ヲ出シマシテ、「すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。」ト、斯ウ出シテ來マシタ、是ハ我々モ喜ンデ此ノ適當ナ修正ニハ應ジタノデアリマス、御承知ノ如ク日本ハ戰爭ニ負ケタ結果、領土ヲ失ヒ、又産業施設ヲ破壊サレ、極度ノ窮乏ノ裡ニアリマス、之ヲ築キ上ゲルニハ、ドウシテモ全國民ノ勤勞精神ニ俟タナケレバナラス、勤勞立國トモ言ハナケレバナラス狀態デアリマス、ソコデ此ノ憲法ニ於テ勤勞ノ權利ト共ニ義務モ規定スルト云フコトハ、私ハ洵ニ賢明ナル考ヘ方デアルト思ヒマス

次ニ原案ノ二十七條ニ「財産權は、これを侵してはならない。」是ハ相當小委員會ニ於テモ論議サレマシタガ、勿論個人ノ私有財産デ是ハ公益ト衝突

スル場合モアリマス、又社會福祉ヲ害
 スル場合モアリマスガ、大體ニ於テ私
 有財産ヲ認メルト云フコトハ社會秩序
 ヲ維持シ、公共ノ福祉ニ貢獻スルト云
 フコトヲ認メナケレバナラナイト思フ
 ノデアリマス、御承知ノ如ク戰時中ハ
 我々ノ生命財産ハ天皇ノモノデアル、
 之ヲ奉還スベシト、斯ウ言ツタリ、或
 ハ軍部官僚ノ指導ニ於キマシテハ、生
 命財産ハ殆ド權威ヲ認メラレナカツ
 タ、生命ハ消耗品ノ如ク取扱ハレタ、
 財産ハ唯假物ノ如ク看做サレ、財産權
 ノ侵害ガ多クッタノデアリマスカラ、
 私ハ人心ニ安定ヲ與ヘル意味デ一應斯
 ウ規定スルノハ當リ前デアルト思フ、併
 シ此ノ規定ガアツタカラ直チニ是ハ資
 本家、地主ニ味方スル自由黨デアル、
 進歩黨デアルト言ハレテハ私ハ迷惑ヲ
 感ズルノデアリマス、我々ハ獨占資本
 ヲ之ニ依ツテ謳歌セントスルモノデモ
 ナク、財閥ノ復活ヲ狙フモノデモナ
 イ、勤勞ニ依ル財産、是ハサ、ヤカナ
 モノデアツテモ尊重スベキモノデアル
 ト存ジマス(拍手)例ヘバ日本ニ非常ニ
 影響致シマシタ英國ノ「ジョン・スチュ
 アート・ミル」ハ、中産階級讚美ト云フ
 書物ヲ書イテ居ル、餘リニ乏デアレ
 バ人間ハ羨ム、サモシイ根性ガ出ル、
 又卑屈ニナル、餘リニ富メバ驕ツテ來
 ル、丁度中産位ノ者ハ、驕ル精神モナ
 ク、卑屈ニモナラナイカラ洵ニ結構ダ
 ト言ツテ居リマス、又有名ナ「ドイッ
 ノ哲人」フヒヒテハ、財産權ハ人格
 權ノ基礎ナリ、人格ノ基本的權利ト
 ヲテ居ル、少シノ財産モナカツタナラ
 バ私ハ基本的權利ノ擁護ハ困難デア
 ル、即チ人格ノ基本的權利ヲ裏付ケル
 意味ニ於テ財産權ハ神聖視スベキモノ
 デアルト思フ(拍手)是ガ公共ノ福祉ヲ

害スル限リニ於テハ適當ノ制限ヲ加ヘルノ固ヨリ當然デアリマス、我々ハ自由主義ノ權利是ニアリト考ヘマシテ、此ノ憲法ノ條項ニ付テハ衷心カラ支持致シマス（簡單々々）ト呼ブ者アリ）

其ノ他兩院制ノ問題デアリマスガ、此ノ衆議院ト參議院ト二ツ置クコトニ付テ、唯參議院ノ内容ガハツクリシナイカラ議論ガアルト思ヒマスルガ、世界各國ノ狀態ヲ見マスルト、少シ名ノ知レタ國デハ「トルコ」ト「ブルガリヤ」位ノモノデアリマシテ、一院制ノ國ハ其ノ他極ク小サナ國ニ多少アリマスガ、世界ノ壓倒ノ大多數ノ國ハ二院制ヲ採ツテ居リマス、是ハ一院制デアレバ動モスレバ一時ノ激情デ行過ギガアルツテハナラス、反省ノ材料トシテ第二院ヲ設ケテ、第一院ニ於キマシテハ、ドチラカト云ヘバ健全ナル常識ノ持主、國民ノ眞意ヲ代表スル人々、第二院ハ特殊ノ學識經驗ヲ持ツタ者、或ハ或ル職域ニ付テ利益ヲ代表スルヤウデハ困ルガ、知識ト經驗トヲ代表スルヤウナ人ヲ選ビタイ、即チ専門家人ヲ多ク集メタイト云フ要求ガ各國ニモアルカラ、日本ニモ私ハナクテハナラヌト思フ、此ノ兩院制設置ニ依ツテハ私ハ長短相補ヒ、サウシテ國權ノ最高機關ト云フ役割ヲ果シテ行クノデハナカト考ヘルノデアリマス（拍手）其ノ意味ニ於テ參議院ノ構成ハ、我々ノ手デ次ノ臨時議會等ニ於キマシテ立派ナ組立ヲ拵ヘレバ宜シイノデ、原則トシテハ承認スルコトニ致シマシタ

ソレカラ内閣ノ方面ニ移リマシテ、第六十四條ニハ、**原案ニハ「内閣總理大臣は、國會の承認により、國務大臣を任命する。」**ト云フコトニナツテ居リ

マシタガ、最後ノ修正デハ國會ノ承認ガ要ラスコトニナリマシタ、是モ非常ニ私ハ満足スル所デアリマス、ナゼカト言ヘバ、内閣總理大臣ハ關員ヲ勝手ニ罷免スルコトガ出來ル、若シ不適當ナ國務大臣ヲ任命シタ場合ニ於テハ議會ハ即チ國會ハ、内閣總理大臣ヲ彈劾スル權能ヲ持つテ居ルノデアリマスルカラ、私ハ内閣總理大臣ガ關員ヲ罷免スル自由ト同時ニ、即チ任命スル自由ヲ持つテ貰ヒタイト希望シテ居リマシタガ、原文ガ修正サレマシタコトニ付キマシテハ、私ハ國會運営ノ將來ヲ思フテ洵ニ慶賀ノ念ニ堪ヘナイモノデアリマス

更ニ第八十四條皇室ノ財産ノ問題デアリマスガ、是非常ナ議論ガアリマシテ、私共ハ根本的ニ考ヘレバ皇室財産ノコトハ憲法デ規定シタハナカツタノデアリマス、皇室ノ年々ノ費用ハ國會デ決議スルト云フコトニシテ置イタナラバ、簡單明瞭デ宜カツタデハナナカト考ヘテ居リマス、皇室財産ノ處分ノ如キハ、政府當局ト其ノ筋トノ關係折衝ニ任セテ置カベキモノデ、是ハ一時的ニ規定スレバ將來ニ對シテ何等効力ノナイモノダカラ、永續性ヲ持つベキ憲法ノ條文トシテハ、皇室ノ通常ノ經營費ダケ掲ゲレバ宜イ、斯ウ考ヘテ居リマシタガ、是ハ色々ノ國際關係キアツテ、原案ニ多少ノ修正ガ加ヘラレマシテハ、是ハ已ムヲ得ザルコト考ヘテ居リマス、勿論根本的ニ考ヘレバ、歷代ノ天皇ノ詔勅ヲ拜讀致シマシテモ、天皇ニ私財ナシト云フ言葉モ既ニアリマス、又國家ガ是レ位窮乏シテ居ル時ニ莫大ナ皇室財産ヲ持つト云フコトハ、道德的ノ影響トシテモ私ハ好マ

シカラスト思フノデアリマス、即ち第一次大戦前ニ於テハ、世界ノ帝室デ一番ノ財産家ト言フト、「ロシア」ノツァール、「トルコ」ノカリフ、日本ノ皇室ト言ハレテ居リマシタ、是デハ近代國家ノ面目ニ相應シクナイノデアリマスカラ、大斧鉞ヲ加ヘテ徹底的ニ整理ヲシナケレバナラスト云フコトハ國民ノ常識デアリマシテ、唯是ガ行過ギニナラナイカト我々ハ憂ヘタノデアリマス、併シ象徵徴々天皇ノ地位カラ、皇室財産ガ擧ゲテ國有ニナツテモ、無一物ノ所是レ無盡藏ト云フ言葉ガ當ルノデアリマスガ、我々ハ何等懸念スル所ナシト確信致スノデアリマス、ソコデ委員長ノ報告ヲ私共ハ是認シ、之ニ贊意ヲ表スルモノデアリマス

次ニ最高法規ノ問題デアリマス(簡單簡單ト呼ブ者アリ)簡單ニ今度述ベマスガ、最高法規ノ九十三條ハ實ハ一寸日本ニビント來ナイ、「この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の權利として信託されたものである。」何カ他國ノコトヲ聞イテ居ルヤウナ感じガシテ、オ互ヒニハビント來ナイ、我々ハハ戰時中官僚軍閥ノ極端ナル統制ト密息セントスルヤウナ狀態デ、今日ノ自由ハ我々自ラノ多年ノ努力ニ依ツテ獲得シタモノデヤナイ、是ハ戰敗ノ結果與ヘラレタモノデ、何トナク外國ノコトヲ聞クヤウデアリマスガ、是ハ人類共通ノ遺産トシテ我々ハ之ヲ設ケテモ差支ヘナイ、聊カ恥ヂ入ル次第、我々ノ貢獻ハ最少イガ、我々ニ教訓ヲ與ヘル意味ニ於テ我々ハ之ヲ承認スルコト

トニ致シマシタ

更ニ九十四條ノ條約尊重ノコトニ付

キマシテハ、ヨクモ之ヲ入レテ修正シ

タカト私共ハ敬服致ス次第デアリマ

ス、元來日本國民ハ條約尊重ヲ以テ有

名デアリマシタ、滿洲事變以來國際條

約ヲ踐躪スル辭ガアリ、中國ノ領土並

ニ主權ヲ尊重スル九箇國條約、又國際

紛爭解決手段トシテ戰爭ヲヤラナイト

云フ不戰條約、是等ヲ相次イデ破ツタ

コトハ天下公知ノ事實デアリマス、ソ

コデ我々ガ平和ナル國際社會ニ伍シテ

信用ヲ回復セントスルナラバ、國際條

約尊重ノコトヲ憲法ニ入レルノガ當然

デアラウト思ヒマス、「ワイマール」憲

法ニ於キマシテハ、國際條約ハ「ドイ

ツ」ノ憲法ノ一部ヲナストマデ規定シ

テアリマス、ソコデ我々ハ憲法ト同ジ

意味ニ於テ國際條約ヲ尊重スルコト

ガ、我々ノ再出發ヲ促スニ便利デアラ

ウト考ヘテ、是モ滿腔ノ贊意ヲ表スル

次第デアリマス(拍手)

是デ大體私ノ贊成意見ハ盡ツタノデ

アリマスガ、結局ハ斯カル立派ノ憲

法ヲ實際政治ノ運用ニ持ツテ來ルト云

フコトハ、議員諸公並ニ政府當局者ノ

協同ノ努力ニ俟タナケレバナラスノ

デ、尾崎先生ガ前ニ言ハレタ通りニ、

根柢ハ國民ノ教育デアラウト思ヒマス

ルカラ、我々モ修養シツ、國民ヲ啓蒙

スルト云フ大キナ考ヘデ、此ノ民主政

治、自由政治ヲ實現スルコトニ努力シ

タイ、此ノ希望ヲ述ベテ、此ノ政府提

出ノ原案修正條項ヲ加ヘテ贊意ヲ表ス

ルモノデアリマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 大養健君

【大養健君登壇】

○大養健君 我々日本進歩黨ヲ代表致

シマシテ委員長ノ報告ニ贊成シ、極メ

テ簡潔ニ其ノ趣旨ヲ述ベタイト存ジ

マス

我々ハ日本歴史ノ悠久ナル經過ノ裡

ニアリマシテ、茲ニ一大變局ニ際會

シ、憲法深キ憲法改正ノ實務ヲ擔ツタ

ノデアリマスガ、審議ノ進ムニ連レマ

シテ益々、任ノ重キコトヲ痛感致シタノ

デアリマス(拍手)今我々ハ或ハ知ラザ

ニ述ベマスナラバ、我々ハ或ハ知ラザ

ル内ニ時流ノ急激ナルニ掉サシマシ

テ、安易ヲ冀フコトナキヤ反省シタ

コトモアリマスシ、或ハ此ノ時流ニ乘

ズルコトヲ警戒スルノ餘リ、却テ平和

民主國家再建ノ大道ヲ自ラ阻ムヤウナ

コトナキヤ嚴肅ニ反省シタコトモア

リタデアリマス(拍手)

諸君我々ガ特ニ心ヲ碎キマシタノ

ハ、申スマデモナク主權ノ所在ノ明確

化ト、之ニ關聯スル天皇ノ御地位ノ問

題デアリマス、之ニ付テ第一ニ熟慮致

シマシタノハ、彼ノ「ボツダム」宣言ヲ

忠實ニ履行スベキ現國情ニアリマシ

テ、而モ尙且ツ我々日本國民ガ如何ニシ

テ永遠ニ天皇ノ尊榮、親愛シテ行クノ

實ヲ擧ゲ得ルヤト云フコトデアリマス

(拍手)第二ニハ、併シナガラ如何ニ其

ノ實ヲ擧ゲ得タトシマシテモ、ソレガ

我々日本民族ノ血液ノ中ニ、脈々ト

シテ生キテ居ル所ノ天皇ニ對スル深イ

心情ニ正シク適合スルモノデナクテハ

ナラナイト云フコトデアリマス(拍手)

第三ニハ日本國民ノ象徵トシテノ天皇

ノ權限ガ、眞ニ一分一厘ノ過不足モナ

ク飽クマデモ適當ニ正確ニ條文ノ中ニ

表現セラレナケレバナラナイト云フコ

トデアリマス(拍手)此ノ結果我々ガ率

直ニ申シマシテ、自己ノ研究ノ足ラザ

ル點ハ之ヲ改メ、或ハ眞實ニ向ツテ更

ニ眼ヲ開キ、而シテ幾多ノ論議ノ紆餘

曲折ヲ經マシタ後ニ於テ、日本ノ主權

ハ國民ニ存スルコトヲ明確ニ致シタノ

デアリマス(ヒヤ)(拍手)而シテ此

ノ國民ノ中ニハ天皇ヲ含ミ、國民ハ天

皇ト對立セズ、其ノ天皇ハ國民ノ總意

ニ依ツテ日本國ノ象徵タルノ地位ニア

ラセラルル我々ハ解釋ヲ致シタノデ

アリマス(拍手)且ツ第七條ニ規定シタ

所ノ天皇ノ國事ニ關スル行為ノ内容ト

條件モ、亦此ノ觀點ヨリ致シテ審議致

シタノデアリマス、私ハ日本國民一般

ガ、此ノ度ノ憲法改正ニ當リマシテ、

肇國以來初メテ白日ノ下ニ天皇ノ御本

質ヲ凡ユル立脚點ヨリ敢テ檢討致シマ

シタ擧句ニ於テ、尙且ツヨリ一層ノ平

靜ナル教養ト、而シテ昨年ノ一大悲痛

ニ依ツテ醇化セラレタ所ノ道德的情熱

ヲ以テ、天皇ヲ益々敬愛スル心情ヲ世

界ニ示サンコトヲ確信スルノデアリマ

ス(拍手)

次に順序ヲ元ニ戻シマシテ、本改正

案ノ冒頭ニ掲ゲラレマシタル前文ニ付

テ一言致シマス、此ノ前文ハ御承知ノ

ヤウニ隨所ニ於テ文章ノ修正ガ行ハレ

テ居リマス、之ヲ一體致シマスニ付

ケ、我々ハ口語體トシテノ我々日本語

ガ、殊ニ法律ニ關シテ用ヒラル、場

合、如何ニ未ダ成熟ノ途上ニアルカラ

痛感致シタノデアリマシテ、將來トモ

幾多ノ文學ノ天才ガ出現致シ、凡ユル

形ニ於テ繼續ノ表現ヲ試ミ、之ニ依ツ

テ我等ノ日本語ニ更ニ多角ノニシテ豐

富ナル魅力ヲ加ヘンコトヲ期待致スノ

デアリマス(拍手)

第二章ノ戰爭放棄ノ條章ニモ相當ノ

修正ガ加ヘラレテ居リマス、是ハ原案

ノ内容ガ論理トシテハ一應意ヲ盡シテ

居ルノデアリマスガ、如何セン文章

ガ頗ル消極ノデアリマシテ、彼ノ現世

紀ノ特徵デアッタ所ノ力ヲ哲學ヲ

斷乎トシテ排除シ、茲ニ中外ニ向ツテ

人類ノ恆久平和ニ關スル徹底ノ一大

提言ヲ試ミルノ氣魄ニ乏シイ憾ミガア

リマシタノデ、私ハ委員長ノ報告ノ如

キ修正ハ、極メテ妥當デアルト考ヘル

ノデアリマス(拍手)

併テ第三章ニハ大ニ議論ガアルノ

デアリマス、此ノ第三章ハ、御承知ノ

ヤウニ國民ノ權利ノ義務ノ條章デアリ

マス、私ハ此ノ第三章ヲ熟讀致シマス

テ、一ツノ深イ感銘ヲ懷カザルヲ得マ

ス、ソレハ如何ナル國ノ基本法ト雖

モ、凡ユル哲學ガ文學ノ傑作ト同様

ニ、畢竟其ノ時代ノ特徵ヲ反映セヌモ

ノハナイト云フ一事デアリマス、而シ

テ此ノ憲法草案ノ時代ノ特徵ハ、此ノ

第三章ノ隨所ニ現ハレテ居リマス所ノ

基本ノ人權ノ確立ト云フコトデアリ

マス、即チ人間ヲ掛替ヘノナイ一

個トシテ尊重シ直スト云フコトデア

リマシテ、彼ノ過去數年間ニ互ツテ

人間ノ生命ヲ極端ニ無視シタ所ノ慘

酷タル時代ノ直後ニ於テ、此ノ新憲法

ガ、萬事ハ個人ノ尊重カラ出直スノダ

ト云フ時代思想ノ基盤ノ上ニ作ラレマ

シタコトハ、洵ニ自然デアリマス同

時ニ、相當ノ論議ガ此ノ思想上ノ時代

色ニ對シテ當然向ケラレタノデアリマ

ス(拍手)例ヘバ同僚ノ一人ガ、此ノ草

案ハ十九世紀ノ「フランス」ノ人權宣言

ヲ彷彿セシムルデハナイカト質問致シ

マシタノモ、本案ノ此ノ時代ノ特徵ニ

對スル懷疑ノ表現デアリマシタ、又草

案ノ前文中ニ非民主的國家ノ罪惡トシ

テ專制ト暴政ト壓迫ト偏狹ト二ツノミ

ガ掲ゲラレ、一部ノ委員ノ深刻ナル不

滿ニモ拘ラズ、經濟民主主義上ノ罪惡

ガ敢テ除カレテ居リマスノモ、從來ノ

我が國ノ最大弱點ノ中、直接此ノ度ノ

戰爭ノ原因トナリマシタモノノミヲ摘

發シタト云フ意味ニ於テ、確カニ時代

色ヲ現ハシテ居ルノデアリマス、又此

ノ草案ガ財產ノ公共性ヲ力説シテ居ル

ニ拘ラズ、第二十二條ノ冒頭ニ於テ、

先ヅ私有財產ノ不可侵權ヲ明確ニ規定

シテ居リマスノモ、此ノ憲法ノ據ツル

立ツ所ノ時代ノ基礎ヲ言表ハシテ居ル

ノデアリマス、而シテ委員會ガ是等ノ

時代色ノ濃淡ヲ是正シ、出來得ル限リ

均衡アラシメヨウトシタ努力ノ跡ハ、

雖テ世人ノ知ル所デアラウト考ヘマ

ス、例ヘバ委員會ハ、此ノ草案ガ政治

上、法律上ノ基本ノ人權ヲ力説スル割

合ニハ、經濟上ニ於ケルソレヲ説クコ

ト極メテ大略ニ止メテ居リマス點ニ注

目致シマシテ、第三章中勤勞者ニ關ス

ル二、三ノ意味深キ修正ヲ行ツタコト

ハ、洵ニ當然デアルト考ヘルノデアリ

マス(拍手)即チ委員會ハ新タニ勤勞者

ノ權利ト義務、勤勞ニ對スル最低ノ文

化水準ノ生活保障、勤勞者ノ休息權等

ヲ明記致シタノデアリマス、元來昨年

ノ一大敗戦後ノ施策トシマシテハ、政

治ニ於テモ、經濟ニ於テモ、茲ニ思切

ツタ大掃除ヲ行ハネバナラナイコトハ

申スマデモゴザイマセズ、我々ハ今日

ヨリ眞ニ文字通り勤勞國家タルノ實ヲ

擧ゲテ再出發シナクテハナリマセズ、

而シテ此ノ新シキ勤勞國民ニ對シ、國

ノ全力ヲ擧ゲテ、豐富ニシテ明朗ナル

文化ノ裏打ヲ行ヒ、之ニ依ツテ新鮮ニ

シテ而モ奥床シキ平和ノ國家ヲ打樹テナ

ケレバナリマセズ、此ノ意味ニ於テ私

ハ第三章ニ關スル委員長ノ修正ニ心ヨ

リ贊成スルモノデアリマス(拍手)

此ノ第三章ニ於テハ、此ノ外ニ各個

人ノ言論ノ自由、集會、結社ノ自由モ

亦國家ニ依ツテ明白ニ尊重セラレルコトニナリマシタ、而シテ何人ト雖モ明示セラレタル理由ナクシテハ逮捕セラレズ、拷問ヲ受ケルコトモナク、自己ニ不利益ヲ供述ヲ強要セラレルコトモナキニ至リマシタコトハ、實ニ天日ヲ仰グノ思ヒヲ致スノデアリマス(拍手)

【副議長退席、議長著席】

殊ニ我々議員ハ行政官吏諸君ト頗ル異ナリマシテ、彼ノ過去ニ於テ民權思想擁護ノ爲ニ尊キ歴史ヲ遺シタル幾多ノ先輩ノ遺志ヲ繼ギマシタ結果、屢々軍憲當局ヤ司法當局ヨリ、思想上ノ傾向ニ付テ脅迫ト訊問トヲ受ケ(拍手)或ハ獄中ノ人トナリ、眞ニ身ヲ以テ裁判ノ不當ヲ體驗シタル者ガ、現ニ此ノ議場ノ中ニ少クナイノデアリマス(拍手)殊ニ第三章ノ人權擁護ノ宣言ハ、我レ人共ニ永年ノ願望ノ初メテ充タサル思ヒヲ致スノデアリマス(拍手)

【第四章中ニ付テ最モ論議ノ的トナリマシタノハ、言フマデモナク衆議院ノ組織ノ問題デアリマス、元來私ハ衆議院ガ衆議院ノ行過ギヲ調整スベキ機關ナリトノ議論ニ對シテハ、不幸ニシテ無條件ニハ贊同出來マセス、斯カル議論ハ、嚴密ニ申セバ衆議院ノ自己否定トナルノデアリマシテ、若シ夫レ衆議院ヲ必要ナモノトスルナラバ、ソレハ須ラク此ノオ互ヒノ衆議院ガ、最モ善キ意味ニ於ケル政治的常識ニ依ツテ行政ヲ監視シ、立法ヲ議決スルニ對シマシテ、衆議院ハ其ノ専門的知識ニ依ツテ衆議院ノ議決ヲ補フト云フ程度ノモノデナクテハナリマセス(拍手)即チ衆議院ハ、第二院の本質ト言ハンヨリハ、寧ろ副次的存在タルノ地位ニ退カナクテハナリマセス(拍手)此ノ理由ニ依リマシテ、衆議院ノ構成分子ハ、

各界ノ學識經驗者ヲ以テ、職能代表的ナ心持ニ依ツテ組織セラレルコトガ宜シト考ヘテ居リマス(拍手)之ヲ要スルニ衆議院ハ他クマデモ第二ノ衆議院の構成デアツテハナラナイノデアリマシテ、然ル場合ハ寧ろ衆議院ナキニ如カズト云フ議論モ起ルノデアリマス(拍手)私ハ委員長報告ガ、此ノ問題ニ關シマシテ嚴重ナル附帶決議ヲ附ケタコトヲ以テ、極メテ當然デアルト考ヘテ居リマス(拍手)

第五章ヨリ第十章マデニ付テハ特ニ申述ベル點ハゴザイマセス、唯第十章ノ最高法規ニ條章ニ於テハ頗ル重要ナル修正ガ行ハレマシタ、即チ修正案ハ、特ニ我ガ國ガ締結シタル國際條約ハ勿論、一般ニ承認セラレタル國際法規ニ對シマシテモ、最大ノ尊重ノ念ヲ拂フベキコトヲ明記致シタルデアリマス、是ハ洵ニ意味深長ナル表明デアリマシテ、此ノ一見目立タナイヤウニ見エル所ノ修正ハ、實ハ左ニ於テハ第二章ノ戰爭放棄ノ精神ト直ニ結合シ、右ニ於テハ此ノ憲法草案ノ隨所ニ盛ラレタ所ノ文化向上ノ精神ト固ク手ヲ携ヘテ居ルノデアリマス(拍手)言ヒ換ヘマズナラバ、此ノ修正ハ世界ノ凡ソモ民族ヨリ敬愛セラル、新日本人ノ再起ノ宣言デアアルノミナラズ、過去十數年ニ互ツテ我ガ國ノ指導者ガ犯シマシタ所ノ國際法規蹂躪ノ歴史ニ對スル、清ラカナル國民的懺悔ト申スベキモノデアリマス(拍手)

諸テ草案第八十四條、即チ皇室財産ヲ國庫ニ歸屬セシムルノ條項ニ付テハ、最モ慎重ナル討議ガ繰返サレマシタコトハ既ニ御承知ノ通りデアリマス、私ハ、天皇陛下ニハ極メテ簡素ナル御生活ヲ志シテ居ラレマス由ヲ承リ

マシテ、衷心ヨリ深キ感激ヲ懷クモノデアリマス、併シナガラ此ノ條項ニ關シテ我々ガ憂慮致シマシタ所以ノモノハ、要スルニ天皇ノ私的御生活ニ屬スル財産マデガ、天皇ナルガ故ニ總テ是ガ國庫ニ歸屬スルコト云フヤウナコトガアリマシタハ、洵ニ不合理モ甚ダシト云フ點ニアツタノデアリマス(拍手)

然ルニ此ノ修正案ノ審議ノ進ムニ連レマシテ、國家ニ屬スベキ皇室財産ト、天皇ノ御所有トナル所ノ私的財産トガ、斷テ劃然トシテ合理的ニ區別セラレ、隨テ天皇ノ私有財産ハ本法ノ適用外ニアルコトガ明カトナツタノデアリマス(拍手)且ツ法のニハ國家ニ屬スベキ皇室財産ト雖モ、國ノ象徵タル天皇ノ御地位ト不可分ナル財産ハ、當然從來通り使用セラレ、コトモ亦明瞭トナツタノデアリマス(拍手)而シテ國家ノ象徵タル天皇ニ必要ニシテ相應シキ經費ハ、豫算ニ計上シテ議會ノ決議ヲ經ルノデアリマスガ、之ニ付ケテモ、竊ニ繰返サヤウデアリマスケレドモ、我々ハ平靜ニシテ純正ナル態度ヲ以テ此ノ議決ヲ取扱ヒ、以テ我ガ國民ノ廣イ深イ心情ヲ世界ニ示シタイモノデアルト存ズルノデアリマス(拍手)

私ハ茲ニ最後ニ感慨無量ナル一ツノ御報告ヲ致サナケレバナリマセス、ソレハ去ル二十日ニ至リマシテ、委員會ハ遂ニ内閣總理大臣ハ國會議員ノ中カラ選バレナケレバナラナイ旨ノ修正ヲ行ツタコトデアリマス、私ハ此ノコトヲ此ノ壇上ヨリ、明治二十三年ノ國會開設以來憲政ノ爲ニ盡瘁シタル幾多ノ先輩ノ靈ニ對シテ、滿場ノ諸君ト共ニ、而シテ生キテ明治憲法ト訣別シタル尾崎行雄議員ト共ニ、報告致シタイと思フノデアリマス(拍手)

以上ヲ以テ修正案賛成ノ趣旨ヲ述ベタノデアリマスガ、之ヲ要スルニ此ノ憲法改正案ハ種々ノ批評ハアリマスケレドモ、何ト申シマシテモ祖國再建ノ途ニ於ケル傑作ノヤタルヲ失ハナイト存ジマス(拍手)併シナガラ凡ソ新憲法ノ精神ハ、之ヲ細カク規定シタ所ノ紙ノ上ニハ宿ラズシテ、之ヲ讀ム所ノ國民ノ心ノ裡ニ宿ルノデアリマス(拍手)假令手ニ一冊ノ憲法參考書ナクシテモ、尙且ツ笑ツテ己ノ心ノ裡ニア

ル所ノ憲法ノ大略ヲ精神ヲ讀ミ浮ベルコトノ出來ル國民ヨリ、眞ニ法ノ何モノタルカラ知ルモノト言ハナケレバナリマセス(拍手)我々ノ待望致シマス、ハ實ニ斯クノ如キ日本人デアリマス、憲法ノ理論ハ難カシク、憲法ノ心ハ平易ナモノデナクテハナリマセス、而シテ此ノ間ノ消息ヲ能ク知ル所ノ未來ノ日本人ノ教養ヨリ、實ニ新憲法ノ前途ヲ左右スベキ貴重ナル要素デアリマス(拍手)政府ハ國民ト相協力シテ、渾身ノ努力ヲ以テ此ノ一點ニ注ガナケレバナリマセス、新憲法改正ノ日ニ當リ、政府ニ深ク警告スル所以デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 片山哲君

○片山哲君 日本社會黨ガ提出致シマシタ修正案ハ不幸ニシテ敗レタノデアリマス、私ハ茲ニ敗レタル現在ニ於テハ、委員長報告ニ賛成スル意思ヲ表明スルモノデアリマス(拍手)現下ノ内外情勢ニ鑑ミ、且ツ民主憲法ガ我が國ニ於テ最モ制定ノ急ガレテ居リマスル現状ニ鑑ミマシテ、私ハ日本社會黨ノ考ヘテ居リマスル憲法觀ヲ、而シテ新シキ憲法ニ對スル希望ヲ是カラ申述ベツ、委員長報告ニ賛成スル

理由ヲ述ベタイト思フノデアリマス 第一ハ天皇制ト民主化政治確立ノ問題デアリマス、天皇制ノ下ニ果シテ民主主義政治ハ確立シ得ルモノデアアルカ、是ハ憲法草案發表以前ヨリ世ノ論議トナツテ居ツタ所デアリマス、私ハ茲ニ諸君ニ向ツテ天皇制ノ下ニ民主化ノ達成ハ出來得ルモノデアルト云フコトヲ明白ニ致スモノデアリマス(拍手)而シテ天皇制ノ下ニ民主主義政治達成ノ爲ニハ、ドウシテモ我ガ黨ガ考ヘテ居リマシタ修正案ヲ明カニシテ貫ヒタカツタノデアリマス、眞ニ我ガ國將來ノ政治ヲ考ヘ、眞ニ民主主義ノ爲ニ之ヲ熱望シタルデアリマス、併シナガラ今日ニ於テハソレヲ望ムコトハ出來ナカツタノデアリマスガ、委員長報告ニ賛成スル理由ハ何處ニアルカト申シマズルナラバ、主權ハ國民ニ在リト云フコトガ前文及ビ第一條ニ明カニセラレタコトヲ以テ、天皇制ノ下、尙モ民主化ガ出來ルモノデアルト云フコトヲ私共ハ考ヘルモノデアリマス(拍手)而シテ我々ハ尙ホ之ヲ明カニスル爲ニ、更ニ諸君ノ御努力ヲ願ハナケレバナラナイと思フノデアリマス、我ガ國ノ歴史、國民ノ心持、是等ヲ考ヘツ、憲法ノ運用ト、其ノ附屬法規ト、是カラ出マスル所ノ各種ノ人權法、生活法ニ對シテ民主化精神ヲ織入レルコトハ、我々ニ與ヘラレタル大キナ任務デアルト云フコトヲ考ヘルノデアリマス(拍手)

我ガ國憲法ノ特色ハ、天皇制ノ下ニ民主化達成デアルト共ニ、今一ツ新シキ第二ノ特色ガ現レタト思フノデアリマス、ソレハ何デアアルカト申シマスルナラバ、委員長報告ニ於テモ明カニセラレ、諸君ノ既ニ論議セラレタ戰爭放棄ノ點デアリマス、我々ハ世界ニ向ツテ

平和ヲ宣言シ、日本國民ハ平和ヲ愛好スル國民デアリト云フスコトヲ心ヨリ主張スルモノデアリマス(拍手)決シテ此ノ條項ハ與ヘラレタル條項デハナクシテ、日本國民ノ心底ニ流レテ居ツタ大キナ思潮デアリ、將來ノ日本ヲ之ニ依ツテ背負ツテ行カケレバナラナイト云フコトヲ私ハ信ズルモノデアリマス(拍手)其ノ大キナ平和宣言ト戰爭拋棄ヲ、憲法ノ中ニ重要ナル事項トシテ採入セラル以上ハ、ソレニ打ツテ代ル反作用ガ此ノ憲法ノ中ニナケレバナラナイと思フデアリマス、積極的國民ヲ惹ケ、國民ニ魅力ヲ與ヘ、國民ニ迫力ヲ以テ、我が國發展ノ爲ニ、我が國國力増進ノ爲ニ貢獻スベキ根柢ガナケレバナラナイと思フデアリマス、ソレハ何デアルカト申シマスラバ、ソレコソ新シク國民ヲ惹ケル文化デアリ、平和ニ對スル熱情デナケレバナラナイと思フデアリマス(拍手)金森國務相ハ、天皇象徵ヲ國民ノ憧憬ト言ハレマシタ、是モ洵ニ我が國情カラ申シマシテ理由ノアルコトデアリマセウ、併シ積極的ニ新シキ社會ニ乗出シ、新シキ世界ニ「スタート」ヲ切ラナケレバナラナイ日本國ノ新憲法、國民ヲ惹ケテ行クベキ所ノ新シキ目標ハ、文化ニ對スル、平和ニ對スル國民ノ憧憬ヲ明カニシナケレバナラナイと思フデアリマス(拍手)文化昂揚ト、藝術ノ尊重ト、平和ニ對スル熱情ヲ新シキ國民ノ憧憬トスルコトハ、新憲法ノ大キナ使命デアルト私ハ考ヘルモノデアリマス(拍手)敗戦「ドイツ」於ケル國民ノ憧憬ハ何デアルカ、色々之ヲ私ハ消息通ニ尋ネテ見マシタ、或ハ本ニ依ツテ之ヲ讀ミ、色々考ヘテ見マシタ、聞ク所ニ依リマスラバ、

敗戦「ドイツ」國民ノ憧憬ハ「カント」デアリ「ゲーテ」デアルト云フコトヲ言ハレマシタ「カント」「ゲーテ」ノ個人ヨリモ、「カント」ノ哲學思想デアリ、「ゲーテ」ヘノ藝術的ナ憧憬ハ、敗戦「ドイツ」ヲ起チ上ラヌ大キナ憧憬デアルト私ハ考ヘルモノデアリマス(拍手)我々日本國民モ、是カラ新シキ目標ト新シキ憧憬ヲ憲法ノ中ニ積極的ニ見出サナケレバナラナイノデアリマス、自由、平等、平和ハ十八世紀憲法ノ中ニ唱ヘラレタデアリマセウガ、併シナガラ我々ハ、政治上ニ於ケル形式のナ自由平等ヨリモ、今日ニ於テハ經濟的、生活的ナ自由平等ヲ求メテ、國民ニ眞ノ文化生活ヲ與ヘルコトガ最も必要デアルト感ズルモノデアリマス(拍手)斯クシテ新シキ世界ニ國民ヲ導イテ行カケレバナラナイ、其ノ使命ヲ憲法ガ持つテ居ルノデアリマス、新憲法ハ眞ニ日本國民ニ新文化ヲ與ヘ、戰爭ヲ拋棄シテ反作用トシテノ文化ト平和ト國民平等ノ精神ヲ深く吹込ムコトガ、最も要望セラレルコトデアルト信ズルモノデアリマス

第三ニ主權在民ノ思想ト明文ガ憲法ノ中ニ明カニセラレタノデアリマス、然ラバソレト同ジヤウナ精神、且ツソレカラ出マスル所ノ各種ノ條項ガ、均齊ヲ保ツテ憲法ノ中ニ規定サレナケレバナラナイと思フデアリマス、一面ニ於テハ主權在民デアルガ、一面ニ於テハ尙ホ封建的ナ色彩ヲ持つテ居ルト云フヤウナ事柄ヤ、或ハ國民ノ生活權ヤ、國民ノ勞働權ヤ、休息權ヤ、教育權ニ缺クル所アリ、且ツ舊思想ノ拘束ガアツタナラバ、ソレハ跛行的憲法デアルト云フコトヲ言ハナケレバナラナイと思フデアリマス(拍手)跛行狀態ヲヤメテ、眞ニ均齊ノ取レタル、整備セラレタル憲法トシテ行カケレバナラナイノデアリマス、是ニ於テ初メテ國民ニ魅力ヲ與ヘ、國民ヲ惹ケ、新シキ文化ヲ建設スル指導力トシテノ憲法ガ制定セラル、ト私ハ信ズルモノデアリマス

私ハ更に進ンデ第四ニ、憲法ノ如キ大ナル國家ノ生命デアリ、國民ノ本當ノ眞髓ヲトケ出シテ居リマスル所ノ生命トモ言フベキ大法典ハ、時代ニ先ンジタモノデナケレバナラナイと思フデアリマス、現狀ニ低徊セズシテ、或ハ現在ノ狀態ヲ調節スル作用ヲ持つヨリモ、時代ニ先行シ、國民大衆ノ生活ヲ指導スル大キナル理想ヲ掲ゲタ理想法デナケレバナラナイと思フデアリマス(拍手)其ノ意味ニ於テ我々ノ生命ヲ左右シ、我々眞ニ導イテ行カウト致シマスル新憲法ハ理想法デナケレバナラナイ、是ニ於テ初メテ國民ヲ惹ケル力ヲ持つノデアリマス、先程カラ御話デ色々伺ヒマシタガ、餘リニ時代ニ因ハレ、現狀ニ拘束サレテ、其ノ現狀ヲ脱スルコトガ出來ナイヤウナ心持ヲ持つナラバ、新時代ニ對スル感覺ヲナクスルニ至ルノデアリマス、又時代ヲ飛躍シテ其ノ歴史的發展又ハ自然の現實ヲ無視シテ幾多空想ノ議論ニ走ルナラバ、是レ亦國民感情ニ副ハザルモノガ出來ルト思フデアリマス(拍手)我々ハ此ノ意味ニ於テ眞ニ現實ニ即シツ、且ツ理想ハ何處マデモ高ク、其ノ崇高ナル考ヘヲ、其ノ高尚ナル理念ヲ我々ノ目標トシテ、ソレニ向ツテ進ムコトハ、國民ヲ眞ニ進取的ニ導ク所ノ大キナ指導力ニナルト云フコトヲ感ズルモノデアリマス(拍手)此ノ意味ニ於ケマシテ、憲法ハ幾多ノ絆ヲ斷切ツテ舊習慣ニ因ハレルコトナクシテ、封建的ナ桎梏ヲ打捨テテ、新シキ理想ニ向ツテ進マナケレバナラナイと思フデアリマス、眞ニ民主主義政治ヲ目標トシ、ソレニ向ツテ深キ信念ヲ持チ、斷ジテ屈セザル意氣ヲ以テ進ムコトコソ、新日本ノ國民ニ與ヘラレタル重大ナル使命デアルト考ヘルモノデアリマス(拍手)

其ノ意味ニ於テ私ハ第五ニ、然ラバ理想法タル憲法ハ如何ナル體系ニ屬スベキモノデアルカ、斯ク問ハレルナラバ、私ハ率直簡明ニ御答ヘ致シタイノデアリマス、理想法タル新憲法ハ社會法デナクテハナラナイト云フコトヲ信ズルモノデアリマス(拍手)敢テ本日私ハ社會法ト總括致シマス、社會法ヲ新シキ體系デ組立ナケレバナラナイ、太陽ノ如ク憲法ヲ中心トスルノデアリマス、星座ヲ作ツテ附屬法ヲ作ル、或ハ民法ノ如キ人權法、生活法、經濟法、產業法、幾多ノ法規ヲ星座ト致シマシテ、新シキ體系ニ進ンデ行カケレバナラナイと思フデアリマス、歷史法學ニ因ハレルコトナク、自然法學說ニ因ハレルコトナク、併シナガラ之ヲ根柢トシテ發展シテ行カケレバナラナイ、新シキ發展ニ向ツテ行ク其ノ目標ハ、社會法デアルコトヲ私ハ信ズルノデアリマス(拍手)社會法ノ中ニ於ケマシテハ、國民ノ生活權利、國民ノ休息權、國民ノ教育、國民ノ生活ノ向上スルモノデアリマス、働キサヘルナラバ其ノ國民ハ生活ヲナスコトガ出來ルノデアルト云フ國家保障ヲ明カニシ、七時間働イテ後ハ休息シテ宜シイノデアリ、國民ニ休息權ヲ與ヘナケレバナラナイノデアリ、是カラ各種ノ生活法ハ國民ノ休息ニ關スル法規ヲ制定スベキデアルト思フデアリマス、我々ハ善キ音樂ヲ聴キタイト思ヒマシテモ、良キ映画ヲ見タイト思ヒマシテモ、好キ劇ヲ鑑賞シタイト思ヒマシテモ、中々其ノ自由ハ得ラレナイノデアリマス、恐ラク勞働者、農民、一般ノ勤人々ハ、其ノ生活ニ追ハレテ何等ノ休息權ガ與ヘラレナクツタノガ、現在ニ於ケル事實デアルト私ハ思フデアリマス(拍手)憲法ハ其ノ不足ヲ補填スル爲ニ、其ノ足ラザル所ヲ充實スル爲ニ、星座ノ如ク繞ツテ居リマスル所ノ、生活經濟法、產業法ヲ以テ之ヲ補填シテ行カケレバナラナイ、勞働調整法ハ何故ニ勞働大衆ノ反響ヲ買ツテ居ルノデアリマセウカ、冷靜ニ能ク御考ヘ願ハナケレバナラナイと思フデアリマス、勞働大衆ニ信頼ヲ與ヘルコトナク、勞働大衆ノ指導者ヲ信任スルコトナクシテ、唯單ニ之ヲ取締ル、唯單ニ之ヲ調整スルト云フカノ如キ觀念ヲ以テ進ミマ、ナラバ、ソレハ反響ヲ買フノハ當然ノコトデアルト私ハ思フデアリマス(拍手)宜シク人間生活ニ關スル生活法規、經濟法規ハ指導的ナ立場ニ立ツテ、國家ハ生活指導ノ方針ヲ明カニスベキ必要アリト思フデアリマス、一ニ今後ニ於ケル憲法ヲ生命アラシメ、今後ニ於ケル憲法ノ活動ヲ生氣アラシメ、眞ニ民主主義憲法ノ實ヲ發揮セシムル爲ニハ、周圍ヲ繞ツテ居リマスル各種ノ法規ヲ十分ニ充實スルコトガ必要デアルト考ヘルノデアリマス(拍手)ソレハ諸君ニ與ヘラレ、且ツ我々ハ共ニ力ヲ協ハシテ眞ニ國家ノ爲ニ、將來ノ國民

の文化國家日本ヲ建設スルニハ教育ノ
尊重以外ニアルベカラズト云フ其ノ建
前カラ致シマシテ(拍手)此ノ新憲法ニ
於キマシテ一章ヲ設ケマシテ、教育ノ
自主性、教育ノ獨立性、即チ他ノ外部
ノ力ニ依ツテ教育ノ根本理念、根本方
針ト云フモノガ企メラレナイヤウニ致
シタイトモ(ヘタ次第デアリマス、併
此ノコトハ實現ヲ見ナカツタ次第デア
リマスガ、議員諸君ノ同情アリ御理解
政府當局ノ御協力ト、國民ノ政治的自
覺ノ向上ニ依リマシテ、此ノ懸念ガ闕
ナル杞憂ニ終ランコトヲ私ハ念願スル
次第デアリマス(拍手)御聴聽ノ感謝致
シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 田中久雄君
〔田中久雄君登壇〕

○田中久雄君 私ハ無所屬俱樂部ヲ代
表致シマシテ、政府提出憲法改正案
對シ、委員會ニ於テ修正セラレマシタ
芦田委員長報告ノ通り修正セル改正案
ニ賛成スルモノデアリマスガ、既ニ各
黨代表ノ諸君ニ依ツテ凡ユル角度ヨリ
討議セラレマシタノデ、茲ニ重複ヲ省
略致シマシテ、極メテ簡單ニ賛成ノ理
由ヲ申述ベタイト存ジマス(拍手)

「ボツダム」宣言ハ勿論、之ニ關聯シ
テ聯合國側ヨリ發セラレマス所ノ各種
ノ命令文書ニ對シマシテハ、我が國政
府ハ之ニ服從シ、之ヲ履行スル義務ヲ
負ウテ居ルコトハ勿論デゴザイマス、
而シテ「ボツダム」宣言ノ中、第一ニ軍
國主義ヲ驅逐シテ永久平和ヲ實現スル
コト、第二ニ我が國ヲ誤ラシメタ封建
勢力ヲ驅逐スルコト、第三ニ民主主義
の傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障
ヲ除去シ、以テ民主主義原理ノ具現ヲ
ナスコト、第四ニ言論、宗教思想等一

の文化國家日本ヲ建設スルニハ教育ノ
尊重以外ニアルベカラズト云フ其ノ建
前カラ致シマシテ(拍手)此ノ新憲法ニ
於キマシテ一章ヲ設ケマシテ、教育ノ
自主性、教育ノ獨立性、即チ他ノ外部
ノ力ニ依ツテ教育ノ根本理念、根本方
針ト云フモノガ企メラレナイヤウニ致
シタイトモ(ヘタ次第デアリマス、併
此ノコトハ實現ヲ見ナカツタ次第デア
リマスガ、議員諸君ノ同情アリ御理解
政府當局ノ御協力ト、國民ノ政治的自
覺ノ向上ニ依リマシテ、此ノ懸念ガ闕
ナル杞憂ニ終ランコトヲ私ハ念願スル
次第デアリマス(拍手)御聴聽ノ感謝致
シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 田中久雄君
〔田中久雄君登壇〕

○田中久雄君 私ハ無所屬俱樂部ヲ代
表致シマシテ、政府提出憲法改正案
對シ、委員會ニ於テ修正セラレマシタ
芦田委員長報告ノ通り修正セル改正案
ニ賛成スルモノデアリマスガ、既ニ各
黨代表ノ諸君ニ依ツテ凡ユル角度ヨリ
討議セラレマシタノデ、茲ニ重複ヲ省
略致シマシテ、極メテ簡單ニ賛成ノ理
由ヲ申述ベタイト存ジマス(拍手)

「ボツダム」宣言ハ勿論、之ニ關聯シ
テ聯合國側ヨリ發セラレマス所ノ各種
ノ命令文書ニ對シマシテハ、我が國政
府ハ之ニ服從シ、之ヲ履行スル義務ヲ
負ウテ居ルコトハ勿論デゴザイマス、
而シテ「ボツダム」宣言ノ中、第一ニ軍
國主義ヲ驅逐シテ永久平和ヲ實現スル
コト、第二ニ我が國ヲ誤ラシメタ封建
勢力ヲ驅逐スルコト、第三ニ民主主義
の傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障
ヲ除去シ、以テ民主主義原理ノ具現ヲ
ナスコト、第四ニ言論、宗教思想等一

切ノ自由ヲ保障シ、基本的人權ノ尊重ヲ確保スルコト、此ノ四點ガ憲法改正ノ關係ヲ持ツ所ノ宣言ノ内容デアリマス、而シテ憲法改正ノ方向ハ、正ニ此ノ四ツノ事項ヲ自主のニ自律のニ且ツ積極のニ實施スルコトガ出來得ルヤウニ改正ノ行ハレテ行クコトガ絕對ニ必要デアリマス

ソコデ本案ヲ見マスルニ、本案ハ其ノ第二章第九條ニ於テ、國權ノ發動タル凡クの場合ノ一切ノ戰爭ヲ全面的ニ拋棄スルノミナラズ、國際紛爭ヲ解決スル手段トシテ、武力ヲ示シテ威嚇シタリ、武力ヲ行使スルガ如キコトハ一切之ヲ拋棄スルト規定シ、曾テ世界人類史上ニ前例ヲ持タザル全面的且ツ永久的ノ戰爭ヲ規定シ、以テ平和主義ノ徹底的確立ニ貢獻シ、此ノ信念ニ立脚シテ、陸海空軍其ノ他ノ戰力ハ之ヲ保持スルコトヲ許サズトスル、軍國主義驅逐ノ根本規定ヲ設ケテ居ルノデアリマス、即チ「ボッダム」宣言第六項ノ軍國主義ノ驅逐並ニ永久平和ノ確立ト云フ原則ヲ遺憾ナク貫イテ居ルコトハ、私ガ此ノ案ニ贊成致シマス第一ノ理由デアリマス

第二ニ本案ハ貴族院ヲ廢止致シテ居リマシ、貴族院ニ付キマシテハ、之ニ類スル參議院ヲ設ケタルガ如キ外、觀ヲ呈シテ居リマシガ、參議院ハ貴族院ノ如ク全國民ノ一般選舉ニ依ラザルモノトハ異ナリ、衆議院同様全國民ヨリ選舉セラレタル議員ヲ以テ構成シ、何等貴族院ノ如キ封建ノ勢力ノ代表機關タル特質ヲ有セザルコトハ、既ニ明白ナ所デアリマス、本案ガ斯卡ル特質ヲ有スル貴族院ヲ全廢スルト共ニ、同ジク重臣其ノ他特權階級ノ封建ノ勢力ノ溫床ニナルト見ラレテ居リマシタ、樞密院制度ヲ全廢スルコトニ依ツテ、封建ノ勢力ノ根絶ヲ期シテ居リマスコトハ、眞ニ忠實ニ宣言事項ヲ實現セントスル

努力ノ現ハレデアルト信ジマス（拍手）
是レ私ガ本案ニ對シテ贊成スル第二ノ
理由デアリマス

次、第三ニ、本憲法案ノ前文ニ於キマシテハ、「ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受するものである。これは人類の普遍の原理であり、この憲法は、かか

る。ト規定シ、行政機關タル内閣、司法機關タル最高裁判所ニ對シ幾多優位ナル地位ヲ與ヘ、以テ國權ノ最高機關タル實ヲ與ヘテ居ルノデアリナク、是等ノ規定モ、申上グルマデモナク國民民衆ノ總意ノ至高ノ現ハレデアルト言フベキモノデアリマス、更ニ第六ニハ、最高裁判所ノ裁判官ニ對シテ國民ガ其ノ選定權ヲ持ツコトガ規定セザレ、第七ニハ、公務員ニ對スル選定權ト罷免權ト國民固有ノ權利トシテ第十五條ニ規定致シテ居リマス

第八ニハ、地方自治ニ關シテ都道府縣ノ長官、市町村長ハ地方住民ニ依ル直接選舉ヲ規定致シテ居リマヌ、是等ノ規定ハ國民並ニ地方住民ノ總意ヲ至高ナリトスル大精神ノ顯現ニ外ナラナイト存ズルノデアリマス（拍手）第九ニ最モ重大ナルコトハ、將來此ノ憲法ヲ更ニ改正スルノ必要アル場合ハ、各議院ノ總議員ノ三分ノ一以上ノ贊成別ノ國會ガ之ヲ發議スル、サウシテ特別ノ國民投票ニ依ツテ、其ノ過半數ノ贊成ヲ得ルコト規定シテ、斯クテ改正ガ成立致シタル場合ハ、天皇ハ國民ノ名デ此ノ憲法ト一體ヲ成スモノト

シテ直チ之ヲ公布スルト規定致シテ居リマス、憲法改正ノ如キ重大ナル國事ニ、國民總意至高ノ原理ヲ適用致シテ居リマスコトハ、洵ニ當然ノコトト云ハナケレバナリマセズ、以上申述セハシテ九項目ニ互ル幾多ノ規定ノ内容マシ、是レ悉ク民主主義原理ノ現ハレデアツテ、國民民主主義ノ具體的大方針ヲ定メルモノ、デアルト信ズルノデアリマス、是レ私ガ本案ニ贊成ヲ致シマス第三ノ理由デアリマス

更ニ本案ハ第三章第十條以下四十條ニ至リマスマデ、三十一箇條ニ互リマシテ、實ニ詳細ナル國民ノ自由ト權利ヲ擁護スル爲ノ規定ヲ設ケテ居リマス、舊憲法ニ於キマシテモ幾多ノ國民ノ權利ヲ擁護スル規定ハ設ケテ居リマ

シタガ、是等ノ規定ハ、信教ノ自由ニ關スル唯一ツラ除キマシテハ、悉ク法律ニ依ツテ制限スルコトガ出來タノデアリマス、然ルニ新憲法ニ於キマシテハ、公共ノ福祉ニ反セザル限りニ於テ、茲ニ規定スル幾多ノ自由ト權利ハ、法律ニ依リマシテモ永久ニ斷ジテ侵害スルコトヲ許サズ旨ヲ規定シ、以テ國民ノ權利ハ永久不可侵ナリトノ原則ヲ其ノ全章ニ互ツツ規定致シテ居ルノ權宜デアリマス（拍手）此ノ素晴らしい人權宣言ヲモ謂フベキ規定ノ内容ニ申シテ、政府ノ「ボツダム」宣言ニ對スル眞ニ忠實ナル履行ノ決意ヲ現ハレデアルト信ズルノデアリマスガ、是レ私ガ本案ニ賛成スル第四ノ理由デアリマス

諸君、凡ソ一國ノ憲法ガ制定セラレ、又改正セラレマシタ歴史ヲ見マスレバ、其ノ多クハ古キ支配者ヲ排斥シテ、新シキ力ヲ得マシキトナリ達ガ、將來此ノ力ヲ再び覆サレルコトヲ防ク爲ニ、茲ニ既ニ得タルモノヲ斷カザルモノトシテ規定致シテ居ルノデアリマスガ、我が國ノ今度ノ憲法改正ハ、未ダ何モノモ得テ居ナイノデアルヲ、唯之ヲ將來ニ實現セシムル理想ヲ法文化シテ居ルノニ過ギナイノデアリマス、詰リ綺麗デハアリマスガ、實ニハアリマス、日本國アツテ實デハナキノデアリマス、花デ國民ハ憲法ガ良イノツタカヲト言ウテ、安心スベキデハ

ナク、其ノ成果ハ寧ロ將來全國民ノ聲
ヲ努力ニ依ツテノ初メテ贏チ得
ルモノデアルコトヲ自覺シナケレバナ
リマセヌ(拍手)最後ニ一言申上レバ
ス、我が國ハ今や戰爭ヲ抛棄シテ、世
界人類ノ最高理想ヲ憲法ニ定メ、日本
民族ノ安全ト生存ヲ學ゲテ世界諸國民
ノ公正ト信義ニ果シントスルノデアリ
マスガ、我々ハ二果シテ如何ナル生活ヲ
續ケテ行クベキカデアリマス、詰リ一
切ヲ棄テ、素ツ裸ニナツタト云フコト
ハ、燃エ盛ル火ノ中ニ蓮華ノ花ヲ咲カ
スヤウナ實ニ大悲願デアツテ、此ノ實
現ハ我々日本國民ガ個人トシテモ、國
家トシテモ已ノ權利ヲ主張スル前ニ
先ヅ他ノ權利ヲ尊重スルノ心掛ガ要
ル、更ニ進ンデハ世界平和、他ノ平和
ト幸福ノ爲ニ己ヲ捧グルノ高イ宗教的
生活ヲ持タナケレバナライノ宗教的

マス 奪ヒ合ヒ、呪ヒ合ヒノ生活、即チ戰爭ノ原因トナル生活ヲ捨テ、讓リ合ヒ、助ケ合ヒ、拜ミ合ヒノ生活、即チ懺悔ノ生活ヲ持ツ民族トナリマス時ニ、初メテ劍モ立尚ヒ得ザル權威ガ現ハレ、戰爭ノ拋棄ノ大理想ガ實現スルノデアリマス(拍手)幸ヒニシテ我が國ハ既ニ四十餘年ニ亙ツテ斯ク云フ懺悔ノ生活ヲシテ居ル人々ガアリ、戰爭前ニ「アメリカ」ノ一女性ニ依ツテ此ノ事實ハ實證ヲセザレテ居ルノデアリマス、我々ハ正ニ之ヲ見マス時ニ、日本民族ノ將來ハ正ニ泰然自若タルモノガ其ノ中カラ生レルト信ジマス、斯クテ將來我ガ國ニ續イテ敗レタ國モ、勝利ヲ得タ國モ共ニ戰爭ヲ拋棄スル時代ガ生レルマシニハ、此ノ戰爭ハ人類永遠ノ平和ヲ招來スル爲メ戰爭デアツタノデアリ、大死ヲシタト思ハレタ幾百萬ノ英靈ハ、眞ニ尊イ世界平和ヲ實現ノ爲メ犧牲トナツテ生キ還ツテ來ルノデアリマス(拍手)私ハ我々ノ犯シタ過誤ヲ、生活ヲ通ジテ懺悔シ、以テ之ヲ償ヒ、我ノ子孫ト世界人類ノ永遠ノ平和ヲ爲シ貢獻スベキ勇氣ト歡喜ヲ新タニ致シマシテ、本案ニ賛成ヲ致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ委員長ノ報告ニ對スル討論ハ終局致シマシタ(拍手)採決致シマス、本案ハ委員長報告ノ通り決スルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

○議長(山崎猛君) 七名ヲ除キ其ノ他ノ諸君ハ全員起立、仍テ本案ハ委員長報告ノ通り三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決致シマシタ、是ニテ本案ノ第二讀會ハ終了致シマシタ(拍手)

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ勸議ニ御異議アリキヤ

○議長(山崎猛君) 異議ナシト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

帝國憲法改正案

第三讀會

○議長(山崎猛君) 是ヨリ第三讀會ノ採決ヲ致シマス、此ノ採決ハ記者代表

—

作 爲 附 屬 作 用

實
二
國
上
一
種

魚ノニ正ナニ在テ嘉用ニ任シテ

イミダズ系ハル

發行所
東京都牛込區市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一〇〇
振替東京一九〇〇〇〇〇〇
圖書課